

女性の政策・方針決定参画状況調べ

平成20年10月

内閣府男女共同参画局

目 次

I 「2020年30%」の目標のフォローアップのための指標	1
II 各分野における参画状況	9
1 国・地方公共団体	9
(1) 国の立法・司法・行政	9
ア. 立法	9
① 国会議員	9
② 選挙区・比例区別国会議員	11
③ 会派別国会議員	12
④ 国会における役職	13
⑤ 国会職員採用者	13
⑥ 衆参両議院選挙における有権者数、投票者数及び投票率	14
イ. 行政	15
① 閣僚等	15
② 国家公務員管理職	16
イ 年度別女性国家公務員登用状況	16
ロ 府省別女性国家公務員登用状況	17
③ 一般職国家公務員の在職者	18
④ 平成18年度府省別・職務の級別在職状況（行（一）1～10級、指定職）	19
⑤ 平成18年度国家公務員級別在職者（行政職（一）、公安職（一）、公安職（二）、 研究職、医療職（一））	22
⑥ 防衛省職員の在職状況	23
イ 自衛官	23
ロ 事務官等	23
⑦ 国家公務員採用試験区分別採用等の状況	24
イ 国家公務員Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験合格者及び採用者	24
ロ 国家公務員Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験等採用者	25
ハ 平成20年度府省庁別国家公務員Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験等採用者	26
ニ その他の試験における採用者	27
ウ. 審議会	30
① 年度別状況	30
② 府省別一覧	31
エ. 司法	32

① 裁判官	32
② 指定職相当以上の判事、最高裁判所判事・高等裁判所長官	32
③ 検察官	33
④ 指定職相当以上の検事、検事総長・次長検事・検事長	33
⑤ 平成18年度司法修習生の男女別採用者数及びその後の進路状況	34
⑥ 裁判所職員採用者	34
オ. 政党	35
(2) 地方公共団体	36
ア. 地方議会	36
① 年度別状況（都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会）	36
② 都道府県別状況（都道府県議会、市区議会、町村議会）	38
③ 統一地方選挙における当選者	39
④ 統一地方選挙における投票率	40
イ. 行政	41
① 首長等	41
イ 首長等	41
ロ 各団体における役員	41
② 地方公共団体の管理職	42
③ 地方公務員の職種別・男女別職員数（全地方公共団体）	43
④ 地方公共団体の採用者の状況	45
ウ. 審議会	46
① 都道府県の審議会	46
② 政令指定都市の審議会	46
③ 市区町村の審議会	46
(3) 独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人）	47
① 役員	47
② 管理職（部長相当職・課長相当職）	47
③ 職員	47
2 企業	48
(1) 管理職	48
① 管理的職業従事者	48
② 職業小分類別管理的職業従事者	48
③ 民間企業における管理職（従業員数30人以上）	49
④ 民間企業における管理職（従業員数100人以上）	49
⑤ 社長	50

⑥ 自営業主	50
(2) 商工関係団体の役員	51
(3) 労働組合	52
① 男女別1労働組合当たりの平均執行委員数	52
② 日本労働組合総連合会における役員	52
③ 日本労働組合総連合会傘下の組合における状況	52
3 農林水産	53
(1) 指導農業士	53
(2) 農業委員会	53
(3) 農協、漁協、森林組合	53
① 団体における役員	53
② 農業協同組合	54
③ 漁業協同組合	54
④ 森林組合	54
4 メディア	55
(1) 記者	55
(2) メディア関係団体の役員	55
5 教育・研究等	56
(1) 教育委員	56
(2) 初等・中等教育関係	57
(3) 高等教育関係	58
① 学校管理職及び教員（高等専門学校、短期大学、大学）	58
② 国立大学の課長相当職以上の職員	60
(4) 学術会議・学会	61
① 日本学術会議会員	61
② 学会の長、学会役員	61
(5) 研究者	62
(6) P T Aにおける役員	62
(7) スポーツ団体における役員	62
6 国際	63
(1) 在外公館の幹部職員	63
① 特命全権大使・総領事、特命全権公使・公使・参事官	63
② 在外公館の全職員	63
(2) 国連等の日本人職員	64
① 国連関係機関におけるクラス別日本人職員	64

② 国連・国際機関等の日本人職員	65
7 地域	66
(1) 自治会	66
8 その他専門的職業	67
(1) 専門職	67
① 専門的・技術的職業従事者	67
② 職業小分類別専門的・技術的職業従事者	68
③ 医師・歯科医師・薬剤師・獣医師	70
④ 日本弁護士連合会登録会員	71
⑤ 日本公認会計士協会登録公認会計士	71
⑥ 日本司法書士会連合会登録会員	71
⑦ 日本弁理士会登録会員	71
⑧ 日本税理士会連合会登録会員	71
⑨ 各種試験合格者	72
(2) 職能団体役員	74
9 その他	75
(1) 法律に基づいて配置されている委員、相談員	75
(2) 各種団体における役員	75
10 諸外国における女性の政策・方針決定過程への参画状況	75
(1) 国会議員数の国際比較	76
(2) 管理的職業従事者、専門的職業従事者の国際比較	77
(3) HDI、GDI、GEMの上位55か国	78

参考：関係法令等

1 関係法令	79
(1) 憲法（抜粋）	79
(2) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）（全文）	79
(3) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抜粋）	84
(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋）	85
2 男女共同参画基本計画（抜粋）	86
3 女性のチャレンジ支援策の推進	94
(1) 女性のチャレンジ支援策の推進について	94
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）の フォローアップについての意見	94
(3) 女性の参画加速プログラム	96

4	審議会等委員への女性の登用について	106
5	女性国家公務員の採用・登用等の促進について	107
	(1) 平成13年6月5日 男女共同参画推進本部決定	107
	(2) 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針	107
	(3) 平成16年4月27日 男女共同参画推進本部決定	110
	(4) 平成16年4月28日 各省庁人事担当課長会議申合せ	110
6	婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱	113
7	国際婦人年以降の国内外の動き	115
8	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）	118
9	婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価 に伴う勧告及び結論（抜粋）	119
10	第4回世界女性会議「行動綱領」（総理府仮訳）（抜粋）	122
11	北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（総理府仮訳）（抜粋）	123

本調べは、昭和52年以来、関係府省等の協力を得て、政治・行政・司法等の各分野における女性の参画状況について直近のデータを収集し取りまとめているものである。

なお、掲載しているデータの内容は、次の項目を除き、原則として毎年更新している。

- ・「選挙区・比例区別国会議員」（11頁）及び「衆参両議院選挙における有権者数、投票者数及び投票率」（14頁）・・・国政選挙実施時点ごと
- ・「統一地方選挙における当選者」（39頁）「統一地方選挙における投票率」（40頁）・・・統一地方選挙実施時点ごと
- ・「地方公務員の職種別・男女別職員数（全地方公共団体）」（43頁）、「職業小分類別管理的職業従事者」（48頁）及び「自営業主」（50頁）・・・5年ごと
- ・「職業小分類別専門的・技術的職業従事者数」（68頁）・・・5年ごと
- ・「民間企業における管理職」（49頁）・・・3年ごと
- ・「国立大学法人等役員、管理職、職員」（60頁）・・・3年ごと
- ・「医師・歯科医師・薬剤師、獣医師」（70頁）・・・2年ごと
- ・「法律に基づいて配置されている女性の委員、相談員の数」（75頁）のうち社会教育委員・・・3年ごと

I 「2020年30%」の目標のフォローアップのための指標

この指標は、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップのための意見」（平成19年2月男女共同参画会議決定）に基づき、社会の各分野における指導的地位に女性が占める割合を調査し公表するものである。

1. 国・地方公共団体等	2004年	2005年 対前 年差	2006年 対前 年差	2007年 対前 年差	2008年 対前 年差	備考	該当 ページ
(1) 国の立法・司法・行政							
(立法)							
国会議員（衆議院）	7.1	9.0 1.9	9.4 0.4	9.4 0.0	9.4 0.0	総務省、衆議院・参議院事務局調べ 2004年7月、2005年9月、2006年11月、2007年9月、2008年10月現在	9
国会議員（参議院）	13.6	13.6 0.0	14.2 0.6	17.8 3.6	18.2 0.4	総務省、衆議院・参議院事務局調べ 2004年7月、2005年9月、2006年11月、2007年9月、2008年10月現在	10
(行政)							
大臣	16.7	11.1 -5.6	11.1 0.0	11.1 0.0	11.1 0.0	内閣府調べ 2004年7月、2005年11月、2006年9月、2007年9月、2008年10月現在	15
副大臣	0.0	4.0 4.0	8.0 4.0	12.0 4.0	8.0 -4.0	内閣府調べ 2004年7月、2005年11月、2006年9月、2007年9月、2008年10月現在	15
政務官	0.0	26.9 26.9	19.2 -7.7	3.8 -15.4	3.8 0.0	内閣府調べ 2004年7月、2005年11月、2006年9月、2007年9月、2008年10月現在	15
本省課室長相当職以上の国家公務員	1.5	1.7 0.2	1.8 0.1	2.0 0.2	- -	人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」 各年1月15日現在	16
** 指定職以上の国家公務員	0.8	1.2 0.4	1.2 0.0	1.1 -0.1	- -	人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」 各年1月15日現在	16
* 国家公務員採用者（Ⅰ種試験等）	19.3	20.4 1.1	21.1 0.7	21.9 0.8	21.7 -0.2	総務省「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」 2004年は年度内採用者数、2005年以降は4月30日時点の採用者数	25
* 国家公務員採用者（Ⅰ種試験等事務系区分）	21.3	21.5 0.2	22.4 0.9	25.1 2.7	24.2 -0.9	総務省「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」 2004年は年度内採用者数、2005年以降は4月30日時点の採用者数	25
(審議会)							
国の審議会等委員	28.2	30.9 2.7	31.3 0.4	32.3 1.0	32.4 0.1	内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」 各年9月30日現在	30
(司法)							
裁判官	13.2	13.7 0.5	14.2 0.5	14.6 0.4	15.4 0.8	最高裁判所調べ 各年4月現在	32
** 指定職相当以上の判事	10.7	12.1 1.4	12.8 0.7	13.6 0.8	13.8 0.2	最高裁判所調べ 各年4月現在	32
** 最高裁判所判事・高等裁判所長官	4.3	4.3 0.0	4.3 0.0	4.3 0.0	4.3 0.0	最高裁判所調べ 各年4月現在	32
検察官	8.6	9.5 0.9	10.2 0.7	10.9 0.7	12.2 1.3	法務省調べ 各年3月31日現在	33
** 指定職相当以上の検事	6.6	8.0 1.4	8.3 0.3	9.8 1.5	10.1 0.3	法務省調べ 各年7月1日現在	33
** 検事総長・次長検事・検事長	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	法務省調べ 各年7月1日現在	33

(政党役員)							
自由民主党	5.2	7.4 2.2	7.2 -0.2	9.4 2.2	10.5 1.1	自由民主党調べ 2004年2月、2005年10月、2006年6月、2007年8月、2008年9月現在	35
民主党	8.0	3.8 -4.2	6.7 2.9	14.3 7.6	7.1 -7.2	民主党調べ 2004年7月、2005年7月、2006年8月、2007年8月、2008年9月現在	35
公明党	9.1	8.8 -0.3	8.8 0.0	9.7 0.9	9.8 0.1	公明党調べ 2004年5月、2005年2月、2006年7月、2007年1月、2008年8月現在	35
日本共産党	14.2	14.2 0.0	13.3 -0.9	13.3 0.0	13.5 0.2	日本共産党調べ 2004年1月、2005年8月、2006年8月、2007年8月2008年1月現在	35
社会民主党	18.8	18.8 0.0	23.1 4.3	23.1 0.0	23.1 0.0	社会民主党調べ 2004年5月、2005年7月、2006年7月、2007年7月、2008年1月現在	35
(2)地方公共団体							
(議会)							
都道府県議会議員	6.9	7.2 0.3	7.3 0.1	8.0 0.7	- -	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調べ」 各年12月31日現在	36
市区議会議員	12.0	11.0 -1.0	11.2 0.2	12.3 1.1	- -	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調べ」 各年12月31日現在	36
町村議会議員	5.8	6.4 0.6	6.9 0.5	7.7 0.8	- -	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調べ」 各年12月31日現在	37
(行政)							
都道府県知事	8.5	8.5 0.0	10.6 2.1	10.6 0.0	6.4 -4.2	内閣府調べ 2004年4月、2005年12月、2006年9月、2007年6月、2008年10月現在	41
市区長	1.2	1.2 0.0	1.2 0.0	1.2 0.0	1.5 0.3	内閣府調べ 2004年12月、2005年12月、2006年9月、2007年6月、2008年4月現在	41
町村長	0.3	0.4 0.1	0.4 0.0	0.6 0.2	0.6 0.0	内閣府調べ 2004年12月、2005年12月、2006年9月、2007年6月、2008年4月現在	41
都道府県における本庁課長相当職以上の職員	4.9	4.8 -0.1	5.0 0.2	5.1 0.1	5.4 0.3	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	42
** 都道府県副知事	7.7	8.7 1.0	6.8 -1.9	6.4 -0.4	4.7 -1.7	内閣府調べ 2004年4月、2005年12月、2006年9月、2007年6月、2008年10月現在	41
* 都道府県における公務員採用者(上級試験)	17.3	17.5 0.2	16.8 -0.7	17.5 0.7	19.0 1.5	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年、前年度の採用者数	45
市区町村における本庁課長相当職以上の職員	7.6	7.8 0.2	7.9 0.1	8.6 0.7	8.9 0.3	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	42
** 副市区町村長	-	- -	- -	1.3 -	1.1 0.2	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 2007年6月、2008年4月現在	41
(審議会)							
都道府県審議会委員	23.0	25.6 2.6	26.2 0.6	27.1 0.9	28.0 0.9	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	46
市区町村審議会委員	19.8	21.3 1.5	22.5 1.2	21.9 -0.6	25.3 3.4	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	46
(3)独立行政法人等							
独立行政法人・特殊法人・認可法人の部長相当職及び課長相当職の職員	-	- -	13.7 -	- -	- -	内閣府「独立行政法人等における女性の参画状況調査」 各年4月1日現在	47
** 独立行政法人・特殊法人・認可法人の役員	-	- -	2.6 -	- -	- -	内閣府「独立行政法人等における女性の参画状況調査」 各年4月1日現在	47

2. 企業	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	備考	該当 ページ
		対前 年差	対前 年差	対前 年差	対前 年差		
(管理職)							
管理的職業従事者(公務及び学校教育を除く)	10.6	10.6 0.0	10.7 0.1	9.7 -1.0	- -	総務省「労働力調査」 各年、年平均	48
** 社長割合	5.7	5.7 0.0	5.7 0.0	5.7 0.0	- -	「女性社長割合」(帝国データバンク企業概要データベース「COSMOS2」)	50
** 民間企業(30名以上)における 部長相当職(3年毎)	-	- -	2.0 -	- -	- -	厚生労働省「女性雇用管理基本調査」 各年10月1日現在	49
** 民間企業(30名以上)における 課長相当職(3年毎)	-	- -	3.6 -	- -	- -	厚生労働省「女性雇用管理基本調査」 各年10月1日現在	49
** 民間企業(100名以上)における 部長相当職(1年毎)	2.7	2.8 0.1	3.7 0.9	4.1 0.4	- -	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 各年6月現在	49
** 民間企業(100名以上)における 課長相当職(1年毎)	5.0	5.1 0.1	5.8 0.7	6.5 0.7	- -	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 各年6月現在	49
(団体役員)							
経済同友会	-	- -	6.0 -	4.7 -1.3	6.0 1.3	経済同友会調べ 2006年11月、2007年6月、2008年8月現在	51
日本経済団体連合会	-	- -	0.0 -	0.0 0.0	0.2 0.2	日本経済団体連合会調べ 2006年11月、2007年8月、2008年8月現在	51
業種別全国団体及び地方別経済団体	-	- -	- -	- -	- -	日本経済団体連合会調べ	51
日本商工会議所	-	- -	0.0 -	0.0 0.0	0.0 0.0	日本商工会議所調べ 2006年11月、2007年8月、2008年9月現在	51
商工会議所(520会議所)	-	- -	1.2 -	1.5 0.3	- -	日本商工会議所調べ 各年3月現在	51
全国商工会連合会	-	- -	4.0 -	4.0 0.0	4.0 0.0	全国商工会連合会調べ 2006年11月、2007年6月、2008年8月現在	51
都道府県商工会連合会	-	- -	5.0 -	4.8 -0.2	- -	全国商工会連合会調べ 2007年6月現在	51
全国中小企業団体中央会	-	- -	0.0 -	0.0 0.0	1.8 1.8	全国中小企業団体中央会調べ 2006年11月、2007年7月、2008年7月現在	51
都道府県中央会	-	- -	0.9 -	1.0 0.1	1.0 0.0	全国中小企業団体中央会調べ 2007年7月、2008年4月現在	51
労働組合(連合)	-	- -	22.2 -	22.2 0.0	25.0 2.8	日本労働組合総連合会調べ 2006年3月、2007年8月、2008年6月現在	52
連合傘下の組合における中央執行委員	6.2	7.0 0.8	6.6 -0.4	6.9 0.3	- -	日本労働組合総連合会調べ 2006年まで各年3月、2007年12月現在	52

3. 農林水産	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	備考	該当 ページ
		対前 年差	対前 年差	対前 年差	対前 年差		
(指導農業者)							
指導農業者	12.0	12.2 0.2	11.8 -0.4	- -	- -	農林水産省調べ 各年度末現在	53
(農業委員)							
農業委員	4.2	4.1 -0.1	4.2 0.1	- -	- -	農林水産省調べ 各年10月1日現在	53
(団体役員等)							
全国農業協同組合中央会	-	- -	3.6 -	3.6 0.0	3.4 -0.2	全国農業協同組合中央会調べ 2007年7月、2008年8月現在。	53
全国農業協同組合連合会	-	- -	8.6 -	8.6 0.0	8.3 -0.3	全国農業協同組合連合会調べ 2007年7月、2008年8月現在	53
農業協同組合	1.5	1.9 0.4	2.1 0.2	- -	- -	農林水産省調べ 各事業年度末現在	54
全国漁業協同組合連合会	-	- -	0.0 -	0.0 0.0	0.0 0.0	全国漁業協同組合連合会調べ 2007年7月、2008年8月	53
漁業協同組合	0.3	0.3 0.0	0.4 0.1	- -	- -	農林水産省調べ 各事業年度末現在	54
全国森林組合連合会	-	- -	0.0 -	0.0 0.0	0.0 0.0	全国森林組合連合会調べ 2007年6月、2008年8月現在	53
森林組合	0.2	0.2 0.0	0.3 0.1	- -	- -	農林水産省調べ	54

4. メディア	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	備考	該当 ページ
		対前 年差	対前 年差	対前 年差	対前 年差		
(記者)							
記者(日本新聞協会)	11.7	12.0 0.3	12.7 0.7	13.8 1.1	14.7 0.9	日本新聞協会調べ 各年4月1日現在	55
(団体等役員)							
日本新聞協会	－	－ －	0.0 －	0.0 0.0	0.0 0.0	日本新聞協会調べ 2006年11月、2007年1月、2008年9月現在	55
日本新聞協会加盟各社	－	－ －	2.4 －	－ －	3.0 －	日本新聞協会調べ 「日本新聞年鑑07～08」を基に、協会会員各社 109社について算出したもの	55
日本民間放送連盟	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	日本民間放送連盟調べ 2007年までは各年7月、2008年8月現在	55
日本民間放送連盟加盟各社	－	－ －	－ －	－ －	1.1 －	日本民間放送連盟加盟各社調べ	55
日本放送協会	0.0	7.7 7.7	7.1 -0.6	6.7 -0.4	0.0 -6.7	日本放送協会調べ 2007年8月、2008年9月現在	55

5. 教育・研究等	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	備考	該当 ページ
		対前 年差	対前 年差	対前 年差	対前 年差		
(教育委員)							
教育委員	28.2	26.4 -1.8	27.4 1.0	27.3 -0.1	27.9 0.6	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	56
(初等中等教育関係)							
小学校教頭以上	19.9	19.9 0.0	19.7 -0.2	19.6 -0.1	19.7 0.1	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	57
** 小学校校長	18.0	18.2 0.2	18.0 -0.2	17.9 -0.1	17.8 -0.1	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	57
中学校教頭以上	6.2	6.4 0.2	6.5 0.1	6.5 0.0	6.5 0.0	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	57
** 中学校校長	4.5	4.7 0.2	4.9 0.2	4.8 -0.1	5.2 0.4	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	57
高等学校教頭以上	5.2	5.3 0.1	5.7 0.4	5.8 0.1	6.0 0.2	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	57
** 高等学校校長	4.9	4.7 -0.2	5.0 0.3	5.0 0.0	5.2 0.2	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	57
(高等教育関係)							
高等専門学校講師以上	4.6	5.0 0.4	5.1 0.1	5.4 0.3	5.6 0.2	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	58
** 高等専門学校校長	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	58
** 高等専門学校教授	1.8	1.9 0.1	1.9 0.0	2.1 0.2	2.6 0.5	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	58
短大講師以上	42.7	43.1 0.4	44.2 1.1	44.6 0.4	45.1 0.5	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	58
** 短大学長	14.5	14.2 -0.3	14.7 0.5	15.1 0.4	16.3 1.2	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	58
** 短大教授	34.0	33.9 -0.1	34.9 1.0	35.1 0.2	36.0 0.9	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	58
大学講師以上	13.8	14.5 0.7	15.1 0.6	15.7 0.6	16.2 0.5	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	59
** 大学学長	8.0	7.6 -0.4	7.6 0.0	7.4 -0.2	8.1 0.7	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	59
** 大学教授	9.7	10.1 0.4	10.6 0.5	11.1 0.5	11.6 0.5	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2008年は速報値	59
国立大学の課長相当職以上の職員	-	8.6 -	- -	10.7 -	- -	国立大学協会「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する追跡報告書」	60
(学術会議・学会等)							
日本学術会議会員	6.2	20.0 13.8	20.0 0.0	20.0 0.0	20.5 0.5	内閣府調べ 改選時における会員数	61
学会の役員	-	- -	9.6 -	9.6 0.0	- -	内閣府調べ	61
** 学会の長	-	- -	5.9 -	6.1 0.2	- -	内閣府調べ	61
(研究者)							
研究者	11.6	11.9 0.3	11.9 0.0	12.4 0.5	- -	総務省「科学技術研究調査」 各年3月31日現在	62

(PTA)							
日本PTA全国協議会役員	-	-	5.3	8.7	5.3	日本PTA全国協議会調べ 2007年7月現在	62
		-	-	3.4	-3.4		
都道府県・政令市PTA協議会役員	8.2	11.5	11.5	11.5	13.1	日本PTA全国協議会調べ 2007年7月、2008年9月現在	62
		3.3	0.0	0.0	1.6		
(スポーツ)							
日本オリンピック委員会役員	-	-	10.7	7.4	10.7	日本オリンピック委員会調べ 2007年4月、2008年9月現在	62
		-	-	-3.3	3.3		
日本オリンピック委員会加盟競技団体における役員(50団体)	-	-	6.7	-	-	日本オリンピック委員会調べ 2006年11月現在	62
		-	-	-	-		
日本体育協会役員	-	-	-	6.9	7.1	日本体育協会調べ 2007年1月、2008年8月現在	62
		-	-	-	0.2		
日本体育協会加盟団体における役員	-	-	-	6.5	6.3	日本体育協会調べ 2007年1月、2008年8月現在	62
		-	-	-	-0.2		

6. 国際	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	備考	該当ページ
		対前 年差	対前 年差	対前 年差	対前 年差		
(在外公館の幹部職員)							
公使・参事官以上	3.1	3.6	4.4	5.4	5.4	外務省調べ 各年7月20日現在	63
		0.5	0.8	1.0	0.0		
** 特命全権大使・総領事	1.6	1.0	0.5	1.0	2.0	外務省調べ 各年7月20日現在	63
		-0.6	-0.5	0.5	1.0		
(国際機関等の日本人幹部職員等)							
専門職以上	49.5	49.5	52.5	54.4	-	外務省調べ	64
		0.0	3.0	1.9	-		
** 幹部職員	23.7	28.3	34.5	37.7	-	外務省調べ	64
		4.6	6.2	3.2	-		

7. 地域	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	備考	該当ページ
		対前 年差	対前 年差	対前 年差	対前 年差		
自治会長	-	-	-	3.8	3.9	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	66
		-	-	-	0.1		

8. その他専門的職業	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	備考	該当 ページ
		対前 年差	対前 年差	対前 年差	対前 年差		
医師	16.4	-	17.2	-	-	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」 各年12月31日現在	70
* 医師国家試験合格者	33.8	33.7 -0.1	32.7 -1.0	33.4 0.7	34.5 1.1	厚生労働省調べ 各年の試験合格者数	73
歯科医師	18.5	-	19.2	-	-	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」 各年12月31日現在	70
薬剤師	67.2	-	67.1	-	-	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」 各年12月31日現在	73
獣医師	18.9	-	22.1	-	-	農林水産省調べ	70
弁護士	12.1	12.5 0.4	13.0 0.5	13.6 0.6	14.4 0.8	日本弁護士連合会調べ 各年3月31日現在	71
* 旧司法試験合格者	24.5	23.9 -0.6	21.5 -2.4	23.0 1.5	- -	法務省調べ 各年度の試験合格者数	72
* 新司法試験合格者	-	- -	22.6 -	27.9 5.3	27.3 -0.6	法務省調べ 新司法試験は平成18年から実施	72
公認会計士	11.1	11.5 0.4	11.9 0.8	12.3 0.4	12.9 0.6	日本公認会計士協会調べ 2004年は5月末現在、その他は各年7月末現在	71
* 公認会計士試験合格者 (2005年までは第2次試験合格者)	18.9	19.0 0.1	19.9 0.9	17.3 -2.6	- -	日本公認会計士協会調べ 各年の試験合格者数	73
(職能団体役員)							
日本医師会	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	日本医師会調べ 2004年4月、2005年5月、2006年7月、2007年7 月、2008年8月現在	74
都道府県医師会	-	- -	3.2 -	3.6 0.4	4.5 0.9	日本医師会調べ 2007年7月、2008年8月現在	74
日本歯科医師会	-	- -	0.0 -	0.0 0.0	0.0 0.0	日本歯科医師会調べ 2006年4月、2007年7月、2008年9月現在	74
都道府県歯科医師会	-	- -	2.0 -	1.9 -0.1	1.6 -0.3	日本歯科医師会調べ 2007年7月、2008年3月現在	74
日本薬剤師会	2.7	2.8 0.1	2.7 -0.1	2.7 0.0	5.3 2.6	日本薬剤師会調べ 2005年4月、2006年4月、2007年7月、2008年8月 現在	74
都道府県薬剤師会	-	- -	15.3 -	15.1 -0.2	16.2 1.1	日本薬剤師会調べ 2007年7月、2008年8月現在	74
日本獣医師会	-	- -	0.0 -	0.0 0.0	0.0 0.0	日本獣医師会調べ 2006年3月、2007年7月、2008年8月現在	74
地方獣医師会	-	- -	1.6 -	2.3 0.7	2.4 0.1	日本獣医師会調べ 11地方獣医師会の数字、2007年7月、2008年8 月現在	74
日本弁護士連合会	3.3	5.6 2.3	2.2 -3.4	3.3 1.1	3.3 0.0	日本弁護士連合会調べ 2004年、2005年は3月現在、2006年4月、2007 年7月、2008年3月現在	74
各弁護士会	-	- -	6.2 -	6.9 0.7	8.2 1.3	日本弁護士連合会調べ 2007年7月、2008年3月現在	74
日本公認会計士協会	4.7	5.8 1.1	5.8 0.0	6.0 0.2	6.0 0.0	日本公認会計士協会調べ 2004年は5月現在、2005年～2008年は7月現在	74
地域会	-	- -	3.3 -	2.5 -0.8	2.5 0.0	日本公認会計士協会調べ 2007年7月、2008年7月現在現在	74

注) * 及び ** は、参考として掲載。* は、直接指導的地位を示す指標ではないが、将来的に指導的地位に就く可能性の高いもの。
** は、上欄に掲げる職種等の範囲に含まれる項目。

Ⅱ 各分野における参画状況

1 国・地方公共団体

(1) 国の立法・司法・行政

ア. 立法

① 国会議員

衆 議 院

選挙回数	選挙期日	定 数	女性数	男性数	女性の割合	男性の割合
第22回	昭和21年 4 月	466 人	39 人	427 人	8.4 %	91.6 %
第23回	22年 4 月	466	15	451	3.2	96.8
第24回	24年 1 月	466	12	454	2.6	97.4
第25回	27年10月	466	9	457	1.9	98.1
第26回	28年 4 月	466	9	457	1.9	98.1
第27回	30年 2 月	467	8	459	1.7	98.3
第28回	33年 5 月	467	11	456	2.4	97.6
第29回	35年11月	467	7	460	1.5	98.5
第30回	38年11月	467	7	460	1.5	98.5
第31回	42年 1 月	486	7	479	1.4	98.6
第32回	44年12月	486	8	478	1.6	98.4
第33回	47年12月	491	7	484	1.4	98.6
第34回	51年12月	511	6	505	1.2	98.8
第35回	54年10月	511	11	500	2.2	97.8
第36回	55年 6 月	511	9	502	1.8	98.2
第37回	58年12月	511	8	503	1.6	98.4
第38回	61年 7 月	512	7	505	1.4	98.6
第39回	平成 2 年 2 月	512	12	500	2.3	97.7
第40回	5 年 7 月	511	14	497	2.7	97.3
第41回	8 年10月	500	23	477	4.6	95.4
第42回	12年 6 月	480	35	445	7.3	92.7
第43回	15年11月	480	34	446	7.1	92.6
第44回	17年 9 月	480	43〔比例区 24〕 〔選挙区 19〕	437〔比例区 156〕 〔選挙区 281〕	9.0〔比例区 13.3〕 〔選挙区 6.3〕	91.0〔比例区 86.7〕 〔選挙区 93.7〕
	20年10月	480	45	434	9.4	90.6

参 議 院

選挙回数	選挙期日	定 数	女性数	男性数	女性の割合	男性の割合
第 1 回	昭和22年 4 月	250 人	10 人	240 人	4.0 %	96.0 %
第 2 回	25年 6 月	250	12	238	4.8	95.2
第 3 回	28年 4 月	250	15	235	6.0	94.0
第 4 回	31年 7 月	250	15	235	6.0	94.0
第 5 回	34年 6 月	250	13	237	5.2	94.8
第 6 回	37年 7 月	250	16	234	6.4	93.6
第 7 回	40年 7 月	250	17	233	6.8	93.2
第 8 回	43年 7 月	250	13	237	5.2	94.8
第 9 回	46年 6 月	252	13	239	5.2	94.8
第10回	49年 7 月	252	18	234	7.1	92.9
第11回	52年 7 月	252	16	236	6.3	93.7
第12回	55年 6 月	252	17	235	6.7	93.3
第13回	58年 6 月	252	18	234	7.1	92.9
第14回	61年 7 月	252	22	230	8.7	91.3
第15回	平成元年 7 月	252	33	219	13.1	86.9
第16回	4 年 7 月	252	37	215	14.7	85.3
第17回	7 年 7 月	252	34	218	13.5	86.5
第18回	10年 7 月	252	43	209	17.1	82.9
第19回	13年 7 月	247	38	209	15.4	84.6
第20回	16年 7 月	242	33	209	13.6	86.4
第21回	19年 7 月	242	42〔比例区 21〕 〔選挙区 21〕	200〔比例区 75〕 〔選挙区 125〕	17.4〔比例区21.9〕 〔選挙区14.4〕	82.6〔比例区 78.1〕 〔選挙区 85.6〕
	20年10月	242	44	198	18.2	81.8

(注) 1. 衆議院は各総選挙における当選人数。

総務省、衆議院・参議院各事務局調べ

2. 参議院は通常選挙後の国会招集日における議員数。

② 選挙区・比例区別国会議員

衆 議 院

		第41回 (平成 8 年10月)	第42回 (平成12年 6 月)	第43回 (平成15年11月)	第44回 (平成17年 9 月)
当選者総数		500	480	480	480
女 性		23	35	34	43
男 性		477	445	446	437
女性当選者割合		4. 6%	7. 3%	7. 1%	9. 0%
男性当選者割合		95. 4%	92. 7%	92. 9%	91. 0%
選 挙 区	当選者数	300	300	300	300
	女性当選者	7	13	14	19
	男性当選者	293	287	286	281
	女性当選者割合	2. 3%	4. 3%	4. 7%	6. 3%
	男性当選者割合	97. 7%	95. 7%	95. 3%	93. 7%
比 例 区	当選者数	200	180	180	180
	女性当選者	16	22	20	24
	男性当選者	184	158	160	156
	女性当選者割合	8. 0%	12. 2%	11. 1%	13. 3%
	男性当選者割合	92. 0%	87. 2%	88. 9%	86. 7%

参 議 院

		第18回 (平成10年 7 月)	第19回 (平成13年 7 月)	第20回 (平成16年 7 月)	第21回 (平成19年 7 月)
当選者総数		126	121	121	121
女 性		20	18	15	26
男 性		106	103	106	95
女性当選者割合		15. 9%	14. 9%	12. 4%	21. 5%
男性当選者割合		84. 1%	85. 1%	87. 6%	78. 5%
選 挙 区	当選者数	76	73	73	73
	女性当選者	10	7	7	14
	男性当選者	66	66	66	59
	女性当選者割合	13. 2%	9. 6%	9. 6%	19. 2%
	男性当選者割合	86. 8%	90. 4%	90. 4%	80. 8%
比 例 区	当選者数	50	48	48	48
	女性当選者	10	11	8	12
	男性当選者	40	37	40	36
	女性当選者割合	20. 0%	22. 9%	16. 7%	25. 0%
	男性当選者割合	80. 0%	77. 1%	83. 3%	75. 0%

総務省・衆議院・参議院各事務局調べ

③ 会派別国会議員

衆 議 院

会派名	所属議員数 (平成20年10月24日現在)				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
	人	人	人	%	%
自由民主党	304	27	277	8.9	91.1
民主党・無所属クラブ	113	10	103	8.8	91.2
公明党	31	4	27	12.9	87.1
日本共産党	9	2	7	22.2	77.8
社会民主党・市民連合	7	2	5	28.6	71.4
国民新党・大地・無所属の会	7	0	7	0.0	100.0
無所属	8	0	8	0.0	100.0
合計	479	45	434	9.4	90.6
欠員	1	－	－	－	－
定数	480	－	－	－	－

参 議 院

会派名	所属議員数 (平成20年10月24日現在)				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
	人	人	人	%	%
民主党・新緑風会・国民新・日本	118	23	95	19.5	80.5
自由民主党	82	12	70	14.6	85.4
公明党	21	5	16	23.8	76.2
日本共産党	7	1	6	14.3	85.7
社会民主党・護憲連合	5	1	4	20.0	80.0
改革クラブ	4	0	4	0.0	100.0
無所属	5	2	3	40.0	60.0
合計	242	44	199	18.2	82.2
欠員	0	－	－	－	－
定数	242	－	－	－	－

衆議院・参議院各事務局調べ

④ 国会における役職

	役職	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
		人	人	人	%	%
衆議院 (H20. 10. 24現在)	議長	1	0	1	0.0	100.0
	副議長	1	0	1	0.0	100.0
	常任委員長	17	0	17	0.0	100.0
	特別委員長	7	0	7	0.0	100.0
		人	人	人	%	%
参議院 (H20. 10. 24現在)	議長	1	0	1	0.0	100.0
	副議長	1	1	0	100.0	0.0
	常任委員長	17	1	16	5.9	94.1
	特別委員長	9	1	8	11.1	88.9

衆議院、参議院ホームページより内閣府において作成。

⑤ 国会職員採用者

	大学卒業程度					高校卒業程度				
	Ⅰ種試験、Ⅱ種試験					Ⅲ種試験等				
	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 割合 (%)	男性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 割合 (%)	男性 割合 (%)
平成16年度	80	35	45	43.8	56.3	31	18	13	58.1	41.9
平成17年度	67	35	32	52.2	47.8	32	16	16	50.0	50.0
平成18年度	44	15	29	34.1	65.9	14	9	5	64.3	35.7
平成19年度	45	16	29	35.6	64.4	7	6	1	85.7	14.3
平成20年度	46	21	25	45.7	54.3	9	6	3	66.7	33.3

(注) 国会職員には、国会議員及び国会議員の秘書は含まない。

衆議院・参議院事務局調べ。

⑥ 衆参両議院選挙における有権者数、投票者数及び投票率

(千人)

			当日有権者数		投票者数		投票率	
			女性	男性	女性	男性	女性	男性
衆 議 院	第22回衆議院議員総選挙 (昭和21. 4. 10)		20,558	16,321	13,767	12,815	67.0%	78.5%
	23 (22. 4. 25)		21,330	19,578	13,139	14,658	61.6	74.9
	24 (24. 1. 23)		22,045	20,061	14,979	16,197	68.0	80.7
	25 (27. 10. 1)		24,460	22,313	17,796	17,954	72.8	80.5
	26 (28. 4. 19)		24,610	22,481	17,335	17,613	70.4	78.4
	27 (30. 2. 27)		25,679	23,557	18,505	18,833	72.1	80.0
	28 (33. 5. 22)		27,130	24,883	20,190	19,855	74.4	79.8
	29 (35. 11. 20)		28,351	25,962	20,193	19,731	71.2	76.0
	30 (38. 11. 21)		30,398	27,884	21,285	20,178	70.0	72.4
	31 (42. 1. 29)		32,748	30,245	23,997	22,609	73.3	74.8
	32 (44. 12. 27)		35,799	33,461	24,746	22,704	69.1	67.9
	33 (47. 12. 10)		38,099	35,671	27,606	25,330	72.5	71.0
	34 (51. 12. 5)		40,203	37,724	29,769	27,468	74.1	72.8
	35 (54. 10. 7)		41,368	38,802	28,363	26,159	68.6	67.4
	36 (55. 6. 22)		41,754	39,171	31,465	28,878	75.4	73.7
	37 (58. 12. 18)		43,448	40,804	29,674	27,567	68.3	67.6
	38 (61. 7. 6)		44,585	41,842	32,331	29,377	72.5	70.2
	39 (平成 2. 2. 18)		46,555	43,768	34,734	31,482	74.6	71.9
	40 (5. 7. 18)		48,650	45,828	33,124	30,424	68.1	66.4
	41 (8. 10. 20)		50,296	47,385	小30,293 比30,279	小27,970 比27,960	小60.2 比60.2	小59.0 比59.0
	42 (12. 6. 25)		51,736	48,698	小32,562 比32,558	小30,202 比30,200	小62.9 比62.9	小62.0 比62.0
	43 (15. 11. 9)		小52,727 比52,762	小49,506 比49,545	小31,652 比31,649	小29,545 比29,544	小60.0 比60.0	小59.7 比59.6
	44 (17. 9. 11)		小53,154 比53,194	小49,831 比49,874	小36,238 比36,240	小33,289 比33,292	小68.2 比68.1	小66.8 比66.8
参 議 院 (注)	第1回参議院議員通常選挙 (昭和22. 4. 20)		21,351	19,608	11,536	13,419	54.0	68.4
	2 (25. 6. 4)		22,699	20,763	15,149	16,227	66.7	78.2
	3 (28. 4. 24)		24,583	22,454	14,484	15,234	58.9	67.8
	4 (31. 7. 8)		26,190	23,988	15,118	16,044	57.7	66.9
	5 (34. 6. 2)		27,905	25,611	15,415	16,022	55.2	62.6
	6 (37. 7. 1)		29,306	26,832	19,490	18,801	66.5	70.1
	7 (40. 7. 4)		31,044	28,500	20,530	19,371	66.1	68.0
	8 (43. 7. 7)		34,177	31,710	23,573	21,845	69.0	68.9
	9 (46. 6. 27)		36,766	34,412	21,811	20,349	59.3	59.1
	10 (49. 7. 7)		38,905	36,451	28,646	26,512	73.6	72.7
	11 (52. 7. 10)		40,410	37,911	27,987	25,648	69.3	67.7
	12 (55. 6. 22)		41,754	39,171	31,441	28,858	75.3	73.7
	13 (58. 6. 26)		43,162	40,520	24,647	23,050	57.1	56.9
	14 (61. 7. 6)		44,585	41,842	32,296	29,347	72.4	70.1
	15 (平成元. 7. 23)		46,334	43,557	30,405	28,029	65.6	64.4
	16 (4. 7. 26)		48,029	45,225	24,419	22,864	50.8	50.6
	17 (7. 7. 23)		49,802	46,957	22,091	20,969	44.4	44.7
	18 (10. 7. 12)		51,010	48,039	30,232	28,037	59.3	58.4
	19 (13. 7. 29)		比52,185 選52,151	比49,125 選49,085	比29,673 選29,663	比27,485 選27,476	比56.9 選56.9	比56.0 選56.0
	20 (16. 7. 11)		比52,922 選52,883	比49,667 選49,625	比29,907 選29,899	比28,099 選28,092	比56.5 選56.5	比56.6 選56.6
	21 (19. 7. 29)		比53,544 選53,544	比50,166 選50,166	比31,279 選31,283	比29,527 選29,531	比58.4 選58.4	比58.9 選58.9

資料出所:総務省「衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、参議院議員通常選挙結果調」

(注) 参議院議員通常選挙においては、第1回～第12回は全国区、第13回～第18回は比例代表、第19回～第21回は選挙区と比例代表の数字である。投票率は、小数点第2位を四捨五入している。

イ．行政

① 閣僚等

	総 数	女 性	男 性	女性割合	男性割合
	人	人	人	%	%
大 臣	18	2	16	11.1	88.9
副 大 臣	25	2	23	8.0	92.0
政 務 官	26	1	25	3.8	96.2

内閣府調べ

(注) 平成20年10月24日現在。副大臣には、3名の内閣官房副長官を含む。

② 国家公務員管理職

イ 年度別女性国家公務員登用状況

(昭和59年度以前) 人, (%)

	指 定 職			行 政 職 (一)						計		
				1 等 級			2 等 級					
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総 数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
昭和50年度	1, 271	1 (0. 1)	1, 270 (99. 9)	1, 146	1 (0. 1)	1, 145 (99. 9)	4, 521	18 (0. 4)	4, 503 (99. 6)	6, 938	20 (0. 3)	6, 918 (99. 7)
昭和55年度	1, 559	3 (0. 2)	1, 556 (99. 8)	1, 418	6 (0. 4)	1, 412 (99. 6)	5, 041	33 (0. 7)	5, 008 (99. 3)	8, 018	42 (0. 5)	7, 976 (99. 5)

(昭和60年度～平成17年度) 人, (%)

	指 定 職			行 政 職 (一)									計		
				11 級			10 級			9 級					
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
昭和60年度	1,606	4 (0.2)	1,602 (99.8)	1,385	10 (0.7)	1,375 (99.3)	1,634	9 (0.6)	1,625 (99.4)	3,493	17 (0.5)	3,476 (99.5)	8,118	40 (0.5)	8,078 (99.5)
平成2年度	1,627	9 (0.6)	1,618 (99.4)	1,438	16 (1.1)	1,422 (98.9)	1,874	12 (0.6)	1,862 (99.4)	3,850	30 (0.8)	3,820 (99.2)	8,789	67 (0.8)	8,722 (99.2)
平成7年度	1,673	10 (0.6)	1,663 (99.4)	1,560	9 (0.6)	1,551 (99.4)	2,092	23 (1.1)	2,069 (98.9)	4,027	48 (1.2)	3,979 (98.8)	9,352	90 (1.0)	9,262 (99.0)
平成12年度	1,660	6 (0.4)	1,654 (99.6)	1,644	23 (1.4)	1,621 (98.6)	2,277	26 (1.1)	2,251 (98.9)	4,158	67 (1.6)	4,091 (98.4)	9,739	122 (1.3)	9,617 (98.7)
平成13年度	1,627	11 (0.7)	1,616 (99.3)	1,706	24 (1.4)	1,682 (98.6)	2,318	35 (1.5)	2,283 (98.5)	4,155	66 (1.6)	4,089 (98.4)	9,806	136 (1.4)	9,670 (98.6)
平成14年度	1,641	13 (0.8)	1,628 (99.2)	1,774	27 (1.5)	1,747 (98.5)	2,291	31 (1.4)	2,260 (98.6)	4,161	59 (1.4)	4,102 (98.6)	9,867	130 (1.3)	9,737 (98.7)
平成15年度	1,623	13 (0.8)	1,610 (99.2)	1,734	36 (2.1)	1,698 (97.9)	2,306	30 (1.3)	2,276 (98.7)	4,142	66 (1.6)	4,076 (98.4)	9,805	145 (1.5)	9,660 (98.5)
平成16年度	861	10 (1.2)	851 (98.8)	1,717	36 (2.1)	1,681 (97.9)	2,199	28 (1.3)	2,171 (98.7)	3,679	68 (1.8)	3,611 (98.2)	8,456	142 (1.7)	8,314 (98.3)
平成17年度	887	11 (1.2)	876 (98.8)	1,703	36 (2.1)	1,667 (97.9)	2,188	43 (2.0)	2,145 (98.0)	3,674	64 (1.7)	3,610 (98.3)	8,452	154 (1.8)	8,298 (98.2)

(平成18年度) 人, (%)

	指 定 職			行 政 職 (一)												計		
				10 級			9 級			8 級			7 級					
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)			
平成18年度	894	10 (1.1)	884 (98.9)	132	0 (0.0)	132 (100)	1,624	38 (2.3)	1,586 (97.7)	2,111	46 (2.2)	2,065 (97.8)	3,709	75 (2.0)	3,634 (98.0)	7,576	159 (2.1)	7,417 (97.9)

資料出所：人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」

(注) 1. 平成12年度までは各年度末、13年度からは各年度1月15日現在。

2. 本府省課室長相当職以上である指定職俸給表適用職員及び行政職(一)俸給表2等級(昭和50年度～昭和59年度)、9級(昭和60年度～平成17年度)または7級(平成18年度)以上適用職員数。

3. 調査時点において適用されていた俸給表における各級の職員数を示す。

□ 府省別女性登用状況

(平成19年1月現在)

	全 体								
	総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち本府省課長、準課長相当職以上					
				総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち指定職以上		
							総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)
会計検査院	1,228	229	18.6%	184	0	0.0%	20	0	0.0%
内閣官房	551	45	8.2%	103	0	0.0%	20	0	0.0%
内閣法制局	65	12	18.5%	28	0	0.0%	5	0	0.0%
人事院	666	151	22.7%	112	6	5.4%	21	1	4.8%
内閣府	2,204	351	15.9%	281	12	4.3%	53	1	1.9%
宮内庁	702	74	10.5%	48	0	0.0%	8	0	0.0%
公正取引委員会	673	114	16.9%	64	2	3.1%	12	1	8.3%
国家公安委員会 (警察庁)	4,605	440	9.6%	239	0	0.0%	66	0	0.0%
金融庁	1,202	140	11.6%	125	1	0.8%	14	0	0.0%
総務省	5,053	874	17.3%	553	5	0.9%	68	0	0.0%
法務省	16,176	3,964	24.5%	407	11	2.7%	28	0	0.0%
外務省	5,117	1,142	22.3%	737	30	4.1%	62	0	0.0%
財務省	15,420	2,541	16.5%	873	6	0.7%	77	0	0.0%
文部科学省	2,031	336	16.5%	358	13	3.6%	34	0	0.0%
厚生労働省	44,751	10,914	24.4%	875	46	5.3%	106	5	4.7%
農林水産省	22,506	2,632	11.7%	789	10	1.3%	60	0	0.0%
経済産業省	6,364	1,216	19.1%	642	10	1.6%	72	1	1.4%
国土交通省	46,326	4,058	8.8%	2,016	13	0.6%	151	1	0.7%
環境省	1,135	141	12.4%	131	3	2.3%	17	0	0.0%
一般職計	176,775	29,374	16.6%	8,565	168	2.0%	894	10	1.1%
防衛省	14,770	3,368	22.8%	541	1	0.2%	54	0	0.0%
総計 (防衛省含む)	191,545	32,742	17.1%	9,106	169	1.9%	948	10	1.1%

(注) 1. 「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」(平成20年10月総務省、人事院調べ)より抜粋。

2. 対象は、一般職給与法の行政職俸給表(一)、指定職俸給表適用者並びに防衛省職員(行政職俸給表(一)、指定職俸給表及び防衛参事官等俸給表適用者)。
3. 「本府省課室長相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級(防衛省においては平成19年1月31日現在、その他については平成19年1月15日現在)相当職以上の職員をいう。
4. 「指定職以上」とは、一般職給与法の指定職俸給表の適用がある職員に相当する職員をいう。

③ 一般職国家公務員の在職者

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
昭和50年度	852,532	146,360	706,172	17.2	82.8
55年度	854,286	149,412	704,874	17.5	82.5
60年度	834,094	145,272	688,822	17.4	82.6
平成2年度	820,551	148,458	672,093	18.1	81.9
7年度	817,479	158,334	659,145	19.4	80.6
12年度	797,553	159,803	637,750	20.0	80.0
13年度	797,384	161,215	636,169	20.2	79.8
14年度	790,304	161,696	628,608	20.5	79.5
15年度	779,989	160,786	619,203	20.6	79.4
16年度	639,075	125,209	513,866	19.6	80.4
17年度	630,690	126,157	504,533	20.0	80.0
18年度	610,815	126,775	484,040	20.8	79.2

資料出所: 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より

(注) 平成12年度以前は各年度末、13年度以降は各年1月15日現在。

④ 平成18年度府省別・職務の級別在職状況

○ 行政職（一）１級～10級、指定職

人，（％）

府省名	１級			２級			３級			４級			５級		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
会 計 検 査 院	99	43 (43.4)	56 (56.6)	156	66 (42.3)	90 (57.7)	276	89 (32.2)	187 (67.8)	94	17 (18.1)	77 (81.9)	117	8 (6.8)	109 (93.2)
人 事 院	35	14 (40.0)	21 (60.0)	105	46 (43.8)	59 (56.2)	104	26 (25.0)	78 (75.0)	70	19 (27.1)	51 (72.9)	82	13 (15.9)	69 (84.1)
内 閣・内 閣 府	227	84 (37.0)	143 (63.0)	317	86 (27.1)	231 (72.9)	706	118 (16.7)	588 (83.3)	454	54 (11.9)	400 (88.1)	324	23 (7.1)	301 (92.9)
内 閣 法 制 局	7	5 (71.4)	2 (28.6)	2	0 (0.0)	2 (100.0)	13	5 (38.5)	8 (61.5)	4	0 (0.0)	4 (100.0)	7	2 (28.6)	5 (71.4)
宮 内 庁	84	14 (16.7)	70 (83.3)	144	29 (20.1)	115 (79.9)	234	27 (11.5)	207 (88.5)	109	0 (0.0)	109 (100.0)	42	2 (4.8)	40 (95.2)
公正取引委員会	92	28 (30.4)	64 (69.6)	115	35 (30.4)	80 (69.6)	221	32 (14.5)	189 (85.5)	45	14 (31.1)	31 (68.9)	69	0 (0.0)	69 (100.0)
国家公安委員会	357	85 (23.8)	272 (76.2)	1,071	150 (14.0)	921 (86.0)	1,504	162 (10.8)	1,342 (89.2)	837	38 (4.5)	799 (95.5)	309	5 (1.6)	304 (98.4)
金 融 庁	100	34 (34.0)	66 (66.0)	185	40 (21.6)	145 (78.4)	237	31 (13.1)	206 (86.9)	197	25 (12.7)	172 (87.3)	160	3 (1.9)	157 (98.1)
総 務 省	366	124 (33.9)	242 (66.1)	587	197 (33.6)	390 (66.4)	1,393	403 (28.9)	990 (71.1)	876	103 (11.8)	773 (88.2)	540	11 (2.0)	529 (98.0)
公害等調整委員会	2	0 (0.0)	2 (100.0)	2	1 (50.0)	1 (50.0)	7	6 (85.7)	1 (14.3)	5	0 (0.0)	5 (100.0)	2	1 (50.0)	1 (50.0)
消 防 庁	5	0 (0.0)	5 (100.0)	21	3 (14.3)	18 (85.7)	29	2 (6.9)	27 (93.1)	13	0 (0.0)	13 (100.0)	13	0 (0.0)	13 (100.0)
法 務 省	1,743	619 (35.5)	1,124 (64.5)	2,715	1,147 (42.2)	1,568 (57.8)	4,755	1,514 (31.8)	3,241 (68.2)	3,569	492 (13.8)	3,077 (86.2)	1,807	137 (7.6)	1,670 (92.4)
外 務 省	585	284 (48.5)	301 (51.5)	676	278 (41.1)	398 (58.9)	802	274 (34.2)	528 (65.8)	713	105 (14.7)	608 (85.3)	545	67 (12.3)	478 (87.7)
財 務 省	2,310	802 (34.7)	1,508 (65.3)	3,082	720 (23.4)	2,362 (76.6)	3,307	661 (20.0)	2,646 (80.0)	1,888	195 (10.3)	1,693 (89.7)	1,862	108 (5.8)	1,754 (94.2)
文 部 科 学 省	104	47 (45.2)	57 (54.8)	339	99 (29.2)	240 (70.8)	490	93 (19.0)	397 (81.0)	265	40 (15.1)	225 (84.9)	118	19 (16.1)	99 (83.9)
厚 生 労 働 省	4,450	1,414 (31.8)	3,036 (68.2)	8,051	2,895 (36.0)	5,156 (64.0)	13,569	4,002 (29.5)	9,567 (70.5)	9,054	1,609 (17.8)	7,445 (82.2)	5,930	794 (13.4)	5,136 (86.6)
農 林 水 産 省	1,144	331 (28.9)	813 (71.1)	1,273	397 (31.2)	876 (68.8)	9,513	1,325 (13.9)	8,188 (86.1)	5,055	404 (8.0)	4,651 (92.0)	2,451	112 (4.6)	2,339 (95.4)
経 済 産 業 省	474	200 (42.2)	274 (57.8)	698	217 (31.1)	481 (68.9)	1,256	350 (27.9)	906 (72.1)	1,069	170 (15.9)	899 (84.1)	1,117	194 (17.4)	923 (82.6)
国 土 交 通 省	3,471	685 (19.7)	2,786 (80.3)	7,777	1,499 (19.3)	6,278 (80.7)	15,457	1,395 (9.0)	14,062 (91.0)	8,842	341 (3.9)	8,501 (96.1)	4,227	88 (2.1)	4,139 (97.9)
環 境 省	96	31 (32.3)	65 (67.7)	179	50 (27.9)	129 (72.1)	254	29 (11.4)	225 (88.6)	153	9 (5.9)	144 (94.1)	119	8 (6.7)	111 (93.3)
計	15,751	4,844 (30.8)	10,907 (69.2)	27,495	7,955 (28.9)	19,540 (71.1)	54,127	10,544 (19.5)	43,583 (80.5)	33,312	3,635 (10.9)	29,677 (89.1)	19,841	1,595 (8.0)	18,246 (92.0)

人事院調べ

(注) 1. 平成19年1月15日現在

2. 調査時点において適用されていた俸給表における各級の職員数を示す。

3. 「管理職」欄は、本府省課室長相当職以上である指定職俸給表適用職員及び行政職(一)俸給表7级以上適用職員数。

※前ページの続き

人, (%)

府省名	6級			7級			8級			9級			10級		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
会 計 検 査 院	302	6 (2.0)	296 (98.0)	80	0 (0.0)	80 (100.0)	42	0 (0.0)	42 (100.0)	38	0 (0.0)	38 (100.0)	4	0 (0.0)	4 (100.0)
人 事 院	158	27 (17.1)	131 (82.9)	33	2 (6.1)	31 (93.9)	28	3 (10.7)	25 (89.3)	26	0 (0.0)	26 (100.0)	4	0 (0.0)	4 (100.0)
内 閣・内 閣 府	343	19 (5.5)	324 (94.5)	111	4 (3.6)	107 (96.4)	94	6 (6.4)	88 (93.6)	98	1 (1.0)	97 (99.0)	8	0 (0.0)	8 (100.0)
内 閣 法 制 局	4	0 (0.0)	4 (100.0)	4	0 (0.0)	4 (100.0)	15	0 (0.0)	15 (100.0)	4	0 (0.0)	4 (100.0)	0	0 (-)	0 (-)
宮 内 庁	41	2 (4.9)	39 (95.1)	20	0 (0.0)	20 (100.0)	9	0 (0.0)	9 (100.0)	9	0 (0.0)	9 (100.0)	2	0 (0.0)	2 (100.0)
公正取引委員会	67	3 (4.5)	64 (95.5)	25	0 (0.0)	25 (100.0)	11	0 (0.0)	11 (100.0)	13	1 (7.7)	12 (92.3)	3	0 (0.0)	3 (100.0)
国家公安委員会	288	0 (0.0)	288 (100.0)	78	0 (0.0)	78 (100.0)	39	0 (0.0)	39 (100.0)	49	0 (0.0)	49 (100.0)	7	0 (0.0)	7 (100.0)
金 融 庁	198	6 (3.0)	192 (97.0)	55	0 (0.0)	55 (100.0)	38	1 (2.6)	37 (97.4)	15	0 (0.0)	15 (100.0)	3	0 (0.0)	3 (100.0)
総 務 省	614	18 (2.9)	596 (97.1)	212	1 (0.5)	211 (99.5)	128	2 (1.6)	126 (98.4)	100	2 (2.0)	98 (98.0)	9	0 (0.0)	9 (100.0)
公害等調整委員会	5	0 (0.0)	5 (100.0)	5	0 (0.0)	5 (100.0)	3	0 (0.0)	3 (100.0)	4	0 (0.0)	4 (100.0)	0	0 (-)	0 (-)
消 防 庁	20	0 (0.0)	20 (100.0)	9	0 (0.0)	9 (100.0)	10	0 (0.0)	10 (100.0)	4	0 (0.0)	4 (100.0)	1	0 (0.0)	1 (100.0)
法 務 省	1,180	44 (3.7)	1,136 (96.3)	202	7 (3.5)	195 (96.5)	109	2 (1.8)	107 (98.2)	63	2 (3.2)	61 (96.8)	5	0 (0.0)	5 (100.0)
外 務 省	1,059	104 (9.8)	955 (90.2)	282	14 (5.0)	268 (95.0)	191	7 (3.7)	184 (96.3)	193	9 (4.7)	184 (95.3)	9	0 (0.0)	9 (100.0)
財 務 省	2,098	49 (2.3)	2,049 (97.7)	443	2 (0.5)	441 (99.5)	195	1 (0.5)	194 (99.5)	154	3 (1.9)	151 (98.1)	4	0 (0.0)	4 (100.0)
文 部 科 学 省	357	25 (7.0)	332 (93.0)	155	6 (3.9)	149 (96.1)	85	5 (5.9)	80 (94.1)	76	2 (2.6)	74 (97.4)	8	0 (0.0)	8 (100.0)
厚 生 労 働 省	2,822	154 (5.5)	2,668 (94.5)	456	22 (4.8)	434 (95.2)	171	12 (7.0)	159 (93.0)	129	7 (5.4)	122 (94.6)	13	0 (0.0)	13 (100.0)
農 林 水 産 省	2,281	52 (2.3)	2,229 (97.7)	323	3 (0.9)	320 (99.1)	257	2 (0.8)	255 (99.2)	138	6 (4.3)	132 (95.7)	11	0 (0.0)	11 (100.0)
経 済 産 業 省	1,108	75 (6.8)	1,033 (93.2)	275	7 (2.5)	268 (97.5)	158	1 (0.6)	157 (99.4)	125	1 (0.8)	124 (99.2)	12	0 (0.0)	12 (100.0)
国 土 交 通 省	4,536	37 (0.8)	4,499 (99.2)	896	5 (0.6)	891 (99.4)	586	3 (0.5)	583 (99.5)	357	4 (1.1)	353 (98.9)	26	0 (0.0)	26 (100.0)
環 境 省	203	11 (5.4)	192 (94.6)	44	2 (4.5)	42 (95.5)	40	1 (2.5)	39 (97.5)	27	0 (0.0)	27 (100.0)	3	0 (0.0)	3 (100.0)
計	17,684	632 (3.6)	17,052 (96.4)	3,708	75 (2.0)	3,633 (98.0)	2,209	46 (2.1)	2,163 (97.9)	1,622	38 (2.3)	1,584 (97.7)	132	0 (0.0)	132 (100.0)

※前ページの続き

人, (%)

府省名	計 (1～10級)			指定職			管理職計		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
会 計 検 査 院	1,208	229 (19.0)	979 (81.0)	20	0 (0.0)	20 (100.0)	184	0 (0.0)	184 (100.0)
人 事 院	645	150 (23.3)	495 (76.7)	21	1 (4.8)	20 (95.2)	112	6 (5.4)	106 (94.6)
内 閣・内 閣 府	2,682	395 (14.7)	2,287 (85.3)	73	1 (1.4)	72 (98.6)	384	12 (3.1)	372 (96.9)
内 閣 法 制 局	60	12 (20.0)	48 (80.0)	5	0 (0.0)	5 (100.0)	28	0 (0.0)	28 (100.0)
宮 内 庁	694	74 (10.7)	620 (89.3)	8	0 (0.0)	8 (100.0)	48	0 (0.0)	48 (100.0)
公正取引委員会	661	113 (17.1)	548 (82.9)	12	1 (8.3)	11 (91.7)	64	2 (3.1)	62 (96.9)
国家公安委員会	4,539	440 (9.7)	4,099 (90.3)	66	0 (0.0)	66 (100.0)	239	0 (0.0)	239 (100.0)
金 融 庁	1,188	140 (11.8)	1,048 (88.2)	14	0 (0.0)	14 (100.0)	125	1 (0.8)	124 (99.2)
総 務 省	4,825	861 (17.8)	3,964 (82.2)	60	0 (0.0)	60 (100.0)	509	5 (1.0)	504 (99.0)
公害等調整委員会	35	8 (22.9)	27 (77.1)	2	0 (0.0)	2 (100.0)	14	0 (0.0)	14 (100.0)
消 防 庁	125	5 (4.0)	120 (96.0)	6	0 (0.0)	6 (100.0)	30	0 (0.0)	30 (100.0)
法 務 省	16,148	3,964 (24.5)	12,184 (75.5)	28	0 (0.0)	28 (100.0)	407	11 (2.7)	396 (97.3)
外 務 省	5,055	1,142 (22.6)	3,913 (77.4)	62	0 (0.0)	62 (100.0)	737	30 (4.1)	707 (95.9)
財 務 省	15,343	2,541 (16.6)	12,802 (83.4)	77	0 (0.0)	77 (100.0)	873	6 (0.7)	867 (99.3)
文 部 科 学 省	1,997	336 (16.8)	1,661 (83.2)	34	0 (0.0)	34 (100.0)	358	13 (3.6)	345 (96.4)
厚 生 労 働 省	44,645	10,909 (24.4)	33,736 (75.6)	106	5 (4.7)	101 (95.3)	875	46 (5.3)	829 (94.7)
農 林 水 産 省	22,446	2,632 (11.7)	19,814 (88.3)	60	0 (0.0)	60 (100.0)	789	11 (1.4)	778 (98.6)
経 済 産 業 省	6,292	1,215 (19.3)	5,077 (80.7)	72	1 (1.4)	71 (98.6)	642	10 (1.6)	632 (98.4)
国 土 交 通 省	46,175	4,057 (8.8)	42,118 (91.2)	151	1 (0.7)	150 (99.3)	2,016	13 (0.6)	2,003 (99.4)
環 境 省	1,118	141 (12.6)	977 (87.4)	17	0 (0.0)	17 (100.0)	131	3 (2.3)	128 (97.7)
計	175,881	29,364 (16.7)	146,517 (83.3)	894	10 (1.1)	884 (98.9)	8,565	169 (2.0)	8,396 (98.0)

⑤ 平成18年度国家公務員級別在職者

イ 行政職(一)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
計(人)	15,756	27,498	54,132	33,316	19,843	17,690	3,709	2,211	1,624	132	175,911
女性(人)	4,844	7,958	10,544	3,635	1,595	632	75	46	38	0	29,367
男性(人)	10,912	19,540	43,588	29,681	18,248	17,058	3,634	2,165	1,586	132	146,544
女性割合(%)	30.7	28.9	19.5	10.9	8.0	3.6	2.0	2.1	2.3	0.0	16.7
男性割合(%)	69.3	71.1	80.5	89.1	92.0	96.4	98.0	97.9	97.7	100.0	83.3

ロ 税務職

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
計(人)	4,684	3,777	9,142	9,682	13,107	11,620	1,694	508	105	0	54,319
女性(人)	1,571	1,189	2,539	1,436	1,050	277	17	1	0	0	8,080
男性(人)	3,113	2,588	6,603	8,246	12,057	11,343	1,677	507	105	0	46,239
女性割合(%)	33.5	31.5	27.8	14.8	8.0	2.4	1.0	0.2	0.0	-	14.9
男性割合(%)	66.5	68.5	72.2	85.2	92.0	97.6	99.0	99.8	100.0	-	85.1

ハ 公安職(一)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	計
計(人)	5,122	6,582	3,689	2,633	945	812	616	351	438	163	1	21,352
女性(人)	700	420	135	81	26	18	24	2	3	0	0	1,409
男性(人)	4,422	6,162	3,554	2,552	919	794	592	349	435	163	1	19,943
女性割合(%)	13.7	6.4	3.7	3.1	2.8	2.2	3.9	0.6	0.7	0.0	0.0	6.6
男性割合(%)	86.3	93.6	96.3	96.9	97.2	97.8	96.1	99.4	99.3	100.0	100.0	93.4

ニ 公安職(二)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
計(人)	2,438	4,235	7,870	4,396	1,568	1,403	636	295	67	2	22,910
女性(人)	392	610	829	289	50	20	4	5	2	0	2,201
男性(人)	2,046	3,625	7,041	4,107	1,518	1,383	632	290	65	2	20,709
女性割合(%)	16.1	14.4	10.5	6.6	3.2	1.4	0.6	1.7	3.0	0.0	9.6
男性割合(%)	83.9	85.6	89.5	93.4	96.8	98.6	99.4	98.3	97.0	100.0	90.4

ホ 研究職

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
計(人)	20	367	444	385	555	2	1,773
女性(人)	4	89	85	66	49	0	293
男性(人)	16	278	359	319	506	2	1,480
女性割合(%)	20.0	24.3	19.1	17.1	8.8	0.0	16.5
男性割合(%)	80.0	75.7	80.9	82.9	91.2	100.0	83.5

ヘ 医療職(一)

	1級	2級	3級	4級	5級	計
計(人)	328	754	317	143	1	1,543
女性(人)	65	135	29	8	0	237
男性(人)	263	619	288	135	1	1,306
女性割合(%)	19.8	17.9	9.1	5.6	0.0	15.4
男性割合(%)	80.2	82.1	90.9	94.4	100.0	84.6

資料出所：人事院「平成18年度における一般職の国家公務員の任用状況調査」

(注) 平成19年1月15日現在。調査時点において適用されていた俸給表における各級の職員数を示す。

「イ．行政職(一)」には、防衛施設庁の一般職を含む。

⑥ 防衛省職員の在職状況

イ 自衛官

	総数	女性数	男性数	女性割合	男性割合
	人	人	人	%	%
平成2年	234,177	6,425	227,752	2.7	97.3
7年	242,693	10,264	232,429	4.2	95.8
12年	239,807	10,150	229,657	4.2	95.8
13年	239,839	10,439	229,400	4.4	95.6
14年	239,806	10,614	229,192	4.4	95.6
15年	238,579	10,898	227,681	4.6	95.4
16年	239,430	11,126	228,304	4.6	95.4
17年	240,812	11,449	229,363	4.8	95.2
18年	240,970	11,688	229,282	4.9	95.1
19年	230,291	11,240	219,051	4.9	95.1

各年度末現在

防衛省調べ

ロ 事務官等

	総数	女性数	男性数	女性割合	男性割合
	人	人	人	%	%
平成12年	24,103	5,341	18,762	22.2	77.8
13年	23,879	5,327	18,552	22.3	77.7
14年	23,723	5,325	18,398	22.4	77.6
15年	23,501	5,240	18,261	22.3	77.7
16年	23,276	5,265	18,011	22.6	77.4
17年	22,996	5,226	17,770	22.7	77.3
18年	22,614	5,028	17,586	22.2	77.8
19年	22,295	5,010	17,285	22.5	77.5

各年度末現在

防衛省調べ

⑦ 国家公務員採用試験区分別採用等の状況

イ 国家公務員Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験合格者及び採用者

人、(%)

試験 年度	採用 年度		Ⅰ種				Ⅱ種				Ⅲ種			
			申込者	合格者 (A)	採用者 (B)	B/A(%)	申込者	合格者 (A)	採用者 (B)	B/A(%)	申込者	合格者 (A)	採用者 (B)	B/A(%)
昭和 60 年度	昭和 61 年度	総数	36,072	1,655	834	50.4	51,665	5,133	2,113	41.2	134,257	20,154	12,071	59.9
		女性	3,378	105	53	50.5	10,233	602	224	37.2	54,360	6,894	3,469	50.3
		男性	32,694	1,550	781	50.4	41,432	4,531	1,889	41.7	79,897	13,260	8,602	64.9
		(女性割合)	(9.4)	(6.3)	(6.4)	－	(19.8)	(11.7)	(10.6)	－	(40.5)	(34.2)	(28.7)	－
		(男性割合)	(90.6)	(93.7)	(93.6)	－	(80.2)	(88.3)	(89.4)	－	(59.5)	(65.8)	(71.3)	－
平成 2 年度	平成 3 年度	総数	31,422	2,047	969	47.3	38,626	7,520	3,232	43.0	93,202	23,532	13,941	59.2
		女性	4,533	199	83	41.7	9,021	1,514	583	38.5	39,876	8,839	4,747	53.7
		男性	26,889	1,848	886	47.9	29,605	6,006	2,649	44.1	53,326	14,693	9,194	62.6
		(女性割合)	(14.4)	(9.7)	(8.6)	－	(23.4)	(20.1)	(18.0)	－	(42.8)	(37.6)	(34.1)	－
		(男性割合)	(85.6)	(90.3)	(91.4)	－	(76.6)	(79.9)	(82.0)	－	(57.2)	(62.4)	(65.9)	－
平成 7 年度	平成 8 年度	総数	43,431	1,636	780	47.7	80,211	5,847	2,881	49.3	149,737	12,540	9,030	72.0
		女性	10,102	216	108	50.0	26,593	1,637	751	45.9	67,270	5,211	3,612	69.3
		男性	33,329	1,420	672	47.3	53,618	4,210	2,130	50.6	82,467	7,329	5,418	73.9
		(女性割合)	(23.3)	(13.2)	(13.8)	－	(33.2)	(28.0)	(26.1)	－	(44.9)	(41.6)	(40.0)	－
		(男性割合)	(76.7)	(86.8)	(86.2)	－	(66.8)	(72.0)	(73.9)	－	(55.1)	(58.4)	(60.0)	－
平成 12 年度	平成 13 年度	総数	38,841	1,228	569	46.3	71,891	6,123	3,469	56.7	99,589	6,293	4,605	73.2
		女性	10,054	182	89	48.9	22,797	1,638	883	53.9	40,651	2,413	1,695	70.2
		男性	28,787	1,046	480	45.9	49,094	4,485	2,586	57.7	58,938	3,880	2,910	75.0
		(女性割合)	(25.9)	(14.8)	(15.6)	－	(31.7)	(26.8)	(25.5)	－	(40.8)	(38.3)	(36.8)	－
		(男性割合)	(74.1)	(85.2)	(84.4)	－	(68.3)	(73.2)	(74.5)	－	(59.2)	(61.7)	(63.2)	－
平成 13 年度	平成 14 年度	総数	37,346	1,308	603	46.1	69,985	6,939	4,090	58.9	83,632	5,119	3,717	72.6
		女性	9,583	199	96	48.2	21,821	1,816	1,051	57.9	32,909	1,889	1,346	71.3
		男性	27,763	1,109	507	45.7	48,164	5,123	3,039	59.3	50,723	3,230	2,371	73.4
		(女性割合)	(25.7)	(15.2)	(15.9)	－	(31.2)	(26.2)	(25.7)	－	(39.3)	(36.9)	(36.2)	－
		(男性割合)	(74.3)	(84.8)	(84.1)	－	(68.8)	(73.8)	(74.3)	－	(60.7)	(63.1)	(63.8)	－
平成 14 年度	平成 15 年度	総数	37,163	1,615	623	38.6	68,422	7,808	4,489	57.5	72,439	5,043	3,503	69.5
		女性	9,790	235	102	43.4	21,189	1,983	1,102	55.6	27,521	2,162	1,480	68.5
		男性	27,373	1,380	521	37.8	47,233	5,825	3,387	58.1	44,918	2,881	2,023	70.2
		(女性割合)	(26.3)	(14.6)	(16.4)	－	(31.0)	(25.4)	(24.5)	－	(38.0)	(42.9)	(42.2)	－
		(男性割合)	(73.7)	(85.4)	(83.6)	－	(69.0)	(74.6)	(75.5)	－	(62.0)	(57.1)	(57.8)	－
平成 15 年度	平成 16 年度	総数	31,911	1,750	643	36.7	71,699	7,690	3,728	48.5	29,575	2,208	1,391	63.0
		女性	8,907	264	125	47.3	22,912	2,159	1,038	48.1	11,210	809	480	59.3
		男性	23,004	1,486	518	34.9	48,787	5,531	2,690	48.6	18,365	1,399	911	65.1
		(女性割合)	(27.9)	(15.1)	(19.4)	－	(32.0)	(28.1)	(27.8)	－	(37.9)	(36.6)	(34.5)	－
		(男性割合)	(72.1)	(84.9)	(80.6)	－	(68.0)	(71.9)	(72.2)	－	(62.1)	(63.4)	(65.5)	－
平成 16 年度	平成 17 年度	総数	33,385	1,756	646	36.8	69,771	6,374	3,226	50.6	30,090	2,247	1,428	63.6
		女性	9,600	304	130	42.8	21,488	1,663	823	49.5	10,689	695	445	64.0
		男性	23,785	1,452	516	35.5	48,283	4,711	2,403	51.0	19,401	1,552	983	63.3
		(女性割合)	(28.8)	(17.3)	(20.1)	－	(30.8)	(26.1)	(25.5)	－	(35.5)	(30.9)	(31.2)	－
		(男性割合)	(71.2)	(82.7)	(79.9)	－	(69.2)	(73.9)	(74.5)	－	(64.5)	(69.1)	(68.8)	－
平成 17 年度	平成 18 年度	総数	31,112	1,674	593	35.4	61,621	5,300	2,765	52.2	26,370	2,002	1,274	63.6
		女性	9,011	282	125	44.3	18,889	1,422	726	51.1	9,144	657	442	67.3
		男性	22,101	1,392	468	33.6	42,732	3,878	2,039	52.6	17,226	1,345	832	61.9
		(女性割合)	(29.0)	(16.8)	(21.1)	－	(30.7)	(26.8)	(26.3)	－	(34.7)	(32.8)	(34.7)	－
		(男性割合)	(71.0)	(83.2)	(78.9)	－	(69.3)	(73.2)	(73.7)	－	(65.3)	(67.2)	(65.3)	－
平成 18 年度	平成 19 年度	総数	26,268	1,592	590	37.1	47,709	3,989	1,823	45.7	21,358	1,759	1,073	61.0
		女性	7,796	282	125	44.3	14,904	1,108	490	44.2	7,137	640	409	63.9
		男性	18,472	1,310	465	35.5	32,805	2,881	1,333	46.3	14,221	1,119	664	59.3
		(女性割合)	(29.7)	(17.7)	(21.2)	－	(31.2)	(27.8)	(26.9)	－	(33.4)	(36.4)	(38.1)	－
		(男性割合)	(70.3)	(82.3)	(78.8)	－	(68.8)	(72.2)	(73.1)	－	(66.6)	(63.6)	(61.9)	－
平成 19 年度	平成 20 年度	総数	22,435	1,581	569	36.0	38,659	4,898	2,048	41.8	17,313	1,785	1,028	57.6
		女性	6,609	257	124	48.2	11,974	1,304	514	39.4	5,617	619	356	57.5
		男性	15,826	1,324	445	33.6	26,685	3,594	1,534	42.7	11,696	1,166	672	57.6
		(女性割合)	(29.5)	(16.3)	(21.8)	－	(31.0)	(26.6)	(25.1)	－	(32.4)	(34.7)	(34.6)	－
		(男性割合)	(70.5)	(83.7)	(78.2)	－	(69.0)	(73.4)	(74.9)	－	(67.6)	(65.3)	(65.4)	－

(注) 1. 試験年度は採用の前年度。

人事院調べ

2. 採用者は、国家公務員Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験に合格し、一般職国家公務員として採用された者。

3. 平成19年度の採用者(平成20年度採用者)は、Ⅰ種は平成20年4月1日、Ⅱ種・Ⅲ種は平成20年7月31日現在の採用(内定)者数。

□ 国家公務員Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験等採用者

		大学卒業程度				高校卒業程度
		国家公務員Ⅰ種試験等		国家公務員Ⅱ種試験等		国家公務員Ⅲ種試験等
		総数	うち事務系 試験区分 (行政・ 法律・経済)	総数	うち行政区分	総数
平成 16 年度	総数(人)	641	291	3,757	2,885	1,503
	女性(人)	124	62	1,059	887	543
	男性(人)	517	229	2,698	1,998	960
	女性割合(%)	19.3	21.3	28.2	30.7	36.1
	男性割合(%)	80.7	78.7	71.8	69.3	63.9
平成 17 年度	総数(人)	647	298	3,158	2,375	1,535
	女性(人)	132	64	818	668	503
	男性(人)	515	234	2,340	1,707	1,032
	女性割合(%)	20.4	21.5	25.9	28.1	32.8
	男性割合(%)	79.6	78.5	74.1	71.9	67.2
平成 18 年度	総数(人)	634	295	2,711	2,152	1,311
	女性(人)	134	66	715	592	459
	男性(人)	500	229	1,996	1,560	852
	女性割合(%)	21.1	22.4	26.4	27.5	35.0
	男性割合(%)	78.9	77.6	73.6	72.5	65.0
平成 19 年度	総数(人)	625	295	1,818	1,334	1,228
	女性(人)	137	74	506	418	457
	男性(人)	488	221	1,312	916	771
	女性割合(%)	21.9	25.1	27.8	31.3	37.2
	男性割合(%)	78.1	74.9	72.2	68.7	62.8
平成 20 年度	総数(人)	617	293	2,027	1,473	1,324
	女性(人)	134	71	514	418	472
	男性(人)	483	222	1,513	1,055	852
	女性割合(%)	21.7	24.2	25.4	28.4	35.6
	男性割合(%)	78.3	75.8	74.6	71.6	64.4

(注) 1. 独立行政法人職員、検察官は含まない。

総務省調べ

2. 「国家公務員Ⅰ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅰ種試験、防衛庁職員採用Ⅰ種試験その他Ⅰ種試験に準ずる試験をいう。
3. 「国家公務員Ⅱ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅱ種試験、防衛庁職員採用Ⅱ種試験その他Ⅱ種試験に準ずる試験をいう。
4. 「国家公務員Ⅲ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅲ種試験及び防衛省職員採用Ⅲ種試験を、平成20年度は国家公務員中途採用者選考試験(以下「再チャレンジ試験」という。)採用者も含む。
5. 「国家公務員Ⅰ種試験等」の採用者数は、平成16年度は年度内採用者数、17年度以降は4月30日時点の採用(内定)者数。
6. 「国家公務員Ⅱ種試験等」及び「国家公務員Ⅲ種試験等」の採用者数は、平成16年度は15年度実施試験からの採用者数、17年度以降は4月30日時点の採用者(内定)者数。

ハ 平成20年度府省庁別国家公務員Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験等採用者

	国家公務員採用Ⅰ種試験等										国家公務員採用Ⅱ種試験等										高校卒業程度				
	総数					うち事務系区分(行政・法律・経済)					総数					うち行政区分					国家公務員Ⅲ種試験等				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
内閣官房	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	2	33.3	66.7	3	1	2	33.3	66.7	-	-	-	-	-
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0	100.0	0.0	1	1	0	100.0	0.0	-	-	-	-	-
人事院	4	1	3	25.0	75.0	4	1	3	25.0	75.0	1	0	1	0.0	100.0	1	0	1	0.0	100.0	3	2	1	66.7	33.3
内閣府	11	2	9	18.2	81.8	10	2	8	20.0	80.0	15	6	9	40.0	60.0	15	6	9	40.0	60.0	12	5	7	41.7	58.3
宮内庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	3	6	33.3	66.7	8	3	5	37.5	62.5	10	3	7	30.0	70.0
公正取引委員会	7	2	5	28.6	71.4	7	2	5	28.6	71.4	30	7	23	23.3	76.7	30	7	23	23.3	76.7	11	4	7	36.4	63.6
警察庁	23	2	21	8.7	91.3	14	1	13	7.1	92.9	83	13	70	15.7	84.3	21	7	14	33.3	66.7	15	6	9	40.0	60.0
金融庁	7	3	4	42.9	57.1	7	3	4	42.9	57.1	17	6	11	35.3	64.7	17	6	11	35.3	64.7	12	7	5	58.3	41.7
総務省	43	7	36	16.3	83.7	35	7	28	20.0	80.0	91	24	67	26.4	73.6	75	21	54	28.0	72.0	9	5	4	55.6	44.4
法務省	33	15	18	45.5	54.5	17	6	11	35.3	64.7	298	96	202	32.2	67.8	297	96	201	32.3	67.7	99	37	62	37.4	62.6
外務省	28	7	21	25.0	75.0	28	7	21	25.0	75.0	3	0	3	0.0	100.0	-	-	-	-	-	45	16	29	35.6	64.4
財務省	35	9	26	25.7	74.3	32	9	23	28.1	71.9	275	91	184	33.1	66.9	258	85	173	32.9	67.1	557	214	343	38.4	61.6
文部科学省	32	8	24	25.0	75.0	18	5	13	27.8	72.2	35	14	21	40.0	60.0	28	11	17	39.3	60.7	-	-	-	-	-
厚生労働省	43	14	29	32.6	67.4	28	10	18	35.7	64.3	362	69	293	19.1	80.9	334	65	269	19.5	80.5	59	19	40	32.2	67.8
農林水産省	81	21	60	25.9	74.1	13	2	11	15.4	84.6	104	31	73	29.8	70.2	15	4	11	26.7	73.3	73	9	64	12.3	87.7
経済産業省	94	20	74	21.3	78.7	25	4	21	16.0	84.0	106	43	63	40.6	59.4	76	33	43	43.4	56.6	18	8	10	44.4	55.6
国土交通省	119	13	106	10.9	89.1	29	7	22	24.1	75.9	456	70	386	15.4	84.6	208	44	164	21.2	78.8	128	23	105	18.0	82.0
環境省	18	4	14	22.2	77.8	7	2	5	28.6	71.4	18	7	11	38.9	61.1	11	4	7	36.4	63.6	13	6	7	46.2	53.8
防衛省	33	4	29	12.1	87.9	14	1	13	7.1	92.9	91	24	67	26.4	73.6	51	16	35	31.4	68.6	260	108	152	41.5	58.5
会計検査院	6	2	4	33.3	66.7	5	2	3	40.0	60.0	29	8	21	27.6	72.4	24	8	16	33.3	66.7	-	-	-	-	-
合計	617	134	483	21.7	78.3	293	71	222	24.2	75.8	2,027	514	1,513	25.4	74.6	1,473	418	1,055	28.4	71.6	1,324	472	852	35.6	64.4

(注)1. 独立行政法人職員、検察官は含まない。

2. 「国家公務員Ⅰ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅰ種試験、防衛庁職員採用Ⅰ種試験その他Ⅰ種試験に準ずる試験をいう。

3. 「国家公務員Ⅱ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅱ種試験、防衛庁職員採用Ⅱ種試験その他Ⅱ種試験に準ずる試験をいう。

4. 「国家公務員Ⅲ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅲ種試験及び防衛省職員採用Ⅲ種試験並びに国家公務員中途採用者選考試験(以下「再チャレンジ試験」という。)をいう。

5. 「国家公務員採用Ⅰ種試験等」の採用者数は、採用年度の4月30日までに採用された者の数。「国家公務員採用Ⅱ種試験等」及び「国家公務員採用Ⅲ種試験等」の採用者は、採用年度の前年度に実施された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿に記載されたもののうち、採用年度の4月30日までの間に採用(又は内定)された者の数。なお、平成20年度の「再チャレンジ試験」の採用者は、平成20年4月30日までの間に採用された者(皇宮護衛官、刑務官、入国警備官を除く。)の数。

6. 国土交通省の「国家公務員採用Ⅱ種試験等」のうち、「国土交通省造船職員採用試験」分については、内定者数。

総務省調べ

二 その他の試験における採用者

試験年度		労働基準監督官			外務省専門職員		
		申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者
昭和60年度	総数(人)	4,058	323	146	1,659	41	37
	女性(人)	304	22	11	451	8	7
	男性(人)	4,051	316	139	1,632	22	18
	女性割合(%)	7.5	6.8	7.5	27.2	19.5	18.9
	男性割合(%)	92.5	93.2	92.5	72.8	80.5	81.1
平成2年度	総数(人)	2,127	234	130	996	49	48
	女性(人)	254	22	13	406	16	16
	男性(人)	1,873	212	117	590	33	32
	女性割合(%)	11.9	9.4	10.0	40.8	32.7	33.3
	男性割合(%)	88.1	90.6	90.0	59.2	67.3	66.7
平成7年度	総数(人)	4,197	157	101	1,682	60	59
	女性(人)	863	21	13	775	30	29
	男性(人)	3,334	136	88	907	30	30
	女性割合(%)	20.6	13.4	12.9	46.1	50.0	49.2
	男性割合(%)	79.4	86.6	87.1	53.9	50.0	50.8
平成12年度	総数(人)	5,290	142	86	1,513	42	40
	女性(人)	1,199	17	12	816	21	21
	男性(人)	4,091	125	74	697	21	19
	女性割合(%)	22.7	12.0	14.0	53.9	50.0	52.5
	男性割合(%)	77.3	88.0	86.0	46.1	50.0	47.5
平成17年度	総数(人)	5,983	144	90	878	50	50
	女性(人)	1,571	35	26	497	24	24
	男性(人)	4,412	109	64	381	26	26
	女性割合(%)	26.3	24.3	28.9	56.6	48.0	48.0
	男性割合(%)	73.7	75.7	71.1	43.4	52.0	52.0
平成18年度	総数(人)	4,636	127	60	808	46	46
	女性(人)	1,295	26	10	432	23	23
	男性(人)	3,341	101	50	376	23	23
	女性割合(%)	27.9	20.5	16.7	53.5	50.0	50.0
	男性割合(%)	72.1	79.5	83.3	46.5	50.0	50.0
平成19年度	総数(人)	3,120	131	52	720	47	45
	女性(人)	882	23	11	401	24	24
	男性(人)	2,238	108	41	319	23	21
	女性割合(%)	28.3	17.6	21.2	55.7	51.1	53.3
	男性割合(%)	71.7	82.4	78.8	44.3	48.9	46.7

試験年度		刑務官			法務教官		
		申込者数	合格者数	採用者数	申込者数	合格者数	採用者数
昭和60年度	A(男性)(人)	4,429	1,202	624			
	B(女性)(人)	441	114	69			
平成2年度	A(男性)(人)	3,326	575	255	1,005	170	118
	B(女性)(人)	808	104	44	489	41	23
平成7年度	A(男性)(人)	10,465	607	270	2,165	215	117
	B(女性)(人)	2,479	98	39	1,532	37	20
平成12年度	A(男性)(人)	8,038	557	305	2,787	171	105
	B(女性)(人)	1,937	116	72	1,781	65	35
平成17年度	A(男性)(人)	6,531	773	525	2,128	108	73
	B(女性)(人)	1,424	176	92	1,337	31	18
平成18年度	A(男性)(人)	5,257	1,111	723	1,805	103	71
	B(女性)(人)	1,123	203	88	1,072	44	31
平成19年度	A(男性)(人)	6,654	1,045	634	1,489	140	83
	B(女性)(人)	1,151	195	108	829	30	15

(注) 1. 刑務官A及びBの採用試験内容は同一であるが、刑務官Bは女子収容施設に配置される。

2. 法務教官A及びBの採用試験内容は同一であるが、教官Aは主として男子収容施設、教官Bは主として女子収容施設に配置される。

※前ページの続き

試験年度		海上保安学校学生 (特別)			海上保安学校学生			海上保安大学校学生		
		申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者
昭和60年	総数 (人)	615	165	126	1,858	229	152	932	97	45
	女性 (人)	48	7	4	133	8	2	54	2	0
	男性 (人)	567	158	122	1,725	221	150	878	95	45
	女性割合 (%)	7.8	4.2	3.2	7.2	3.5	1.3	5.8	2.1	0.0
	男性割合 (%)	92.2	95.8	96.8	92.8	96.5	98.7	94.2	97.9	100.0
平成2年	総数 (人)	488	116	87	1,283	299	217	601	92	48
	女性 (人)	69	8	6	184	47	24	74	9	4
	男性 (人)	419	108	81	1,099	252	193	527	83	44
	女性割合 (%)	14.1	6.9	6.9	14.3	15.7	11.1	12.3	9.8	8.3
	男性割合 (%)	85.9	93.1	93.1	85.7	84.3	88.9	87.7	90.2	91.7
平成7年	総数 (人)	2,862	191	118	3,412	290	172	1,187	81	44
	女性 (人)	619	18	13	793	39	15	227	9	5
	男性 (人)	2,243	173	105	2,619	251	157	960	72	39
	女性割合 (%)	21.6	9.4	11.0	23.2	13.4	8.7	19.1	11.1	11.4
	男性割合 (%)	78.4	90.6	89.0	76.8	86.6	91.3	80.9	88.9	88.6
平成12年	総数 (人)	3,593	83	33	1,800	112	67	940	66	41
	女性 (人)	1,021	15	5	325	16	10	212	6	3
	男性 (人)	2,572	68	28	1,475	96	57	728	60	38
	女性割合 (%)	28.4	18.1	15.2	18.1	14.3	14.9	22.6	9.1	7.3
	男性割合 (%)	71.6	81.9	84.8	81.9	85.7	85.1	77.4	90.9	92.7
平成17年	総数 (人)	4,489	273	116	3,195	198	111	952	76	48
	女性 (人)	1,028	32	7	416	18	12	159	8	5
	男性 (人)	3,461	241	109	2,779	180	99	793	68	43
	女性割合 (%)	22.9	11.7	6.0	13.0	9.1	10.8	16.7	10.5	10.4
	男性割合 (%)	77.1	88.3	94.0	87.0	90.9	89.2	83.3	89.5	89.6
平成18年	総数 (人)	5,467	254	92	2,640	299	196	869	77	48
	女性 (人)	1,090	44	6	398	33	22	138	16	10
	男性 (人)	4,377	210	86	2,242	266	174	731	61	38
	女性割合 (%)	19.9	17.3	6.5	15.1	11.0	11.2	15.9	20.8	20.8
	男性割合 (%)	80.1	82.7	93.5	84.9	89.0	88.8	84.1	79.2	79.2
平成19年	総数 (人)	4,946	589	216	3,914	291	161	616	77	48
	女性 (人)	902	72	28	658	47	22	108	9	4
	男性 (人)	4,044	517	188	3,256	244	139	508	68	44
	女性割合 (%)	18.2	12.2	13.0	16.8	16.2	13.7	17.5	11.7	8.3
	男性割合 (%)	81.8	87.8	87.0	83.2	83.8	86.3	82.5	88.3	91.7
試験年度		航空管制官			航空保安大学校学生			気象大学校学生		
		申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者
昭和60年	総数 (人)	743	19	15	2,712	228	59	1,680	107	17
	女性 (人)	126	6	3	327	27	11	160	6	0
	男性 (人)	617	13	12	2,385	201	48	1,520	101	17
	女性割合 (%)	17.0	31.6	20.0	12.1	11.8	18.6	9.5	5.6	0.0
	男性割合 (%)	83.0	68.4	80.0	87.9	88.2	81.4	90.5	94.4	100.0
平成2年	総数 (人)	496	50	45	1,470	277	90	980	74	15
	女性 (人)	117	11	11	280	46	23	164	7	0
	男性 (人)	379	39	34	1,190	231	67	816	67	15
	女性割合 (%)	23.6	22.0	24.4	19.0	16.6	25.6	16.7	9.5	0.0
	男性割合 (%)	76.4	78.0	75.6	81.0	83.4	74.4	83.3	90.5	100.0
平成7年	総数 (人)	2,167	23	20	2,022	255	90	876	66	17
	女性 (人)	840	9	7	837	91	46	213	8	0
	男性 (人)	1,327	14	13	1,185	164	44	663	58	17
	女性割合 (%)	38.8	39.1	35.0	41.4	35.7	51.1	24.3	12.1	0.0
	男性割合 (%)	61.2	60.9	65.0	58.6	64.3	48.9	75.7	87.9	100.0
平成12年	総数 (人)	1,189	22	20	1,320	133	70	825	66	18
	女性 (人)	435	8	4	457	39	22	204	5	1
	男性 (人)	754	14	16	863	94	48	621	61	17
	女性割合 (%)	36.6	36.4	20.0	34.6	29.3	31.4	24.7	7.6	5.6
	男性割合 (%)	63.4	63.6	80.0	65.4	70.7	68.6	75.3	92.4	94.4
平成17年	総数 (人)	1,424	71	63	950	168	71	541	42	10
	女性 (人)	440	18	17	276	47	23	136	4	1
	男性 (人)	984	53	46	674	121	48	405	38	9
	女性割合 (%)	30.9	25.4	27.0	29.1	28.0	32.4	25.1	9.5	10.0
	男性割合 (%)	69.1	74.6	73.0	70.9	72.0	67.6	74.9	90.5	90.0
平成18年	総数 (人)	1,087	86	74	998	170	64	459	81	19
	女性 (人)	322	26	26	248	35	11	93	7	0
	男性 (人)	765	60	48	750	135	53	366	74	19
	女性割合 (%)	29.6	30.2	35.1	24.8	20.6	17.2	20.3	8.6	0.0
	男性割合 (%)	70.4	69.8	64.9	75.2	79.4	82.8	79.7	91.4	100.0
平成19年	総数 (人)	1,139	84	38	809	149	56	434	49	15
	女性 (人)	348	34	13	245	36	14	82	6	1
	男性 (人)	791	50	25	564	113	42	352	43	14
	女性割合 (%)	30.6	40.5	34.2	30.3	24.2	25.0	18.9	12.2	6.7
	男性割合 (%)	69.4	59.5	65.8	69.7	75.8	75.0	81.1	87.8	93.3

※前ページの続き

試験年度		国税専門官			皇宮護衛官			Ⅲ種（税務国家公務員）		
		申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者
昭和60年	総数（人）	10,425	1,507	642	616	39	25	14,994	2,348	1,573
	女性（人）	832	97	49	125	2	1	6,562	430	292
	男性（人）	9,593	1,410	593	491	37	24	8,432	1,918	1,281
	女性割合（%）	8.0	6.4	7.6	20.3	5.1	4.0	43.8	18.3	18.6
	男性割合（%）	92.0	93.6	92.4	79.7	94.9	96.0	56.2	81.7	81.4
平成2年	総数（人）	7,897	1,553	889	275	35	19	10,447	2,590	1,765
	女性（人）	1,315	183	126	58	2	1	4,642	843	587
	男性（人）	6,582	1,370	763	217	33	18	5,805	1,747	1,178
	女性割合（%）	16.7	11.8	14.2	21.1	5.7	5.3	44.4	32.5	33.3
	男性割合（%）	83.3	88.2	85.8	78.9	94.3	94.7	55.6	67.5	66.7
平成7年	総数（人）	12,092	925	574	858	33	16	7,692	646	510
	女性（人）	3,228	141	101	222	7	1	3,939	233	182
	男性（人）	8,864	784	473	636	26	15	3,753	413	328
	女性割合（%）	26.7	15.2	17.6	25.9	21.2	6.3	51.2	36.1	35.7
	男性割合（%）	73.3	84.8	82.4	74.1	78.8	93.7	48.8	63.9	64.3
平成12年	総数（人）	14,283	659	415	1,388	50	28	4,306	329	271
	女性（人）	3,769	147	99	345	15	5	2,049	139	110
	男性（人）	10,514	512	316	1,043	35	23	2,257	190	161
	女性割合（%）	26.4	22.3	23.9	24.9	30.0	17.9	47.6	42.2	40.6
	男性割合（%）	73.6	77.7	76.1	75.1	70.0	82.1	52.4	57.8	59.4
平成17年	総数（人）	18,129	1,536	916	1,175	35	27	7,567	688	529
	女性（人）	5,554	441	265	306	6	5	2,877	265	208
	男性（人）	12,575	1,095	651	869	29	22	4,690	423	321
	女性割合（%）	30.6	28.7	28.9	26.0	17.1	18.5	38.0	38.5	39.3
	男性割合（%）	69.4	71.3	71.1	74.0	82.9	81.5	62.0	61.5	60.7
平成18年	総数（人）	16,041	1,721	825	987	63	34	7,626	838	560
	女性（人）	5,148	541	227	295	20	13	2,710	346	240
	男性（人）	10,893	1,180	598	692	43	21	4,916	492	320
	女性割合（%）	32.1	31.4	27.5	29.9	31.7	38.2	35.5	41.3	42.9
	男性割合（%）	67.9	68.6	72.5	70.1	68.3	61.8	64.5	58.7	57.1
平成19年	総数（人）	15,459	2,288	1,045	1,461	27	16	8,211	765	445
	女性（人）	4,672	649	230	424	6	4	2,608	303	185
	男性（人）	10,787	1,639	815	1,037	21	12	5,603	462	260
	女性割合（%）	30.2	28.4	22.0	29.0	22.2	25.0	31.8	39.6	41.6
	男性割合（%）	69.8	71.6	78.0	71.0	77.8	75.0	68.2	60.4	58.4

試験年度		入国警備官			防衛医科大学校学生			防衛大学校学生		
		申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者
昭和60年	総数（人）	2,663	89	44	4,666	384	72			
	女性（人）	505	13	8	583	36	6			
	男性（人）	2,158	76	36	4,083	348	66			
	女性割合（%）	19.0	14.6	18.2	12.5	9.4	8.3			
	男性割合（%）	81.0	85.4	81.8	87.5	90.6	91.7			
平成2年	総数（人）	1,092	127	65	3,654	351	63			
	女性（人）	278	38	14	608	57	6			
	男性（人）	814	89	51	3,046	294	57			
	女性割合（%）	25.5	29.9	21.5	16.6	16.2	9.5			
	男性割合（%）	74.5	70.1	78.5	83.4	83.8	90.5			
平成7年	総数（人）	8,130	134	67	5,970	331	65	17,204	1,284	455
	女性（人）	2,666	49	25	1,460	63	13	2,913	84	32
	男性（人）	5,464	85	42	4,510	268	52	14,291	1,200	423
	女性割合（%）	32.8	36.6	37.3	24.5	19.0	20.0	16.9	6.5	7.0
	男性割合（%）	67.2	63.4	62.7	75.5	81.0	80.0	83.1	93.5	93.0
平成12年	総数（人）	3,129	92	56	6,242	182	64	17,115	976	425
	女性（人）	893	15	11	1,838	34	13	3,402	89	34
	男性（人）	2,236	77	45	4,404	148	51	13,713	887	391
	女性割合（%）	28.5	16.3	19.6	29.4	18.7	20.3	19.9	9.1	8.0
	男性割合（%）	71.5	83.7	80.4	70.6	81.3	79.7	80.1	90.9	92.0
平成17年	総数（人）	3,468	197	129	5,709	248	76	14,258	1,420	426
	女性（人）	869	57	37	1,574	53	24	3,132	144	34
	男性（人）	2,599	140	92	4,135	195	52	11,126	1,276	392
	女性割合（%）	25.1	28.9	28.7	27.6	21.4	31.6	22.0	10.1	8.0
	男性割合（%）	74.9	71.1	71.3	72.4	78.6	68.4	78.0	89.9	92.0
平成18年	総数（人）	2,823	224	151	5,473	266	81	14,029	1,532	483
	女性（人）	684	74	53	1,576	49	26	3,331	163	43
	男性（人）	2,139	150	98	3,897	217	55	10,698	1,369	440
	女性割合（%）	24.2	33.0	35.1	28.8	18.4	32.1	23.7	10.6	8.9
	男性割合（%）	75.8	67.0	64.9	71.2	81.6	67.9	76.3	89.4	91.1
平成19年	総数（人）	5,305	138	46	5,306	267	79	14,025	1,544	454
	女性（人）	1,551	53	18	1,497	59	15	3,328	168	43
	男性（人）	3,754	85	28	3,809	208	64	10,697	1,376	411
	女性割合（%）	29.2	38.4	39.1	28.2	22.1	19.0	23.7	10.9	9.5
	男性割合（%）	70.8	61.6	60.9	71.8	77.9	81.0	76.3	89.1	90.5

人事院調べ。ただし、防衛医科大学校学生と防衛大学校学生については防衛省調べ。

平成19年度の採用者は、Ⅲ種（税務国家公務員）は平成20年7月31日現在、刑務官、入国警備官は平成20年8月1日現在、外務省専門職員、海上保安学校学生（特別）は名簿失効時、それ以外は平成20年4月1日現在の採用（内定）者数。

ウ. 審議会

① 年度別状況

○ 審議会等委員

	審議会等総数	女性委員を含む 審議会等 数	女性委員を含む 審議会等 の割合	総委員数	女 性 委 員 数	男 性 委 員 数	女性委員 の 割 合	男性委員 の 割 合
昭和			%	人	人	人	%	%
50年 1 月 1 日	237	73	30.8	5,436	133	5,303	2.4	97.6
55年 6 月 1 日	199	92	46.2	4,504	186	4,318	4.1	95.9
60年 6 月 1 日	206	114	55.3	4,664	255	4,409	5.5	94.5
平成								
2 年 3 月 31 日	204	141	69.1	4,559	359	4,200	7.9	92.1
7 年 9 月 30 日	207	175	84.5	4,484	631	3,853	14.1	85.9
12年 9 月 30 日	197	186	94.4	3,985	831	3,154	20.9	79.1
13年 9 月 30 日	98	94	95.9	1,717	424	1,293	24.7	75.3
14年 9 月 30 日	100	97	97.0	1,715	429	1,286	25.0	75.0
15年 9 月 30 日	102	100	98.0	1,734	465	1,269	26.8	73.2
16年 9 月 30 日	103	102	99.0	1,767	499	1,268	28.2	71.8
17年 9 月 30 日	104	103	99.0	1,792	554	1,238	30.9	69.1
18年 9 月 30 日	106	105	99.1	1,804	565	1,239	31.3	68.7
19年 9 月 30 日	113	111	98.2	1,872	604	1,268	32.3	67.7
20年 9 月 30 日	111	109	98.2	1,873	607	1,266	32.4	67.6

○ 臨時委員、特別委員及び専門委員

	専門委員等 総数(人)	女性委員数 (人)	男性委員数 (人)	女性委員 割合(%)	男性委員 割合(%)
平成13年9月30日	7,201	763	6,438	10.6	89.4
平成14年9月30日	8,114	935	7,179	11.5	88.5
平成15年9月30日	8,815	1,091	7,724	12.4	87.6
平成16年9月30日	9,885	1,180	8,705	11.9	88.1
平成17年9月30日	9,039	1,165	7,874	12.9	87.1
平成18年9月30日	9,921	1,304	8,617	13.1	86.9
平成19年9月30日	9,446	1,314	8,132	13.9	86.1
平成20年9月30日	9,706	1,461	8,245	15.1	84.9

(注) 1. 国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく審議会等を対象に、内閣府が調査した。

2. 委員数は、調査時点において、実際に任命されている委員の数である。

3. 専門委員等（臨時委員、特別委員及び専門委員）とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときは解任されるものをいう。

4. 平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほか試験委員が含まれている。

② 府省別一覧

府 省 名	審議会数		委 員 数										職務指定						団体推薦						臨時委員・特別委員・専門委員			
	総数	女性 含む	総数	女性	男性	女性の 割合	男性の 割合	総数	女性	男性	女性の 割合	男性の 割合	総数	女性	男性	女性の 割合	男性の 割合	総数	女性	男性	女性の 割合	男性の 割合	総数	女性	男性	女性の 割合	男性の 割合	
内 閣 府	17	17	243	76	167	31.3	68.7	18	1	17	5.6	94.4	-	-	-	-	-	-	743	157	586	21.1	78.9					
金 融 庁	6	5	73	20	53	27.4	72.6	-	-	-	-	-	4	0	4	0.0	100.0	234	16	218	6.8	93.2						
総 務 省	12	12	155	47	108	30.3	69.7	1	0	1	0.0	100.0	5	1	4	20.0	80.0	462	55	407	11.9	88.1						
法 務 省	6	5	63	19	44	30.2	69.8	11	0	11	0.0	100.0	10	4	6	40.0	60.0	55	9	46	16.4	83.6						
外 務 省	2	2	21	8	13	38.1	61.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	1	0.0	100.0						
財 務 省	5	5	116	42	74	36.2	63.8	4	0	4	0.0	100.0	-	-	-	-	-	178	22	156	12.4	87.6						
文部科学省	11	11	242	79	163	32.6	67.4	-	-	-	-	-	31	6	25	19.4	80.6	2,664	479	2,185	18.0	82.0						
厚生労働省	13	13	277	90	187	32.5	67.5	2	0	2	0.0	100.0	14	4	10	28.6	71.4	1,409	301	1,108	21.4	78.6						
農林水産省	8	8	173	62	111	35.8	64.2	2	0	2	0.0	100.0	17	5	12	29.4	70.6	406	78	328	19.2	80.8						
経済産業省	9	9	181	56	125	30.9	69.1	3	0	3	0.0	100.0	3	3	0	100.0	0.0	1,993	148	1,845	7.4	92.6						
国土交通省	13	13	226	71	155	31.4	68.6	28	2	26	7.1	92.9	7	0	7	0.0	100.0	889	129	760	14.5	85.5						
環 境 省	4	4	63	22	41	34.9	65.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	672	67	605	10.0	90.0						
防 衛 省	5	5	40	15	25	37.5	62.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
合 計	111	109	1,873	607	1,266	32.4	67.6	69	3	66	4.3	95.7	91	23	68	25.3	74.7	9,706	1,461	8,245	15.1	84.9						

平成20年9月30日現在 内閣府調べ

エ. 司法

① 裁判官

	合 計					判 事					判 事 補				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
55年 6月	2,747	76	2,671	2.8	97.2	2,134	43	2,091	2.0	98.0	613	33	580	5.4	94.6
60年 6月	2,792	93	2,699	3.3	96.7	2,183	49	2,134	2.2	97.8	609	44	565	7.2	92.8
平成2年6月	2,823	141	2,682	5.0	95.0	2,214	68	2,146	3.1	96.9	609	73	536	12.0	88.0
7 年 4月	2,864	236	2,628	8.2	91.8	2,214	97	2,117	4.4	95.6	650	139	511	21.4	78.6
12年 4月	3,019	328	2,691	10.9	89.1	2,214	156	2,058	7.0	93.0	805	172	633	21.4	78.6
17年 4月	3,266	449	2,817	13.7	86.3	2,386	234	2,152	9.8	90.2	880	215	665	24.4	75.6
18年 4月	3,341	474	2,867	14.2	85.8	2,426	251	2,175	10.3	89.7	915	223	692	24.4	75.6
19年 4月	3,416	499	2,917	14.6	85.4	2,466	269	2,197	10.9	89.1	950	230	720	24.2	75.8
20年 4月	3,491	537	2,954	15.4	84.6	2,506	271	2,235	10.8	89.2	985	266	719	27.0	73.0

最高裁判所調べ

(注)判事には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、簡易裁判所判事を含む。

② 指定職相当以上の判事、最高裁判所判事・高等裁判所長官

	指定職相当以上の判事					最高裁判所判事・高等裁判所長官				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
平成17年4月	1,557	189	1,368	12.1	87.9	23	1	22	4.3	95.7
18年4月	1,597	204	1,393	12.8	87.2	23	1	22	4.3	95.7
19年4月	1,637	222	1,415	13.6	86.4	23	1	22	4.3	95.7
20年4月	1,677	232	1,445	13.8	86.2	23	1	22	4.3	95.7

最高裁判所調べ

(注) 指定職相当以上の判事とは、一般職国家公務員における指定職俸給表適用者に準じた取り扱いを受ける判事を示す。

③ 検 察 官

	合 計					検 事					副 検 事				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
55年3月31日	2,129	25	2,104	1.2	98.8	1,238	24	1,214	1.9	98.1	891	1	890	0.1	99.9
60年3月31日	2,104	27	2,077	1.3	98.7	1,230	26	1,204	2.1	97.9	873	1	872	0.1	99.9
平成2年3月31日	2,059	44	2,015	2.1	97.9	1,187	42	1,145	3.5	96.5	872	2	870	0.2	99.8
7年3月31日	2,057	77	1,980	3.7	96.3	1,229	70	1,159	5.7	94.3	828	7	821	0.8	99.2
12年3月31日	2,231	135	2,096	6.1	93.9	1,375	127	1,248	9.2	90.8	856	8	848	0.9	99.1
17年3月31日	2,473	234	2,239	9.5	90.5	1,627	225	1,402	13.8	86.2	846	9	837	1.1	98.9
18年3月31日	2,479	253	2,226	10.2	89.8	1,648	244	1,404	14.8	85.2	831	9	822	1.1	98.9
19年3月31日	2,490	271	2,219	10.9	89.1	1,667	260	1,407	15.6	84.4	823	11	812	1.3	98.7
20年3月31日	2,556	311	2,245	12.2	87.8	1,739	299	1,440	17.2	82.8	817	12	805	1.5	98.5

法務省調べ

④ 指定職相当以上の検事、検事総長・次長検事・検事長

	指定職相当以上の検事					検事総長・次長検事・検事長				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
平成 17年7月1日	824	66	758	8.0	92.0	10	0	10	0.0	100.0
18年7月1日	847	70	777	8.3	91.7	10	0	10	0.0	100.0
19年7月1日	868	85	783	9.8	90.2	10	0	10	0.0	100.0
20年7月1日	901	91	810	10.1	89.9	10	0	10	0.0	100.0

法務省調べ

(注) 指定職相当以上の検事とは、一般職国家公務員における指定職俸給表適用者に準じた取り扱いを受ける検事を示す。

⑤ 平成18年度司法修習生の男女別採用者数及びその後の進路状況

人, (%)

	採用者数	終了者数	進路区分			
			裁判官	検察官	弁護士	その他
総 数	2,446	2,376	118	113	2,043	102
女 性	572 (23.4)	568 (23.9)	43 (36.4)	39 (34.5)	457 (22.4)	29 (28.4)
男 性	1,874 (76.6)	1,808 (76.1)	75 (63.6)	74 (65.5)	1,586 (77.6)	73 (71.6)

- (注) 1. 採用者は、採用時の数字による。
 2. 終了者数及び進路区分別人員は、修習終了直後の数による。
 3. ()内は男女比。

⑥ 裁判所職員採用者

	大学卒業程度					高校卒業程度				
	I 種試験、II 種試験					III 種試験等				
	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 割合 (%)	男性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 割合 (%)	男性 割合 (%)
平成16年度	454	259	195	57.0	43.0	83	57	26	68.7	31.3
平成17年度	407	225	182	55.3	44.7	81	56	25	69.1	30.9
平成18年度	338	176	162	52.1	47.9	43	26	17	60.5	39.5
平成19年度	439	236	203	53.8	46.2	47	29	18	61.7	38.3
平成20年度	639	333	306	52.1	47.9	71	40	31	56.3	43.7

- (注) 1. 裁判官は含まない。
 2. 平成16年度は年度内採用者数、17年度以降は4月30日時点の採用者数。

最高裁判所調べ

オ. 政党

○ 党員及び党役員

人, (%)

政 党 名	党 員 数			党 役 員 数		
	総 数	女性 (割合)	男性 (割合)	総 数	女性 (割合)	男性 (割合)
自由民主党	1, 102, 460 (H20. 2. 16現在)	411, 813 (37. 4)	690, 647 (62. 6)	324 (H20. 9. 30現在)	34 (10. 5)	290 (89. 5)
民 主 党	269, 124 (H20. 7. 26現在)	85, 559 (31. 8)	183, 565 (68. 2)	42 (H20. 9. 1現在)	3 (7. 1)	39 (92. 9)
公 明 党	40万 (H20. 2. 1現在)	21万 (52. 5)	19万 (47. 5)	41 (H20. 8. 1現在)	4 (9. 8)	37 (90. 2)
日本共産党	約404, 300 (H20. 1. 1現在)	約179, 100 (44. 3)	約225, 200 (55. 7)	141 (H20. 9. 1現在)	19 (13. 5)	122 (86. 5)
社会民主党	33, 300 (H20. 1. 1現在)	4, 990 (15. 0)	28, 310 (85. 0)	13 (H20. 1. 1現在)	3 (23. 1)	10 (76. 9)

(注) 1. 各政党事務局調べ () 内は、総数に対する割合である。

2. 自由民主党の「党役員数」は自由民主党所属国会議員から衆議院議長、参議院副議長、大臣、内閣官房副長官、首相補佐官、副大臣、政務官を除いた数である。

(2) 地方公共団体

ア. 地方議会

① 年度別状況

	都道府県議会					市議会					政令指定都市議会				
	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合
昭和51年12月	人 2,807	人 35	人 2,772	% 1.2	% 98.8	人 20,062	人 397	人 19,665	% 2.0	% 98.0	人 -	人 -	人 -	% -	% -
昭和55年12月	2,833	34	2,799	1.2	98.8	20,080	441	19,639	2.2	97.8	-	-	-	-	-
昭和60年12月	2,857	38	2,819	1.3	98.7	19,729	601	19,128	3.0	97.0	-	-	-	-	-
平成2年12月	2,798	72	2,726	2.6	97.4	19,070	862	18,208	4.5	95.5	-	-	-	-	-
平成7年12月	2,927	92	2,835	3.1	96.9	19,050	1,392	17,658	7.3	92.7	848	89	759	10.5	89.5
平成12年12月	2,888	159	2,729	5.5	94.5	18,379	1,855	16,524	10.1	89.9	837	120	717	14.3	85.7
平成13年12月	2,859	163	2,696	5.7	94.3	18,346	1,925	16,421	10.5	89.5	834	125	709	15.0	85.0
平成14年12月	2,827	165	2,662	5.8	94.2	18,331	1,976	16,355	10.8	89.2	834	124	710	14.9	85.1
平成15年12月	2,849	197	2,652	6.9	93.1	18,355	2,180	16,175	11.9	88.1	886	142	744	16.0	84.0
平成16年12月	2,815	194	2,621	6.9	93.1	20,024	2,306	17,718	11.5	88.5	884	144	740	16.3	83.7
平成17年12月	2,790	200	2,590	7.2	92.8	23,574	2,505	21,069	10.6	89.4	947	154	793	16.3	83.7
平成18年12月	2,758	200	2,558	7.3	92.7	23,736	2,562	21,174	10.8	89.2	1,021	159	862	15.6	84.4
平成19年12月	2,773	223	2,550	8.0	92.0	21,254	2,508	18,746	11.8	88.2	1,101	189	912	17.2	82.8

※前ページの続き

	町村議会					特別区議会					合 計				
	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
昭和51年12月	48,010	232	47,778	0.5	99.5	1,073	71	1,002	6.6	93.4	71,952	735	71,217	1.0	99.0
昭和55年12月	47,221	274	46,947	0.6	99.4	1,073	73	1,000	6.8	93.2	71,207	822	70,385	1.2	98.8
昭和60年12月	45,293	390	44,903	0.9	99.1	1,032	73	959	7.1	92.9	68,911	1,102	67,809	1.6	98.4
平成2年12月	42,728	608	42,120	1.4	98.6	1,020	91	929	8.9	91.1	65,616	1,633	63,983	2.5	97.5
平成7年12月	41,653	1,128	40,525	2.7	97.3	1,012	145	867	14.3	85.7	64,642	2,757	61,885	4.3	95.7
平成12年12月	39,707	1,777	37,930	4.5	95.5	967	191	776	19.8	80.2	61,941	3,982	57,959	6.4	93.6
平成13年12月	39,205	1,871	37,334	4.8	95.2	941	188	753	20.0	80.0	61,351	4,147	57,204	6.8	93.2
平成14年12月	38,694	1,901	36,793	4.9	95.1	936	189	747	20.2	79.8	60,788	4,231	56,557	7.0	93.0
平成15年12月	37,325	2,093	35,232	5.6	94.4	932	200	732	21.5	78.5	59,461	4,670	54,791	7.9	92.1
平成16年12月	33,189	1,936	31,253	5.8	94.2	925	199	726	21.5	78.5	56,953	4,635	52,318	8.1	91.9
平成17年12月	21,376	1,359	20,017	6.4	93.6	912	199	713	21.8	78.2	48,652	4,263	44,389	8.8	91.2
平成18年12月	15,991	1,110	14,881	6.9	93.1	904	198	706	21.9	78.1	43,389	4,070	39,319	9.4	90.6
平成19年12月	13,849	1,062	12,787	7.7	92.3	911	225	686	24.7	75.3	38,787	4,018	34,769	10.4	89.6

各年12月31日現在 総務省調べ

② 都道府県別状況

人, (%)

	都道府県議会					市区議会					町村議会					合 計				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
北海道	105	9	96	(8.6)	(91.4)	827	109	718	(13.2)	(86.8)	1,787	118	1,669	(6.6)	(93.4)	2,719	236	2,483	(8.7)	(91.3)
青森県	48	2	46	(4.2)	(95.8)	282	20	262	(7.1)	(92.9)	432	14	418	(3.2)	(96.8)	762	36	726	(4.7)	(95.3)
岩手県	48	5	43	(10.4)	(89.6)	381	22	359	(5.8)	(94.2)	353	22	331	(6.2)	(93.8)	782	49	733	(6.3)	(93.7)
宮城県	61	4	57	(6.6)	(93.4)	419	38	381	(9.1)	(90.9)	387	28	359	(7.2)	(92.8)	867	70	797	(8.1)	(91.9)
秋田県	45	4	41	(8.9)	(91.1)	361	22	339	(6.1)	(93.9)	176	9	167	(5.1)	(94.9)	582	35	547	(6.0)	(94.0)
山形県	44	4	40	(9.1)	(90.9)	296	17	279	(5.7)	(94.3)	272	12	260	(4.4)	(95.6)	612	33	579	(5.4)	(94.6)
福島県	56	6	50	(10.7)	(89.3)	388	25	363	(6.4)	(93.6)	646	26	620	(4.0)	(96.0)	1,090	57	1,033	(5.2)	(94.8)
茨城県	64	6	58	(9.4)	(90.6)	854	91	763	(10.7)	(89.3)	190	17	173	(8.9)	(91.1)	1,108	114	994	(10.3)	(89.7)
栃木県	50	3	47	(6.0)	(94.0)	383	48	335	(12.5)	(87.5)	268	13	255	(4.9)	(95.1)	701	64	637	(9.1)	(90.9)
群馬県	50	3	47	(6.0)	(94.0)	373	35	338	(9.4)	(90.6)	365	26	339	(7.1)	(92.9)	788	64	724	(8.1)	(91.9)
埼玉県	93	4	89	(4.3)	(95.7)	1,044	209	835	(20.0)	(80.0)	439	74	365	(16.9)	(83.1)	1,576	287	1,289	(18.2)	(81.8)
千葉県	95	7	88	(7.4)	(92.6)	1,017	160	857	(15.7)	(84.3)	297	24	273	(8.1)	(91.9)	1,409	191	1,218	(13.6)	(86.4)
東京都	126	22	104	(17.5)	(82.5)	1,577	383	1,194	(24.3)	(75.7)	145	13	132	(9.0)	(91.0)	1,848	418	1,430	(22.6)	(77.4)
神奈川県	107	11	96	(10.3)	(89.7)	633	135	498	(21.3)	(78.7)	211	42	169	(19.9)	(80.1)	951	188	763	(19.8)	(80.2)
新潟県	53	4	49	(7.5)	(92.5)	609	42	567	(6.9)	(93.1)	201	13	188	(6.5)	(93.5)	863	59	804	(6.8)	(93.2)
富山県	40	2	38	(5.0)	(95.0)	261	18	243	(6.9)	(93.1)	62	7	55	(11.3)	(88.7)	363	27	336	(7.4)	(92.6)
石川県	46	3	43	(6.5)	(93.5)	242	15	227	(6.2)	(93.8)	144	13	131	(9.0)	(91.0)	432	31	401	(7.2)	(92.8)
福井県	39	0	39	(0.0)	(100.0)	210	18	192	(8.6)	(91.4)	134	6	128	(4.5)	(95.5)	383	24	359	(6.3)	(93.7)
山梨県	38	4	34	(10.5)	(89.5)	316	29	287	(9.2)	(90.8)	201	11	190	(5.5)	(94.5)	555	44	511	(7.9)	(92.1)
長野県	58	11	47	(19.0)	(81.0)	462	68	394	(14.7)	(85.3)	724	76	648	(10.5)	(89.5)	1,244	155	1,089	(12.5)	(87.5)
岐阜県	45	3	42	(6.7)	(93.3)	509	54	455	(10.6)	(89.4)	235	21	214	(8.9)	(91.1)	789	78	711	(9.9)	(90.1)
静岡県	74	5	69	(6.8)	(93.2)	605	61	544	(10.1)	(89.9)	237	15	222	(6.3)	(93.7)	916	81	835	(8.8)	(91.2)
愛知県	104	6	98	(5.8)	(94.2)	1,007	136	871	(13.5)	(86.5)	405	48	357	(11.9)	(88.1)	1,516	190	1,326	(12.5)	(87.5)
三重県	51	2	49	(3.9)	(96.1)	382	45	337	(11.8)	(88.2)	227	24	203	(10.6)	(89.4)	660	71	589	(10.8)	(89.2)
滋賀県	47	8	39	(17.0)	(83.0)	342	46	296	(13.5)	(86.5)	162	12	150	(7.4)	(92.6)	551	66	485	(12.0)	(88.0)
京都府	62	6	56	(9.7)	(90.3)	416	67	349	(16.1)	(83.9)	154	23	131	(14.9)	(85.1)	632	96	536	(15.2)	(84.8)
大阪府	111	7	104	(6.3)	(93.7)	884	170	714	(19.2)	(80.8)	137	23	114	(16.8)	(83.2)	1,132	200	932	(17.7)	(82.3)
兵庫県	92	11	81	(12.0)	(88.0)	812	104	708	(12.8)	(87.2)	208	25	183	(12.0)	(88.0)	1,112	140	972	(12.6)	(87.4)
奈良県	44	6	38	(13.6)	(86.4)	251	21	230	(8.4)	(91.6)	295	21	274	(7.1)	(92.9)	590	48	542	(8.1)	(91.9)
和歌山県	46	2	44	(4.3)	(95.7)	211	17	194	(8.1)	(91.9)	282	17	265	(6.0)	(94.0)	539	36	503	(6.7)	(93.3)
鳥取県	38	5	33	(13.2)	(86.8)	100	11	89	(11.0)	(89.0)	219	21	198	(9.6)	(90.4)	357	37	320	(10.4)	(89.6)
島根県	37	2	35	(5.4)	(94.6)	253	18	235	(7.1)	(92.9)	193	12	181	(6.2)	(93.8)	483	32	451	(6.6)	(93.4)
岡山県	56	4	52	(7.1)	(92.9)	436	39	397	(8.9)	(91.1)	151	6	145	(4.0)	(96.0)	643	49	594	(7.6)	(92.4)
広島県	66	5	61	(7.6)	(92.4)	447	38	409	(8.5)	(91.5)	161	10	151	(6.2)	(93.8)	674	53	621	(7.9)	(92.1)
山口県	49	4	45	(8.2)	(91.8)	372	39	333	(10.5)	(89.5)	118	10	108	(8.5)	(91.5)	539	53	486	(9.8)	(90.2)
徳島県	41	2	39	(4.9)	(95.1)	214	15	199	(7.0)	(93.0)	236	13	223	(5.5)	(94.5)	491	30	461	(6.1)	(93.9)
香川県	45	3	42	(6.7)	(93.3)	227	17	210	(7.5)	(92.5)	136	8	128	(5.9)	(94.1)	408	28	380	(6.9)	(93.1)
愛媛県	47	3	44	(6.4)	(93.6)	325	27	298	(8.3)	(91.7)	162	8	154	(4.9)	(95.1)	534	38	496	(7.1)	(92.9)
高知県	39	2	37	(5.1)	(94.9)	244	35	209	(14.3)	(85.7)	308	22	286	(7.1)	(92.9)	591	59	532	(10.0)	(90.0)
福岡県	88	3	85	(3.4)	(96.6)	715	97	618	(13.6)	(86.4)	543	52	491	(9.6)	(90.4)	1,346	152	1,194	(11.3)	(88.7)
佐賀県	41	2	39	(4.9)	(95.1)	269	19	250	(7.1)	(92.9)	149	13	136	(8.7)	(91.3)	459	34	425	(7.4)	(92.6)
長崎県	46	4	42	(8.7)	(91.3)	373	19	354	(5.1)	(94.9)	141	10	131	(7.1)	(92.9)	560	33	527	(5.9)	(94.1)
熊本県	48	3	45	(6.3)	(93.8)	381	28	353	(7.3)	(92.7)	475	20	455	(4.2)	(95.8)	904	51	853	(5.6)	(94.4)
大分県	44	1	43	(2.3)	(97.7)	400	25	375	(6.3)	(93.8)	52	2	50	(3.8)	(96.2)	496	28	468	(5.6)	(94.4)
宮崎県	45	2	43	(4.4)	(95.6)	242	18	224	(7.4)	(92.6)	245	22	223	(9.0)	(91.0)	532	42	490	(7.9)	(92.1)
鹿児島県	54	3	51	(5.6)	(94.4)	503	35	468	(7.0)	(93.0)	416	25	391	(6.0)	(94.0)	973	63	910	(6.5)	(93.5)
沖縄県	47	5	42	(10.6)	(89.4)	310	28	282	(9.0)	(91.0)	368	15	353	(4.1)	(95.9)	725	48	677	(6.6)	(93.4)
合計	2,773	223	2,550	(8.0)	(92.0)	22,165	2,733	19,432	(12.3)	(87.7)	13,849	1,062	12,787	(7.7)	(92.3)	38,787	4,018	34,769	(10.4)	(89.6)

(注) 市議会には政令指定都市が含まれる。

平成19年12月31日現在 総務省調べ

③ 統一地方選挙における当選者

人, (%)

	第14回(平成11年)			第15回(平成15年)			第16回(平成19年)		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
知事	12	0 (0)	12 (100)	11	1 (9.1)	10 (90.9)	13	1 (7.7)	12 (92.3)
都道府県議会 議員	2,669	136 (5.1)	2,533 (94.9)	2,634	164 (6.2)	2,470 (93.8)	2,544	190 (7.5)	2,354 (92.5)
政令指定都市 市長	1	0 (0)	1 (100)	1	0 (0)	1 (100)	4	0 (0)	4 (100)
政令指定都市 市議会議員	779	117 (15.0)	662 (85.0)	831	134 (16.1)	697 (83.9)	984	176 (17.9)	808 (82.1)
市長	122	2 (1.6)	120 (98.4)	118	3 (2.5)	115 (97.5)	96	3 (3.1)	93 (96.9)
市議会議員	10,697	1,084 (10.1)	9,613 (89.9)	10,218	1,233 (12.1)	8,985 (87.9)	8,034	1,122 (14.0)	6,912 (86.0)
特別区長	15	0 (0)	15 (100)	14	0 (0)	14 (100)	13	0 (0)	13 (100)
特別区議会 議員	877	177 (20.2)	700 (79.8)	837	185 (22.1)	652 (77.9)	841	215 (25.6)	626 (74.4)
町村長	580	1 (0.2)	579 (99.8)	541	2 (0.4)	539 (99.6)	155	0 (0)	155 (100)
町村議会議員	18,983	868 (4.6)	18,115 (95.4)	17,544	1,034 (5.9)	16,510 (94.1)	5,637	476 (8.4)	5,161 (91.6)

総務省調べ

④ 統一地方選挙における投票率

(%)

	第9回 (昭和54年)		第10回 (昭和58年)		第11回 (昭和62年)		第12回 (平成3年)		第13回 (平成8年)		第14回 (平成11年)		第15回 (平成15年)		第16回 (平成19年)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
知 事	65.18	62.93	64.42	61.40	61.58	57.89	56.41	52.36	56.71	53.44	58.25	55.23	54.16	51.01	55.84	53.79
都道府県議会 議員	70.63	68.05	69.92	66.90	68.35	64.85	62.40	58.45	57.85	54.49	58.08	55.21	53.81	51.05	53.09	51.34
政令指定都市 市長	70.78	66.32	73.81	68.04	69.44	64.34	67.31	64.02	62.35	59.50	60.33	58.75	57.98	56.56	59.98	58.13
政令指定都市 市議会議員	59.99	55.54	62.64	57.26	61.01	55.53	54.56	48.98	50.76	46.05	52.60	48.70	49.54	45.77	50.33	47.93
市 長	77.28	73.25	74.44	70.21	72.44	68.02	69.24	63.72	62.28	57.63	63.01	58.58	58.95	54.87	55.02	52.00
市 議 会 議 員	78.26	73.78	77.62	72.72	72.57	67.89	68.13	62.45	62.56	57.79	62.92	58.45	58.72	54.61	56.83	53.71
特 別 区 長	58.25	52.26	56.94	50.41	53.79	47.62	52.68	45.65	46.69	41.77	49.91	45.05	45.73	41.30	46.88	43.67
特別区議会 議員	59.05	53.06	57.70	51.08	54.05	47.76	52.46	45.40	46.13	41.77	49.72	44.91	45.38	40.99	46.12	42.82
町 村 長	90.90	88.82	93.13	90.52	91.07	88.25	88.23	84.38	85.23	81.67	84.21	80.92	79.30	75.61	76.09	72.93
町村議会議員	93.62	91.18	93.47	90.79	91.70	88.67	89.03	85.15	85.26	81.40	83.82	80.33	79.52	75.85	73.13	69.72

総務省調べ

イ. 行政

①首長等

イ 首長等

		総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
都道府県	知事	47	3	44	6.4	93.6
	副知事	86	4	82	4.7	95.3
市区	市区長	806	12	794	1.5	98.5
	副市区長	1,014	16	998	1.6	98.4
町村	町村長	1,005	6	999	0.6	99.4
	副町村長	850	5	845	0.6	99.4

(注) 1. 内閣府調べ。

2. 平成20年4月1日現在。知事、副知事については、平成20年10月15日現在。

(参考) 女性の長のいる地方公共団体 平成20年10月15日現在

○知事

北海道、千葉県、滋賀県

○副知事

山形県、埼玉県、福岡県、沖縄県

○市区長

埼玉県所沢市、東京都新宿区、東京都足立区、東京都三鷹市、東京都多摩市、
神奈川県平塚市、神奈川県伊勢原市、京都府木津川市、兵庫県尼崎市、
岡山県倉敷市、長崎県五島市、沖縄県沖縄市

○町長

北海道東神楽町、京都府与謝野町、大阪府豊能町、兵庫県播磨町、福岡県荏田町

○村長

長野県清内路村

ロ 各団体における役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
全国知事会	17	3	14	17.6	82.4	平成20年7月
全国市長会	806	13	793	1.6	98.4	平成20年8月
全国町村会	47	0	47	0.0	100.0	平成20年8月

各団体調べ

② 地方公共団体の管理職

イ 都道府県の課長相当職以上の職員

調査年	都道府県合計				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成16年	40,112	1,971	38,141	4.9	95.1
平成17年	40,532	1,944	38,588	4.8	95.2
平成18年	40,391	2,008	38,383	5.0	95.0
平成19年	39,888	2,045	37,843	5.1	94.9
平成20年	39,201	2,110	37,091	5.4	94.6

ロ 政令指定都市の課長相当職以上の職員

調査年	政令指定都市合計				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成16年	15,044	958	14,086	6.4	93.6
平成17年	16,232	1,067	15,165	6.6	93.4
平成18年	16,657	1,157	15,500	6.9	93.1
平成19年	17,621	1,356	16,265	7.7	92.3
平成20年	17,184	1,412	15,772	8.2	91.8

ハ 市区町村の課長相当職以上の職員

調査年	市区町村合計				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成16年	131,035	9,946	121,089	7.6	92.4
平成17年	130,685	10,229	120,456	7.8	92.2
平成18年	127,081	10,039	117,042	7.9	92.1
平成19年	128,071	11,008	117,063	8.6	91.4
平成20年	124,354	11,007	113,347	8.9	91.1

内閣府調べ

(注) 調査時点は各年4月1日現在の自治体が多いが、事情により時点が違うところもある。

③ 地方公務員の職種別・男女別職員数（全地方公共団体）

	昭和53年						昭和58年						昭和63年					
	女性		男性		女性の割合	女性の割合	女性		男性		女性の割合	女性の割合	女性		男性		女性の割合	女性の割合
	総数	人	人	人	%		総数	人	人	人	%		総数	人	人	人	%	
全職	3,062,499	1,020,655	2,041,844	33.3	66.7		3,228,484	1,089,297	2,139,187	33.7	66.3		3,212,271	1,084,782	2,127,489	33.8	66.2	
一般行政職	1,001,175	307,871	693,304	30.8	69.2		1,052,815	323,104	729,711	30.7	69.3		1,052,738	320,179	732,559	30.4	69.6	
税務職	86,680	14,842	71,838	17.1	82.9		85,054	14,540	70,514	17.1	82.9		86,669	15,755	70,914	18.2	81.8	
研究職	17,028	1,003	16,025	5.9	94.1		17,110	1,030	16,080	6.0	94.0		17,159	1,265	15,894	7.4	92.6	
医師・歯科医師職	13,878	1,212	12,666	8.7	91.3		16,315	1,420	14,895	8.7	91.3		19,345	1,671	17,674	8.6	91.4	
薬剤師・医療技術職	40,364	19,021	21,343	47.1	52.9		47,228	23,267	23,961	49.3	50.7		50,148	24,993	25,155	49.8	50.2	
看護・保健職	96,754	95,110	1,644	98.3	1.7		112,613	110,579	2,034	98.2	1.8		126,179	123,699	2,480	98.0	2.0	
消防職	112,102	641	111,461	0.6	99.4		124,925	611	124,314	0.5	99.5		129,485	625	128,860	0.5	99.5	
企業職	165,921	20,229	145,692	12.2	87.8		164,115	21,376	142,739	13.0	87.0		158,505	21,514	136,991	13.6	86.4	
技能労務職	382,304	163,506	218,798	42.8	57.2		380,549	164,503	216,046	43.2	56.8		340,898	146,271	194,627	42.9	57.1	
教育公務員	926,068	385,480	540,588	41.6	58.4		998,781	418,192	580,589	41.9	58.1		1,000,052	419,389	580,663	41.9	58.1	
警察職	202,874	3,918	198,956	1.9	98.1		215,138	3,818	211,320	1.8	98.2		220,393	4,091	216,302	1.9	98.1	
臨時職員	13,543	7,816	5,727	57.7	42.3		10,449	6,854	3,595	65.6	34.4		7,486	5,328	2,158	71.2	28.8	
その他の	3,808	6	3,802	0.2	99.8		3,392	3	3,389	0.1	99.9		3,214	2	3,212	0.1	99.9	

※前ページの続き

	平成 5 年				平成 10 年				平成 15 年			
	総 数	女性	男性	女性の割合 %	総 数	女性	男性	女性の割合 %	総 数	女性	男性	女性の割合 %
全 職 種	3,267,630	1,147,065	2,120,565	35.1	3,246,280	1,175,572	2,070,708	36.2	3,113,826	1,148,139	1,965,687	36.9
一 般 行 政 職	1,113,161	345,752	767,409	31.1	1,127,695	359,077	768,618	31.8	965,356	236,880	728,476	24.5
税 務 職	86,537	18,592	67,945	21.5	85,619	20,439	65,180	23.9	81,753	20,938	60,815	25.6
研 究 職	17,683	1,656	16,027	9.4	17,954	2,023	15,931	11.3	16,913	2,247	14,666	13.3
医師・歯科医師職	21,576	2,106	19,470	9.8	23,696	2,631	21,065	11.1	23,344	2,991	20,353	12.8
薬剤師・医療技術職	55,272	28,790	26,482	52.1	58,884	31,950	26,934	54.3	58,120	32,603	25,517	56.1
看護・保健職	140,522	137,344	3,178	97.7	157,637	153,668	3,969	97.5	157,095	152,316	4,779	97.0
消 防 職	139,949	759	139,190	0.5	150,374	1,180	149,194	0.8	153,115	1,773	151,342	1.2
企 業 職	158,300	24,083	134,217	15.2	156,747	27,021	129,726	17.2	154,006	37,356	116,650	24.3
技 能 労 務 職	317,097	136,048	181,049	42.9	282,557	119,137	163,420	42.2	224,192	88,577	135,615	39.5
教 育 公 務 員	984,802	441,843	542,959	44.9	946,797	446,156	500,641	47.1	904,925	436,909	468,016	48.3
警 察 職	223,291	5,356	217,935	2.4	229,848	8,139	221,709	3.5	237,963	10,759	227,204	4.5
臨 時 職 員	6,349	4,735	1,614	74.6	5,431	4,148	1,283	76.4	4,648	3,666	982	78.9
そ の 他	3,091	1	3,090	0.0	3,041	3	3,038	0.1	132,396	121,124	11,272	91.5

5年毎に各年4月1日現在

資料出所：総務省「地方公務員給与の実態」
(注) 本表は、教育長を含まない。

④ 地方公共団体の採用者の状況

人, (%)

調査年	上級					中級				
	都道府県合計					都道府県合計				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
平成 16 年	13,290	2,303	10,987	(17.3)	(82.7)	2,862	2,248	614	(78.5)	(21.5)
平成 17 年	13,318	2,331	10,987	(17.5)	(82.5)	2,637	2,064	573	(78.3)	(21.7)
平成 18 年	13,467	2,258	11,209	(16.8)	(83.2)	2,462	1,977	485	(80.3)	(19.7)
平成 19 年	12,565	2,202	10,363	(17.5)	(82.5)	2,511	1,992	519	(79.3)	(20.7)
平成 20 年	13,456	2,563	10,893	(19.0)	(81.0)	3,553	2,851	702	(80.2)	(19.8)

調査年	初級					合計				
	都道府県合計					都道府県合計				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
平成 16 年	4,521	1,022	3,499	(22.6)	(77.4)	20,673	5,573	15,100	(27.0)	(73.0)
平成 17 年	4,071	894	3,177	(22.0)	(78.0)	20,026	5,289	14,737	(26.4)	(73.6)
平成 18 年	5,228	987	4,241	(18.9)	(81.1)	21,157	5,222	15,935	(24.7)	(75.3)
平成 19 年	5,597	915	4,682	(16.3)	(83.7)	20,673	5,109	15,564	(24.7)	(75.3)
平成 20 年	5,297	892	4,405	(16.8)	(83.2)	22,306	6,306	16,000	(28.3)	(71.7)

内閣府調べ

(注) 1. 各年度の採用状況。

2. 上級: 大学卒業程度、中級: 短大卒業程度、初級: 高校卒業程度として取りまとめたもの。

ウ. 審議会

① 都道府県の審議会

調査年	法律又は政令による審議会等 *注1								
	都道府県合計							都道府県平均	
	審議会等数	うち女性委員を含む審議会等数	委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成16年	1,351	1,252	25,168	5,669	19,499	22.5	77.5	23.0	77.0
平成17年	1,628	1,540	35,565	8,960	26,605	25.2	74.8	25.6	74.4
平成18年	1,488	1,415	36,946	9,563	27,383	25.9	74.1	26.2	73.8
平成19年	1,461	1,381	35,586	9,544	26,042	26.8	73.2	27.1	72.9
平成20年	1,483	1,421	36,856	10,214	26,642	27.7	72.3	28.0	72.0

② 政令指定都市の審議会

調査年	法律又は政令による審議会等 *注1								
	政令指定都市合計							政令指定都市平均	
	審議会等数	うち女性委員を含む審議会等数	委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成16年	223	177	9,506	2,515	6,991	26.5	73.5	25.8	74.2
平成17年	205	178	9,981	2,767	7,214	27.7	72.3	26.9	73.1
平成18年	233	215	11,219	3,207	8,012	28.6	71.4	27.5	72.5
平成19年	295	273	13,906	3,864	10,042	27.8	72.2	27.3	72.7
平成20年	282	269	13,932	3,945	9,987	28.3	71.7	27.8	72.2

③ 市区町村の審議会（政令指定都市も含む）

調査年	法律又は政令による審議会等 *注1								
	市区町村合計							都道府県平均	
	審議会等数	うち女性委員を含む審議会等数	委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成16年	50,710	36,761	669,074	131,944	537,130	19.7	80.3	19.8	80.2
平成17年	41,396	30,783	560,058	117,858	442,200	21.0	79.0	21.3	78.7
平成18年	35,119	27,135	500,986	112,395	388,591	22.4	77.6	22.5	77.5
平成19年	37,753	29,519	548,845	120,086	428,636	21.9	78.1	21.9	78.1
平成20年	38,471	30,208	560,480	144,189	416,291	25.7	74.3	25.3	74.7

- (注) 1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会のうち、各年3月現在で内閣府が把握したもの。
 2. 本表の審議会数の数値には、対象の審議会等であっても調査時点で設置されていない、もしくは委員の任命を行っていない審議会等は含まれない。
 3. 都道府県平均及び政令指定都市平均の女性割合及び男性割合は、各都道府県及び各政令指定都市それぞれの女性割合又は男性割合を単純平均した数値。

(3) 独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人）

① 役員

人, (%)

	役員			うち常勤役員		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
148法人 計	1, 224	32 (2. 6)	1, 192 (97. 4)	900	8 (0. 9)	892 (99. 1)
下記 3 法人を除く 145法人	1, 146	27 (2. 4)	1, 119 (97. 6)	890	8 (0. 9)	882 (99. 1)
病院事業が全体の相当 の割合を占める 3 法人	78	3 (3. 8)	75 (96. 2)	10	0 (0. 0)	10 (100. 0)

② 管理職

人, (%)

	管理職			部長相当職			課長相当職		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
148法人 計	41,760	5,710 (13.7)	36,050 (86.3)	9,128	578 (6.3)	8,550 (93.7)	32,632	5,133 (15.7)	27,500 (84.3)
下記3法人を除く 145法人	26,562	615 (2.3)	25,947 (97.7)	5,836	96 (1.6)	5,740 (98.4)	20,726	519 (2.5)	20,207 (97.5)
病院事業が全体の 相当の割合を占め る3法人	15,198	5,091 (33.5)	10,107 (66.5)	3,292	480 (14.6)	2,812 (85.4)	11,906	4,611 (38.7)	7,295 (61.3)

③ 職員

人, (%)

	全常勤職員		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
148法人 計	304, 886	110, 311 (36. 2)	194, 576 (63. 8)
下記 3 法人を除く 145法人	187, 664	27, 198 (14. 5)	160, 466 (85. 5)
病院事業が全体の相当 の割合を占める 3 法人	117, 222	83, 098 (70. 9)	34, 124 (29. 1)

(注) 平成18年4月1日現在。

内閣府調べ

2 企業

(1) 管理職

① 管理的職業従事者

	管理的職業従事者					公務及び学校教育を除く				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
	万人	万人	万人	%	%	万人	万人	万人	%	%
昭和50年	206	11	195	5.3	94.7					
55年	220	11	209	5.0	95.0					
60年	211	14	197	6.6	93.4					
平成2年	239	19	220	7.9	92.1					
7年	236	21	216	8.9	91.5					
12年	206	19	186	9.2	90.3					
16年	189	19	170	10.1	89.9	180	19	161	10.6	89.4
17年	189	19	171	10.1	90.5	180	19	163	10.6	90.6
18年	185	19	166	10.3	89.7	177	19	158	10.7	89.3
19年	173	16	156	9.2	90.2	165	16	149	9.7	90.3

資料出所:総務省「労働力調査」

② 職業小分類別管理的職業従事者

職 業	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
管理的職業従事者	1,844,000	232,800	1,611,200	12.6	87.4
(13)管理的公務員	81,700	5,800	75,900	7.1	92.9
57管理的公務員	81,700	5,800	75,900	7.1	92.9
(14)会社・団体等役員	1,324,700	200,900	1,123,800	15.2	84.8
58会社役員	1,267,200	192,800	1,074,400	15.2	84.8
59その他の法人・団体役員	57,500	8,100	49,300	14.1	85.7
(15)その他の管理的職業従事者	437,600	26,100	411,500	6.0	94.0
60会社・団体等管理的職業従事者	396,400	18,400	378,000	4.6	95.4
61他に分類されない管理的職業従事者	41,100	7,600	33,500	18.5	81.5

資料出所:総務省「平成17年国勢調査」(抽出速報集計)

③ 民間企業における管理職（従業員数30人以上）

役職別女性管理職を有する企業割合

	部長相当職	課長相当職	係長相当職
	%	%	%
平成7年	14.3	30.6	72.1
平成10年	5.8	17.1	32.2
平成12年	7.4	19.0	31.2
平成15年	6.7	20.2	32.0
平成18年	8.8	21.1	32.0

※平成7年は該当役職を有する企業＝100、平成10年以降は全企業＝100。

5,000人規模以上の企業における役職別女性管理職を有する企業割合

	部長相当職	課長相当職	係長相当職
	%	%	%
平成7年	21.4	72.2	96.7
平成10年	19.0	65.8	74.3
平成12年	23.8	75.8	74.4
平成15年	37.0	74.1	71.9
平成18年	42.5	86.0	78.5

※平成7年は該当役職を有する企業＝100、平成10年以降は全企業＝100。

役職別女性管理職の割合

	部長相当職	課長相当職	係長相当職
	%	%	%
平成7年	1.5	2.0	7.3
平成10年	1.2	2.4	7.8
平成12年	1.6	2.6	7.7
平成15年	1.8	3.0	8.2
平成18年	2.0	3.6	10.5

調査対象企業は、本社において常用労働者30人以上を雇用している民間企業のうちから一定の方法で抽出した約7,000企業。

資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

④ 民間企業における管理職（従業員数100人以上）

	部長相当職	課長相当職	係長相当職
	%	%	%
平成2年	1.1	2.0	5.0
平成7年	1.3	2.8	7.3
平成12年	2.2	4.0	8.1
平成13年	1.8	3.6	8.3
平成14年	2.4	4.5	9.6
平成15年	3.1	4.6	9.4
平成16年	2.7	5.0	11.0
平成17年	2.8	5.1	10.4
平成18年	3.7	5.8	10.8
平成19年	4.1	6.5	12.4

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

⑤ 社長

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
平成7年	1,005,437	54,175	951,262	5.4	94.6
12年	1,135,960	63,163	1,072,797	5.6	94.4
13年	1,156,735	64,803	1,091,932	5.6	94.4
14年	1,186,061	66,430	1,119,631	5.6	94.4
15年	1,203,429	67,596	1,135,833	5.6	94.4
16年	1,198,508	67,903	1,130,605	5.7	94.3
17年	1,179,369	67,299	1,112,070	5.7	94.3
18年	1,153,433	66,122	1,087,311	5.7	94.3
19年	1,143,239	65,642	1,077,597	5.7	94.3

帝国データバンク調べ

⑥ 自営業主

人、(%)

	自営業主総数			雇い人あり			雇い人なし			内職者		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
昭和57年	千人 9,536	千人 2,994 (31.4)	千人 6,542 (68.6)	千人 2,122	千人 338 (15.9)	千人 1,785 (84.1)	千人 6,341	千人 1,610 (25.4)	千人 4,732 (74.6)	千人 1,072	千人 1,046 (97.6)	千人 26 (2.4)
62年	9,071	2,800 (30.9)	6,271 (69.1)	2,130	343 (16.1)	1,787 (83.9)	6,016	1,560 (25.9)	4,456 (74.1)	925	898 (97.1)	28 (3.0)
平成4年	8,442	2,561 (30.3)	5,881 (69.7)	2,107	373 (17.7)	1,734 (82.3)	5,518	1,406 (25.5)	4,113 (74.5)	817	782 (95.7)	35 (4.3)
9年	7,931	2,309 (29.1)	5,622 (70.9)	2,043	350 (17.1)	1,694 (82.9)	5,313	1,411 (26.6)	3,901 (73.4)	575	548 (95.3)	27 (4.7)
14年	7,041	1,873 (26.6)	5,168 (73.4)	1,806	315 (17.4)	1,492 (82.6)	4,905	1,251 (25.5)	3,655 (74.5)	329	308 (93.6)	21 (6.4)
19年	6,675	1,724 (25.8)	4,951 (74.2)	1,991	292 (14.7)	1,699 (85.3)	4,441	1,210 (27.2)	3,231 (72.8)	244	223 (91.4)	21 (8.6)

資料出所:総務省「就業構造基本調査」

(2) 商工関係団体の役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
経済同友会	283	17	266	6.0	94.0	平成20年8月
日本経済団体連合会	593	1	592	0.2	99.8	平成20年8月
業種別全国団体及び地方 経済団体	—	—	—	—	—	
日本商工会議所	66	0	66	0.0	100.0	平成20年9月
商工会議所(520会議所)	18,289	273	18,016	1.5	98.5	平成19年3月
全国商工会連合会	25	1	24	4.0	96.0	平成20年8月
都道府県商工会連合会	1,026	49	977	4.8	95.2	平成19年6月
傘下商工会連合会	51,954	3,337	48,617	6.4	93.6	平成20年8月
全国中小企業団体中央会	57	1	56	1.8	98.2	平成20年7月
都道府県中央会	2,386	23	2,363	1.0	99.0	平成20年4月

各団体調べ

(3) 労働組合

① 男女別 1 労働組合当たりの平均執行委員数

	平均執行委員数（人）			構成比（％）		
	総 数	女 性	男 性	総 数	女 性	男 性
計	9.9	1.4	8.5	100.0	14.4	85.6
鉱 業	6.6	0.2	6.4	100.0	2.4	97.6
建 設 業	9.2	0.5	8.7	100.0	5.4	94.6
製 造 業	9.3	0.7	8.6	100.0	7.4	92.6
電気・ガス・熱供給・水道業	13.1	0.8	12.3	100.0	6.2	93.8
情 報 通 信 業	11.3	1.9	9.5	100.0	16.6	83.4
運 輸 業	8.9	0.5	8.4	100.0	5.3	94.7
卸 売 ・ 小 売 業	10.4	1.8	8.6	100.0	17.3	82.7
金 融 ・ 保 険 業	9.1	2.8	6.3	100.0	30.5	69.5
不 動 産 業	9.1	0.7	8.4	100.0	7.6	92.4
飲食店、宿泊業	8.6	1.3	7.3	100.0	15.1	84.9
医 療 、 福 祉	13.2	7.2	6.0	100.0	54.3	45.7
教育、学習支援業	11.1	2.2	8.9	100.0	20.2	79.8
複合サービス事業	15.7	2.8	12.9	100.0	17.9	82.1
サービス業（他に分類されないもの）	8.3	1.3	7.0	100.0	15.5	84.5

資料出所：厚生労働省「平成15年労働組合実態調査報告」

② 日本労働組合総連合会における役員

	総 数(人)	女 性(人)	男 性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
日本労働組合総連合会	52	13	39	25.0	75.0	平成20年 6 月

日本労働組合総連合会調べ

③ 日本労働組合総連合会傘下の組合における状況

	組 織 人 員					中央執行委員				
	総数（人）	女性（人）	男性（人）	女性の割合（％）	男性の割合（％）	総数（人）	女性（人）	男性（人）	女性の割合（％）	男性の割合（％）
平成 7 年 2 月	8,092,030	2,172,424	5,919,606	26.8	73.2	1,681	94	1,587	5.6	94.4
平成12年 1 月	7,513,894	2,025,799	5,488,095	27.0	73.0	1,590	109	1,481	6.9	93.1
平成17年 3 月	6,479,016	1,868,406	4,610,610	28.8	71.2	1,251	88	1,163	7.0	93.0
平成19年12月	6,587,695	1,974,998	4,612,697	30.0	70.0	1,284	88	1,196	6.9	93.1

日本労働組合総連合会調べ

(注)組織人員は、女性人員を把握している加盟組織における人員数を示す(平成19年については、52加盟組織中50組織において女性人員を把握)。

3 農林水産

(1) 指導農業士

人, (%)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
指導農業士	8,998	9,348	9,568	10,246	10,472	10,664	10,880
女性	392	474	602	1,153	1,258	1,298	1,284
男性	8,606	8,874	8,966	9,093	9,214	9,366	9,596
女性の割合	(4.4)	(5.1)	(6.3)	(11.3)	(12.0)	(12.2)	(11.8)
男性の割合	(95.6)	(94.9)	(93.7)	(88.7)	(88.0)	(87.8)	(88.2)
青年農業士	9,589	9,475	9,405	9,132	9,380	9,187	9,060
女性	151	175	176	179	186	206	215
男性	9,438	9,300	9,229	8,953	9,194	8,981	8,845
女性の割合	(1.6)	(1.8)	(1.9)	(2.0)	(2.0)	(2.2)	(2.4)
男性の割合	(98.4)	(98.2)	(98.1)	(98.0)	(98.0)	(97.8)	(97.6)
女性農業士等	6,785	7,030	7,219	6,961	7,020	7,291	7,236

農林水産省調べ(組織運営調査)

(2) 農業委員会

人, (%)

年 度	昭和60年	平成2年	7年	12年	15年	16年	17年	18年
農業委員数	64,080	62,524	60,917	59,254	57,875	56,348	45,379	39,997
女性	40	93	203	1,081	2,369	2,391	1,869	1,682
男性	64,040	62,431	60,714	58,173	55,506	53,957	43,510	38,315
女性の割合	(0.06)	(0.15)	(0.33)	(1.82)	(4.09)	(4.24)	(4.12)	(4.21)
男性の割合	(99.94)	(99.85)	(99.67)	(98.18)	(95.91)	(95.76)	(95.88)	(95.79)

(注) 1. 農林水産省資料により作成。

2. 農業委員とは、市町村における独立の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進にかかる業務を行っている。

3. 各年10月1日現在、ただし、昭和60年は8月1日現在。

(3) 農協、漁協、森林組合

① 団体における役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
全国農業協同組合中央会	29	1	28	3.4	96.6	平成20年8月
全国農業協同組合連合会	36	3	33	8.3	91.7	平成20年8月
全国漁業協同組合連合会 における役員	28	0	28	0.0	100.0	平成20年8月
全国森林組合連合会役員	19	0	19	0.0	100.0	平成20年8月

各団体調べ

② 農業協同組合

人, (%)

年 度	昭和60年	平成2年	7年	12年	15年	16年	17年	18年
農協役員数	77,490	68,611	50,735	32,003	24,786	23,742	22,799	22,035
女性	39	70	102	187	300	364	438	465
男性	77,451	68,541	50,633	31,816	24,486	23,378	22,361	21,570
女性の割合	(0.05)	(0.10)	(0.20)	(0.58)	(1.21)	(1.53)	(1.92)	(2.11)
男性の割合	(99.95)	(99.90)	(99.80)	(99.42)	(98.79)	(98.47)	(98.08)	(97.89)
農協個人正組合員数	5,535,903	5,537,547	5,432,260	5,240,785	5,098,862	5,045,472	4,988,029	4,931,853
女性	574,353	667,468	707,117	746,719	787,965	786,357	804,583	812,508
男性	4,961,550	4,870,079	4,725,143	4,494,066	4,310,897	4,259,115	4,183,446	4,119,345
女性の割合	(10.38)	(12.05)	(13.02)	(14.25)	(15.45)	(15.59)	(16.13)	(16.47)
男性の割合	(89.63)	(87.95)	(86.98)	(85.75)	(84.55)	(84.42)	(83.87)	(83.53)

③ 漁業協同組合

人, (%)

年 度	昭和60年	平成2年	7年	12年	15年	16年	17年	18年
漁協役員数	22,563	22,022	20,449	17,974	15,705	15,105	13,861	12,965
女性	13	22	29	43	48	50	45	46
男性	22,550	22,000	20,420	17,931	15,657	15,055	13,816	12,919
女性の割合	(0.06)	(0.10)	(0.14)	(0.24)	(0.31)	(0.33)	(0.32)	(0.35)
男性の割合	(99.94)	(99.90)	(99.86)	(99.76)	(99.69)	(99.67)	(99.68)	(99.65)
漁協個人正組合員数	381,758	354,116	317,553	275,715	252,330	244,335	232,414	225,363
女性	21,180	20,425	18,337	15,655	15,426	15,373	15,830	15,854
男性	360,578	333,691	299,216	260,060	236,904	228,962	216,584	209,509
女性の割合	(5.55)	(5.77)	(5.77)	(5.68)	(6.11)	(6.29)	(6.81)	(7.03)
男性の割合	(94.45)	(94.23)	(94.23)	(94.32)	(93.89)	(93.71)	(93.19)	(92.97)

- (注) 1. 農林水産省資料により作成。
 2. 農協については、各事業年度末（農協により4月末～3月末）現在。
 3. 漁協については、各事業年度末（漁協により4月末～3月末）現在。
 4. 漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。

④ 森林組合

人, (%)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
役員	17,912	16,477	15,268	14,819	14,010	13,094	11,809
女性	-	-	-	22	24	25	30
男性	-	-	-	14,797	13,986	13,069	11,779
女性の割合	-	-	-	(0.15)	(0.17)	(0.19)	(0.25)
男性の割合	-	-	-	(99.85)	(99.83)	(99.81)	(99.75)
職員	8,378	8,237	8,122	7,900	7,838	7,558	7,355
女性	2,190	2,116	2,069	1,974	1,919	1,844	1,778
男性	6,188	6,121	6,053	5,926	5,919	5,714	5,577
女性の割合	(26.14)	(25.69)	(25.47)	(24.99)	(24.48)	(24.40)	(24.17)
男性の割合	(73.86)	(74.31)	(74.53)	(75.01)	(75.52)	(75.60)	(75.83)
作業員	29,592	28,217	27,156	25,801	24,806	21,365	28,712
女性	4,865	4,291	3,719	3,120	2,675	2,204	2,730
男性	24,727	23,926	23,437	22,681	22,131	19,161	25,982
女性の割合	(16.44)	(15.21)	(13.69)	(12.09)	(10.78)	(10.32)	(9.51)
男性の割合	(83.56)	(84.79)	(86.31)	(87.91)	(89.22)	(89.68)	(90.49)

- (注) 1. 平成15年までの役員数の男女別内訳データなし。
 2. 「森林組合統計」より作成。
 3. 作業員は平成18年から臨時雇用を含む数値。

4 メディア

(1) 記者

○ 新聞・通信社における記者

	記者総数 人	女性 記者数 人	男性 記者数 人	女性割合 %	男性割合 %
平成7年	20,166	1,636	18,530	8.1	91.9
12年	19,434	1,976	17,458	10.2	89.8
13年	20,679	2,200	18,479	10.6	89.4
14年	20,851	2,384	18,467	11.4	88.6
15年	21,311	2,458	18,853	11.5	88.5
16年	20,979	2,450	18,529	11.7	88.3
17年	20,315	2,436	17,879	12.0	88.0
18年	20,773	2,642	18,131	12.7	87.3
19年	19,124	2,631	16,493	13.8	86.2
20年	21,093	3,108	17,985	14.7	85.3

日本新聞協会経營業務部調べ

(2) メディア関係団体の役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	調査時点
日本新聞協会	50	0	50	0.0	100.0	平成20年9月
日本新聞協会加盟各社	1,045	31	1,014	3.0	97.0	平成20年9月
日本民間放送連盟	45	0	45	0.0	100.0	平成20年8月
日本民間放送連盟加盟各社	2,611	30	2,581	1.1	98.9	(注)3. 参照
日本放送協会	11	0	11	0.0	100.0	平成20年9月

(注)1. 各団体調べ。

2. 日本新聞協会加盟各社役員数については、「日本新聞年鑑07～08」を基に協会会員各社109社について算出したもの。

3. 日本民間放送連盟加盟各社役員数については、加盟各社201社中185社分の数値の合計。調査時点については、平成20年8月を基本としつつ、各社ごとに異なる。

4. 日本放送協会役員は、会長・副会長・理事・監事の合計。

5 教育・研究等

(1) 教育委員

	都 道 府 県					政 令 指 定 都 市				
	委員総数	女 性 委員数	男 性 委員数	女性の 割 合	男性の 割 合	委員総数	女 性 委員数	男 性 委員数	女性の 割 合	男性の 割 合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
平成12年	239	55	184	23.0	77.0	60	14	46	23.3	76.7
平成13年	255	65	190	25.5	74.5	64	16	48	25.0	75.0
平成14年	267	71	196	26.6	73.4	69	18	51	26.1	73.9
平成15年	276	75	201	27.2	72.8	76	23	53	30.3	69.7
平成16年	277	78	199	28.2	71.8	77	24	53	31.2	68.8
平成17年	269	71	198	26.4	73.6	81	29	52	35.8	64.2
平成18年	270	74	196	27.4	72.6	87	29	58	33.3	66.7
平成19年	278	76	202	27.3	72.7	97	32	65	33.0	67.0
平成20年	280	78	202	27.9	72.1	100	30	70	30.0	70.0

内閣府調べ

(2) 初等・中等教育関係

○ 学校管理職及び教員（小学校、中学校、高等学校）

人, (%)

		小学校				中学校				高等学校			
		教頭以上	校 長	教 頭	教員総数	教頭以上	校 長	教 頭	教員総数	教頭以上	校 長	教 頭	教員総数
昭和 60 年	総 数	48,197	23,748	24,449	461,256	21,351	10,096	11,255	285,123	12,084	5,073	7,011	266,809
	女 性	1,584 (3.3)	544 (2.3)	1,040 (4.3)	258,219 (56.0)	182 (0.9)	27 (0.3)	155 (1.4)	96,714 (33.9)	205 (1.7)	120 (2.4)	85 (1.2)	49,985 (18.7)
	男 性	46,613 (96.7)	23,204 (97.7)	23,409 (95.7)	203,037 (44.0)	21,169 (99.1)	10,069 (99.7)	11,100 (98.6)	188,409 (66.1)	11,879 (98.3)	4,953 (97.6)	6,926 (98.8)	216,824 (81.3)
平成 2 年	総 数	47,891	23,689	24,202	444,218	21,666	10,285	11,381	286,065	12,446	5,181	7,265	286,006
	女 性	3,789 (7.9)	968 (4.1)	2,821 (11.7)	259,188 (58.3)	378 (1.7)	75 (0.7)	303 (2.7)	104,007 (36.4)	244 (2.0)	126 (2.4)	118 (1.6)	58,665 (20.5)
	男 性	44,102 (92.1)	22,721 (95.9)	21,381 (88.3)	185,030 (41.7)	21,288 (98.3)	10,210 (99.3)	11,078 (97.3)	182,058 (63.6)	12,202 (98.0)	5,055 (97.6)	7,147 (98.4)	227,341 (79.5)
平成 7 年	総 数	47,501	23,560	23,941	430,958	21,625	10,286	11,339	271,020	12,730	5,219	7,511	281,117
	女 性	6,874 (14.5)	2,254 (9.6)	4,620 (19.3)	263,626 (61.2)	819 (3.8)	193 (1.9)	626 (5.5)	106,337 (39.2)	343 (2.7)	128 (2.5)	215 (2.9)	65,325 (23.2)
	男 性	40,627 (85.5)	21,306 (90.4)	19,321 (80.7)	167,332 (38.8)	20,806 (96.2)	10,093 (98.1)	10,713 (94.5)	164,683 (60.8)	12,387 (97.3)	5,091 (97.5)	7,296 (97.1)	215,792 (76.8)
平成 1 2 年	総 数	46,677	23,208	23,469	407,598	21,393	10,210	11,183	257,605	12,769	5,224	7,545	269,027
	女 性	8,897 (19.1)	3,620 (15.6)	5,277 (22.5)	253,946 (62.3)	1,225 (5.7)	358 (3.5)	867 (7.8)	104,315 (40.5)	493 (3.9)	181 (3.5)	312 (4.1)	68,847 (25.6)
	男 性	37,780 (80.9)	19,588 (84.4)	18,192 (77.5)	153,652 (37.7)	20,168 (94.3)	9,852 (96.5)	10,316 (92.2)	153,290 (59.5)	12,276 (96.1)	5,043 (96.5)	7,233 (95.9)	200,180 (74.4)
平成 1 7 年	総 数	45,061	22,316	22,745	416,833	21,088	9,991	11,097	248,694	12,988	5,130	7,858	251,408
	女 性	8,961 (19.9)	4,053 (18.2)	4,908 (21.6)	261,559 (62.7)	1,340 (6.4)	474 (4.7)	866 (7.8)	102,091 (41.1)	687 (5.3)	243 (4.7)	444 (5.7)	69,475 (27.6)
	男 性	36,100 (80.1)	18,263 (81.8)	17,837 (78.4)	155,274 (37.3)	19,748 (93.6)	9,517 (95.3)	10,231 (92.2)	146,603 (58.9)	12,301 (94.7)	4,887 (95.3)	7,414 (94.3)	181,933 (72.4)
平成 1 8 年	総 数	44,708	22,116	22,592	417,858	21,090	9,949	11,141	248,280	12,963	5,094	7,869	247,804
	女 性	8,820 (19.7)	3,986 (18.0)	4,834 (21.4)	261,951 (62.7)	1,369 (6.5)	484 (4.9)	885 (7.9)	102,244 (41.2)	737 (5.7)	254 (5.0)	483 (6.1)	69,091 (27.9)
	男 性	35,888 (80.3)	18,130 (82.0)	17,758 (78.6)	155,907 (37.3)	19,721 (93.5)	9,465 (95.1)	10,256 (92.1)	146,036 (58.8)	12,226 (94.3)	4,840 (95.0)	7,386 (93.9)	178,713 (72.1)
平成 1 9 年	総 数	44,375	21,931	22,444	418,246	21,020	9,903	11,117	249,645	12,973	5,061	7,912	243,953
	女 性	8,684 (19.6)	3,919 (17.9)	4,765 (21.2)	262,387 (62.7)	1,359 (6.5)	475 (4.8)	884 (8.0)	103,363 (41.4)	746 (5.8)	254 (5.0)	492 (6.2)	68,593 (28.1)
	男 性	35,691 (80.4)	18,012 (82.1)	17,679 (78.8)	155,859 (37.3)	19,661 (93.5)	9,428 (95.2)	10,233 (92.0)	146,282 (58.6)	12,227 (94.2)	4,807 (95.0)	7,420 (93.8)	175,360 (71.9)

人, (%)

		小学校					中学校					高等学校				
		教頭以上	校 長	副校長	教 頭	教員総数	教頭以上	校 長	副校長	教 頭	教員総数	教頭以上	校 長	副校長	教 頭	教員総数
平成 2 0 年	総 数	43,921	21,708	1,426	20,787	419,312	20,954	9,842	786	10,326	249,509	12,827	4,991	803	7,033	241,213
	女 性	8,634 (19.7)	3,870 (17.8)	370 (25.9)	4,394 (21.1)	263,319 (62.8)	1,371 (6.5)	510 (5.2)	65 (8.3)	796 (7.7)	103,616 (41.5)	770 (6.0)	262 (5.2)	48 (6.0)	460 (6.5)	68,797 (28.5)
	男 性	35,287 (80.3)	17,838 (82.2)	1,056 (74.1)	16,393 (78.9)	155,993 (37.2)	19,583 (93.5)	9,332 (94.8)	721 (91.7)	9,530 (92.3)	145,893 (58.5)	12,057 (94.0)	4,729 (94.8)	755 (94.0)	6,573 (93.5)	172,416 (71.5)

- (注) 1. 本務教員である。
2. 平成20年については速報値である。

(3) 高等教育関係

① 学校管理職及び教員（高等専門学校、短期大学、大学）

人, (%)

		高等専門学校						短期大学						
		講師以上					教員総数	講師以上					教員総数	
		校 長	教 授	助 教授 (准教授)	講 師			学 長	副学長	教 授	助 教授 (准教授)	講 師		
昭和 60年	総 数	3,327	61	1,279	1,485	502	3,770	15,885	370	89	6,323	4,882	4,221	17,760
	女 性	11 (0.3)	0 (0.0)	4 (0.3)	4 (0.3)	3 (0.6)	32 (0.8)	5,443 (34.3)	53 (14.3)	12 (13.5)	1,525 (24.1)	1,906 (39.0)	1,947 (46.1)	6,895 (38.8)
	男 性	3,316 (99.7)	61 (100.0)	1,275 (99.7)	1,481 (99.7)	499 (99.4)	3,738 (99.2)	10,442 (65.7)	317 (85.7)	77 (86.5)	4,798 (75.9)	2,976 (61.0)	2,274 (53.9)	10,865 (61.2)
平成 2年	総 数	3,516	61	1,456	1,426	573	4,003	18,566	404	116	7,652	5,666	4,728	20,489
	女 性	33 (0.9)	0 (0.0)	5 (0.3)	8 (0.6)	20 (3.5)	58 (1.4)	6,326 (34.1)	51 (12.6)	10 (8.6)	1,930 (25.2)	2,148 (37.9)	2,187 (46.3)	7,818 (38.2)
	男 性	3,483 (99.1)	61 (100.0)	1,451 (99.7)	1,418 (99.4)	553 (96.5)	3,945 (98.6)	12,240 (65.9)	353 (87.4)	106 (91.4)	5,722 (74.8)	3,518 (62.1)	2,541 (53.7)	12,671 (61.8)
平成 7年	総 数	3,800	61	1,614	1,472	653	4,306	18,799	409	117	7,883	5,950	4,440	20,702
	女 性	81 (2.1)	0 (0.0)	9 (0.6)	28 (1.9)	44 (6.7)	128 (3.0)	6,723 (35.8)	47 (11.5)	14 (12.0)	2,161 (27.4)	2,371 (39.8)	2,130 (48.0)	8,233 (39.8)
	男 性	3,719 (97.9)	61 (100.0)	1,605 (99.4)	1,444 (98.1)	609 (93.3)	4,178 (97.0)	12,076 (64.2)	362 (88.5)	103 (88.0)	5,722 (72.6)	3,579 (60.2)	2,310 (52.0)	12,469 (60.2)
平成 12年	総 数	3,965	62	1,714	1,559	630	4,459	15,283	370	119	6,660	4,637	3,497	16,752
	女 性	132 (3.3)	0 (0.0)	13 (0.8)	52 (3.3)	67 (10.6)	180 (4.0)	6,113 (40.0)	42 (11.4)	21 (17.6)	2,089 (31.4)	2,035 (43.9)	1,926 (55.1)	7,339 (43.8)
	男 性	3,833 (96.7)	62 (100.0)	1,701 (99.2)	1,507 (96.7)	563 (89.4)	4,279 (96.0)	9,170 (60.0)	328 (88.6)	98 (82.4)	4,571 (68.6)	2,602 (56.1)	1,571 (44.9)	9,413 (56.2)
平成 17年	総 数	4,033	63	1,795	1,683	492	4,469	11,006	274	110	4,607	3,206	2,809	11,960
	女 性	200 (5.0)	0 (0.0)	34 (1.9)	102 (6.1)	64 (13.0)	240 (5.4)	4,749 (43.1)	39 (14.2)	15 (13.6)	1,563 (33.9)	1,521 (47.4)	1,611 (57.4)	5,568 (46.6)
	男 性	3,833 (95.0)	63 (100.0)	1,761 (98.1)	1,581 (93.9)	428 (87.0)	4,229 (94.6)	6,257 (56.9)	235 (85.8)	95 (86.4)	3,044 (66.1)	1,685 (52.6)	1,198 (42.6)	6,392 (53.4)
平成 18年	総 数	4,038	61	1,773	1,697	507	4,471	10,406	278	109	4,302	2,959	2,758	11,278
	女 性	206 (5.1)	0 (0.0)	34 (1.9)	108 (6.4)	64 (12.6)	246 (5.5)	4,603 (44.2)	41 (14.7)	19 (17.4)	1,502 (34.9)	1,432 (48.4)	1,609 (58.3)	5,363 (47.6)
	男 性	3,832 (94.9)	61 (100.0)	1,739 (98.1)	1,589 (93.6)	443 (87.4)	4,225 (94.5)	5,803 (55.8)	237 (85.3)	90 (82.6)	2,800 (65.1)	1,527 (51.6)	1,149 (41.7)	5,915 (52.4)
平成 19年	総 数	4,021	62	1,761	1,726	472	4,453	9,913	271	111	4,139	2,911	2,481	11,022
	女 性	218 (5.4)	0 (0.0)	37 (2.1)	115 (6.7)	66 (14.0)	267 (6.0)	4,425 (44.6)	41 (15.1)	16 (14.4)	1,454 (35.1)	1,439 (49.4)	1,475 (59.5)	5,340 (48.4)
	男 性	3,803 (94.6)	62 (100.0)	1,724 (97.9)	1,611 (93.3)	406 (86.0)	4,186 (94.0)	5,488 (55.4)	230 (84.9)	95 (85.6)	2,685 (64.9)	1,472 (50.6)	1,006 (40.5)	5,682 (51.6)
平成 20年	総 数	3,995	60	1,756	1,754	425	4,432	9,438	251	110	3,969	2,779	2,329	10,524
	女 性	223 (5.6)	0 (0.0)	46 (2.6)	123 (7.0)	54 (12.7)	276 (6.2)	4,256 (45.1)	41 (16.3)	12 (10.9)	1,427 (36.0)	1,391 (50.1)	1,385 (59.5)	5,143 (48.9)
	男 性	3,772 (94.4)	60 (100.0)	1,710 (97.4)	1,631 (93.0)	371 (87.3)	4,156 (93.8)	5,182 (54.9)	210 (83.7)	98 (89.1)	2,542 (64.0)	1,388 (49.9)	944 (40.5)	5,381 (51.1)

資料出所：文部科学省「学校基本調査」

(注) 1. 本務教員である。

2. 平成20年は速報値である。

※前ページの続き

人, (%)

		大学						
		講師以上						教員総数
			学 長	副学長	教 授	助 教 授 (准教授)	講 師	
昭和 60年	総 数	78,947	446	133	37,503	26,148	14,717	112,249
	女 性	5,005 (6.3)	18 (4.0)	2 (1.5)	1,615 (4.3)	1,846 (7.1)	1,524 (10.4)	9,582 (8.5)
	男 性	73,942 (93.7)	428 (96.0)	131 (98.5)	35,888 (95.7)	24,302 (92.9)	13,193 (89.6)	102,667 (91.5)
平成 2年	総 数	89,730	497	158	44,037	28,738	16,300	123,838
	女 性	6,458 (7.2)	20 (4.0)	2 (1.3)	2,208 (5.0)	2,311 (8.0)	1,917 (11.8)	11,399 (9.2)
	男 性	83,272 (92.8)	477 (96.0)	156 (98.7)	41,829 (95.0)	26,427 (92.0)	14,383 (88.2)	112,439 (90.8)
平成 7年	総 数	101,346	551	203	51,551	31,507	17,534	137,464
	女 性	8,820 (8.7)	25 (4.5)	5 (2.5)	3,133 (6.1)	3,201 (10.2)	2,456 (14.0)	14,752 (10.7)
	男 性	92,526 (91.3)	526 (95.5)	198 (97.5)	48,418 (93.9)	28,306 (89.8)	15,078 (86.0)	122,712 (89.3)
平成 12年	総 数	113,104	639	344	58,137	34,872	19,112	150,563
	女 性	12,825 (11.3)	47 (7.4)	14 (4.1)	4,595 (7.9)	4,575 (13.1)	3,594 (18.8)	20,314 (13.5)
	男 性	100,279 (88.7)	592 (92.6)	330 (95.9)	53,542 (92.1)	30,297 (86.9)	15,518 (81.2)	130,249 (86.5)
平成 17年	総 数	124,786	699	620	64,940	38,076	20,451	161,690
	女 性	18,037 (14.5)	53 (7.6)	32 (5.2)	6,559 (10.1)	6,466 (17.0)	4,927 (24.1)	26,950 (16.7)
	男 性	106,749 (85.5)	646 (92.4)	588 (94.8)	58,381 (89.9)	31,610 (83.0)	15,524 (75.9)	134,740 (83.3)
平成 18年	総 数	127,100	713	676	66,125	38,855	20,731	164,473
	女 性	19,179 (15.1)	54 (7.6)	37 (5.5)	6,977 (10.6)	6,885 (17.7)	5,226 (25.2)	28,597 (17.4)
	男 性	107,921 (84.9)	659 (92.4)	639 (94.5)	59,148 (89.4)	31,970 (82.3)	15,505 (74.8)	135,876 (82.6)
平成 19年	総 数	128,240	720	729	66,785	39,646	20,360	167,636
	女 性	20,116 (15.7)	53 (7.4)	47 (6.4)	7,417 (11.1)	7,219 (18.2)	5,380 (26.4)	30,523 (18.2)
	男 性	108,124 (84.3)	667 (92.6)	682 (93.6)	59,368 (88.9)	32,427 (81.8)	14,980 (73.6)	137,113 (81.8)
平成 20年	総 数	129,348	720	750	67,701	40,350	19,827	169,912
	女 性	20,927 (16.2)	58 (8.1)	42 (5.6)	7,840 (11.6)	7,617 (18.9)	5,370 (27.1)	32,051 (18.9)
	男 性	108,421 (83.8)	662 (91.9)	708 (94.4)	59,861 (88.4)	32,733 (81.1)	14,457 (72.9)	137,861 (81.1)

② 国立大学の課長相当職以上の職員

人, (%)

	全職員数			うち課長相当職以上		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
平成13年	55,918	27,567 (49.3)	28,351 (50.7)	2,279	110 (4.8)	2,169 (95.2)
平成15年	56,396	28,014 (49.7)	28,382 (50.3)	2,426	138 (5.7)	2,288 (94.3)
平成17年	56,404	29,104 (51.6)	27,300 (48.4)	2,611	224 (8.6)	2,387 (91.4)
平成19年	60,371	33,246 (55.1)	27,125 (44.9)	2,685	288 (10.7)	2,397 (89.3)

資料出所: 社団法人国立大学協会「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する追跡調査報告書」

(4) 学術会議・学会

① 日本学術会議会員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
第12期 (昭和56.1～)	210	1	209	0.5	99.5
第13期 (昭和60.7～)	210	3	207	1.4	98.6
第14期 (昭和63.7～)	210	3	207	1.4	98.6
第15期 (平成3.7～)	210	4	206	1.9	98.1
第16期 (平成6.7～)	210	1	209	0.5	99.5
第17期 (平成9.7～)	210	2	208	1.0	99.0
第18期 (平成12.7～)	210	7	203	3.3	96.7
第19期 (平成15.7～)	210	13	197	6.2	93.8
第20期 (平成17.10～)	210	42	168	20.0	80.0
第21期 (平成20.10～)	210	43	167	20.5	79.5

資料出所：日本学術会議資料

② 学会の長、学会役員（平成19年）

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
学会の長	1,613	98	1,515	6.1	93.9
学会の役員	55,663	5,319	50,344	9.6	90.4

日本学術会議調べ

- (注) 1. 協力学術研究団体に指定されている団体のうち男女別に役員数が取れる1,613団体について集計。
 2. 役員とは、会長、副会長、理事、幹事、評議員等、学会から役員として報告のあったもの。

(5) 研究者

	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
	人	人	人	%	%
平成2年	560,300	40,700	519,600	7.3	92.7
7年	682,600	61,100	621,500	9.0	91.0
12年	761,900	80,700	681,200	10.6	89.4
16年	830,500	96,100	734,400	11.6	88.4
17年	830,500	98,700	731,800	11.9	88.1
18年	861,900	102,900	759,000	11.9	88.1
19年	874,690	108,547	766,143	12.4	87.6

資料出所:総務省「科学技術研究調査報告」

- (注) 1. 平成14年に調査見直しがあったため、平成13年まではあん分値、平成14年以降は実数値。平成2年は、各分野の研究本務者数、平成7年及び12年は、会社等及び研究機関は本務者数、大学等は兼務者数を含む。
2. 平成9年及び14年調査に調査対象範囲を拡大している。

(6) PTAにおける役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
日本PTA全国協議会	19	1	18	5.3	94.7	平成20年9月
都道府県、政令市PTA協議会	61	8	53	13.1	86.9	平成20年9月
全国高等学校PTA連合会	23	3	20	13.0	87.0	平成20年8月
都道府県、政令市高等学校PTA連合会	50	7	43	14.0	86.0	平成20年6月
単位PTA会長(小中学校)	29,328	2,919	26,409	10.0	90.0	平成20年9月

(注) 都道府県、政令市高等学校PTA連合会については、会長に占める女性の割合。

各団体調べ

(7) スポーツ団体における役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
日本オリンピック委員会	28	3	25	10.7	89.3	平成20年9月
加盟競技団体役員(50団体)	1,220	82	1,138	6.7	93.3	平成18年11月
日本体育協会	28	2	26	7.1	92.9	平成20年8月
加盟団体(109団体)	3,098	195	2,903	6.3	93.7	平成20年8月

各団体調べ

(注) 日本体育協会加盟団体には、準加盟団体3団体を含む。

6 国際

(1) 在外公館の幹部職員

① 特命全権大使・総領事、特命全権公使・公使・参事官

人, (%)

	計			特命全権大使・総領事			特命全権公使・公使・参事官		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
平成16年	521	16 (3.1)	505 (96.9)	193	3 (1.6)	190 (98.4)	328	13 (4.0)	315 (96.0)
17年	499	18 (3.6)	481 (96.4)	193	2 (1.0)	191 (99.0)	306	16 (5.2)	290 (94.8)
18年	505	22 (4.4)	483 (95.6)	190	1 (0.5)	189 (99.5)	315	21 (6.7)	294 (93.3)
19年	515	28 (5.4)	487 (94.6)	195	2 (1.0)	193 (99.0)	320	26 (8.1)	294 (91.9)
20年	523	28 (5.4)	495 (94.6)	196	4 (2.0)	192 (98.0)	327	24 (7.3)	303 (92.7)

(注)各年7月20日現在。

外務省調べ

② 在外公館の全職員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成16年	3,204	440	2,764	13.7	86.3
17年	3,129	453	2,676	14.5	85.5
18年	3,146	477	2,669	15.2	84.8
19年	3,174	479	2,695	15.1	84.9
20年	3,181	484	2,697	15.2	84.8

(注)各年7月20日現在。

外務省調べ

(2) 国連等の日本人職員

① 国連関係機関におけるクラス別日本人職員

人, (%)

年 職員数	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
専門職以上	468	481	521	557	610	642	671	676
女性	199 (42.5)	211 (43.9)	238 (45.7)	265 (47.6)	302 (49.5)	318 (49.5)	352 (52.5)	368 (54.4)
男性	269 (57.5)	270 (56.1)	283 (54.3)	292 (52.4)	308 (50.5)	324 (50.5)	319 (47.5)	308 (45.6)
うち幹部職員	58	54	59	51	59	60	58	61
女性	13 (22.4)	13 (24.1)	14 (23.7)	12 (23.5)	14 (23.7)	17 (28.3)	20 (34.5)	23 (37.7)
男性	45 (77.6)	41 (75.9)	45 (76.3)	39 (76.5)	45 (76.3)	43 (71.7)	38 (65.5)	38 (62.3)

外務省調べ

② 国連・国際機関等の日本人職員

人、(%)

	昭和55年				昭和60年				平成2年				平成7年				平成12年				平成17年				平成20年			
	総数	女性	男性		総数	女性	男性		総数	女性	男性		総数	女性	男性		総数	女性	男性		総数	女性	男性		総数	女性	男性	
国際連合事務局 (UN)	61	9 (14.8)	52 (85.2)		79	21 (26.6)	58 (73.4)		73	28 (38.4)	45 (61.6)		76	40 (52.6)	36 (47.4)		83	50 (60.2)	33 (39.8)		104	61 (58.7)	43 (41.3)		114	73 (64.0)	41 (36.0)	
国連貿易開発会議 (UNCTAD)	5	0 (0.0)	5 (100.0)		10	2 (20.0)	8 (80.0)		9	3 (33.3)	6 (66.7)		10	2 (20.0)	8 (80.0)		13	4 (30.8)	9 (69.2)		12	5 (41.7)	7 (58.3)		12	5 (41.7)	7 (58.3)	
国連開発計画 (UNDP)	25	6 (24.0)	19 (76.0)		26	13 (50.0)	13 (50.0)		37	19 (51.4)	18 (48.6)		27	11 (40.7)	16 (59.3)		44	21 (47.7)	23 (52.3)		76	45 (59.2)	31 (40.8)		47	30 (63.8)	17 (36.2)	
国連人口基金 (UNFPA)	7	2 (28.6)	5 (71.4)		7	4 (57.1)	3 (42.9)		9	6 (66.7)	3 (33.3)		11	7 (63.6)	4 (36.4)		15	13 (86.7)	2 (13.3)		17	16 (94.1)	1 (5.9)		12	11 (91.7)	1 (8.3)	
国連環境計画 (UNEP)	3	1 (33.3)	2 (66.7)		7	3 (42.9)	4 (57.1)		9	4 (44.4)	5 (55.6)		11	4 (36.4)	7 (63.6)		10	5 (50.0)	5 (50.0)		16	12 (75.0)	4 (25.0)		16	11 (68.8)	5 (31.3)	
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	12	3 (25.0)	9 (75.0)		21	7 (33.3)	14 (66.7)		28	11 (39.3)	17 (60.7)		47	26 (55.3)	21 (44.7)		57	36 (63.2)	21 (36.8)		62	37 (59.7)	25 (40.3)		60	38 (63.3)	22 (36.7)	
国連児童基金 (UNICEF)	10	2 (20.0)	8 (80.0)		31	14 (45.2)	17 (54.8)		29	16 (55.2)	13 (44.8)		26	15 (57.7)	11 (42.3)		39	27 (69.2)	12 (30.8)		86	64 (74.4)	22 (25.6)		62	49 (79.0)	13 (21.0)	
国連工業開発機関 (UNIDO)	16	3 (18.8)	13 (81.3)		19	2 (10.5)	17 (89.5)		31	9 (29.0)	22 (71.0)		17	3 (17.6)	14 (82.4)		14	1 (7.1)	13 (92.9)		16	3 (18.8)	13 (81.3)		14	2 (14.3)	12 (85.7)	
国連大学 (UNU)	6	1 (16.7)	5 (83.3)		11	3 (27.3)	8 (72.7)		3	1 (33.3)	2 (66.7)		4	1 (25.0)	3 (75.0)		5	2 (40.0)	3 (60.0)		6	2 (33.3)	4 (66.7)		4	2 (50.0)	2 (50.0)	
アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)	25	1 (4.0)	24 (96.0)		34	6 (17.6)	28 (82.4)		19	5 (26.3)	14 (73.7)		13	5 (38.5)	8 (61.5)		16	9 (56.3)	7 (43.8)		15	11 (73.3)	4 (26.7)		15	9 (60.0)	6 (40.0)	
国際労働機関 (ILO)	20	3 (15.0)	17 (85.0)		31	6 (19.4)	25 (80.6)		23	4 (17.4)	19 (82.6)		25	13 (52.0)	12 (48.0)		38	23 (60.5)	15 (39.5)		52	34 (65.4)	18 (34.6)		45	26 (57.8)	19 (42.2)	
国連食糧農業機関 (FAO)	34	2 (5.9)	32 (94.1)		40	3 (7.5)	37 (92.5)		41	6 (14.6)	35 (85.4)		37	7 (18.9)	30 (81.1)		38	13 (34.2)	25 (65.8)		53	17 (32.1)	36 (67.9)		36	12 (33.3)	24 (66.7)	
国連世界食糧計画 (WFP)	-	-	-		4	1 (25.0)	3 (75.0)		12	2 (16.7)	10 (83.3)		16	8 (50.0)	8 (50.0)		20	11 (55.0)	9 (45.0)		42	28 (66.7)	14 (33.3)		35	21 (60.0)	14 (40.0)	
国連教育科学文化機関 (UNESCO)	26	4 (15.4)	22 (84.6)		25	7 (28.0)	18 (72.0)		34	10 (29.4)	24 (70.6)		38	19 (50.0)	19 (50.0)		52	28 (53.8)	24 (46.2)		69	46 (66.7)	23 (33.3)		61	43 (70.5)	18 (29.5)	
世界保健機関 (WHO)	24	1 (4.2)	23 (95.8)		37	4 (10.8)	33 (89.2)		46	9 (19.6)	37 (80.4)		42	11 (26.2)	31 (73.8)		46	12 (26.1)	34 (73.9)		48	18 (37.5)	30 (62.5)		42	15 (35.7)	27 (64.3)	
国際通貨基金 (IMF)	22	5 (22.7)	17 (77.3)		28	7 (25.0)	21 (75.0)		29	4 (13.8)	25 (86.2)		32	9 (28.1)	23 (71.9)		28	6 (21.4)	22 (78.6)		39	12 (30.8)	27 (69.2)		37	13 (35.1)	24 (64.9)	
世界銀行 (IBRD)																												
国際開発協会 (IDA) 及び国際金融公社 (IFC)	53	14 (26.4)	39 (73.6)		67	21 (31.3)	46 (68.7)		98	34 (34.7)	64 (65.3)		143	58 (40.6)	85 (59.4)		113	39 (34.5)	74 (65.5)		94	45 (47.9)	49 (52.1)		88	40 (45.5)	48 (54.5)	
アジア開発銀行 (ADB)	41	0 (0.0)	41 (100.0)		62	1 (1.6)	61 (98.4)		60	4 (6.7)	56 (93.3)		68	3 (4.4)	65 (95.6)		94	19 (20.2)	75 (79.8)		111	29 (26.1)	82 (73.9)		120	29 (24.2)	91 (75.8)	
経済協力開発機構 (OECD)	32	0 (0.0)	32 (100.0)		41	0 (0.0)	41 (100.0)		48	6 (12.5)	42 (87.5)		41	3 (7.3)	38 (92.7)		45	4 (8.9)	41 (91.1)		49	10 (20.4)	39 (79.6)		50	11 (22.0)	39 (78.0)	
国際電気通信連合 (ITU)	11	0 (0.0)	11 (100.0)		9	0 (0.0)	9 (100.0)		9	1 (11.1)	8 (88.9)		5	1 (20.0)	4 (80.0)		6	1 (16.7)	5 (83.3)		8	0 (0.0)	8 (100.0)		5	0 (0.0)	5 (100.0)	

(注)1.IMF、IBRD、IDA、IFC及びADBについては、平成7年までは外務省調べ。平成8年以降は財務省調べ。

2.IBRDでは、統計方法に変更があったため、平成15年以降の各数値については、職員と扱われる範囲が従来とは異なる新基準に基づいたものとなっている。

3.IBRD、IDA、IFCの平成17年は16年の数値、20年は19年の数値。

7 地域

(1) 自治会

調査年	自治会長(都道府県合計)				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成19年	230,968	8,853	222,115	3.8	96.2
平成20年	239,667	9,365	230,302	3.9	96.1

内閣府調べ

(注) 調査時点は各年4月1日現在の自治体が多いが、事情により時点が違うところもある。

8 その他専門的職業

(1) 専門職

① 専門的・技術的職業従事者

	就業者					専門的・技術的職業従事者				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
	万人	万人	万人	%	%	万人	万人	万人	%	%
平成 2 年	6,249	2,536	3,713	40.6	59.4	690	290	401	42.0	58.1
7 年	6,457	2,614	3,843	40.5	59.5	790	342	448	43.3	56.7
12年	6,446	2,629	3,817	40.8	59.2	856	381	475	44.5	55.5
16年	6,329	2,616	3,713	41.3	58.7	920	425	496	46.2	53.9
17年	6,356	2,633	3,723	41.4	58.6	937	431	506	46.0	54.0
18年	6,382	2,652	3,730	41.6	58.4	937	438	500	46.7	53.4
19年	6,412	2,659	3,753	41.5	58.5	938	433	505	46.2	53.8

資料出所：総務省「労働力調査」

② 職業小分類別専門的・技術的職業従事者

職 業	総数 人	女性 人	男性 人	女性の割合 %	男性の割合 %
専門的・技術的職業従事者	8,769,200	4,038,700	4,730,500	46.1	53.9
(1) 科学研究者	141,400	23,500	117,900	16.6	83.4
1 自然科学系研究者	134,500	21,900	112,600	16.3	83.7
2 人文・社会科学系研究者	6,800	1,600	5,300	23.5	77.9
(2) 技術者	2,290,000	164,400	2,125,500	7.2	92.8
3 農林水産業・食品技術者	54,500	5,900	48,600	10.8	89.2
4 金属製錬技術者	17,800	500	17,300	2.8	97.2
5 機械・航空機・造船技術者	295,000	9,500	285,500	3.2	96.8
6 電気・電子技術者	334,400	10,100	324,200	3.0	96.9
7 化学技術者	68,000	7,100	60,900	10.4	89.6
8 建築技術者	262,500	17,800	244,700	6.8	93.2
9 土木・測量技術者	333,400	6,200	327,200	1.9	98.1
10 システムエンジニア	773,600	86,800	686,800	11.2	88.8
11 プログラマー	75,900	16,000	59,900	21.1	78.9
12 その他の技術者	75,000	4,400	70,600	5.9	94.1
(3) 保健医療従事者	2,603,100	1,889,800	713,300	72.6	27.4
13 医師	249,400	38,900	210,500	15.6	84.4
14 歯科医師	98,200	16,800	81,400	17.1	82.9
15 獣医師	20,700	4,000	16,800	19.3	81.2
16 薬剤師	176,700	113,600	63,100	64.3	35.7
17 保健師	33,900	33,400	500	98.5	1.5
18 助産師	18,300	18,300	-	100.0	-
19 看護師	1,061,900	1,010,900	50,900	95.2	4.8
20 診療放射線・エックス線技師	46,900	8,300	38,600	17.7	82.3
21 臨床・衛生検査技師	62,900	43,500	19,500	69.2	31.0
22 歯科衛生士	85,900	85,900	-	100.0	-
23 歯科技工士	46,900	6,500	40,300	13.9	85.9
24 栄養士	102,200	96,800	5,300	94.7	5.2
25 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師	113,300	31,500	81,800	27.8	72.2
26 その他の保健医療従事者	485,900	381,300	104,600	78.5	21.5
(4) 社会福祉専門職業従事者	708,200	599,700	108,400	84.7	15.3
27 保育士	420,400	412,700	7,700	98.2	1.8
28 その他の社会福祉専門職業従事者	287,800	187,000	100,700	65.0	35.0
(5) 法務従事者	55,600	9,200	46,400	16.5	83.5
29 裁判官，検察官，弁護士	20,700	2,500	18,300	12.1	88.4
30 弁理士，司法書士	20,400	3,100	17,300	15.2	84.8
31 その他の法務従事者	14,500	3,700	10,800	25.5	74.5

※前ページの続き

職 業	総数 人	女性 人	男性 人	女性の割合 %	男性の割合 %
(6) 経 営 専 門 職 業 従 事 者	147,300	16,800	130,600	11.4	88.7
32 公 認 会 計 士 , 税 理 士	77,000	7,600	69,400	9.9	90.1
33 社 会 保 険 労 務 士	15,800	3,800	12,000	24.1	75.9
34 そ の 他 の 経 営 専 門 職 業 従 事 者	54,500	5,400	49,200	9.9	90.3
(7) 教 員	1,396,700	679,900	716,800	48.7	51.3
35 幼 稚 園 教 員	105,300	98,100	7,200	93.2	6.8
36 小 学 校 教 員	420,500	264,200	156,300	62.8	37.2
37 中 学 校 教 員	237,000	98,900	138,100	41.7	58.3
38 高 等 学 校 教 員	294,600	90,500	204,100	30.7	69.3
39 大 学 教 員	165,200	40,500	124,800	24.5	75.5
40 盲 学 校 ・ ろ う (聾) 学 校 ・ 養 護 学 校 教 員	61,800	39,700	22,100	64.2	35.8
41 そ の 他 の 教 員	112,200	48,000	64,200	42.8	57.2
(8) 宗 教 家	140,000	18,700	121,300	13.4	86.6
42 宗 教 家	140,000	18,700	121,300	13.4	86.6
(9) 文 芸 家 , 記 者 , 編 集 者	117,000	43,200	73,800	36.9	63.1
43 文 芸 家 , 著 述 家	31,500	12,600	18,900	40.0	60.0
44 記 者 , 編 集 者	85,500	30,600	54,900	35.8	64.2
(10) 美 術 家 , 写 真 家 , デ ザ イ ナ ー	289,900	111,700	178,200	38.5	61.5
45 彫 刻 家 , 画 家 , 工 芸 美 術 家	40,300	15,900	24,400	39.5	60.5
46 デ ザ イ ナ ー	183,000	78,900	104,100	43.1	56.9
47 写 真 家	66,600	16,900	49,800	25.4	74.8
(11) 音 楽 家 , 舞 台 芸 術 家	200,800	133,100	67,700	66.3	33.7
48 音 楽 家 (個 人 に 教 授 す る も の を 除 く)	24,400	10,800	13,600	44.3	55.7
49 音 楽 家 (個 人 に 教 授 す る も の)	94,700	84,700	10,000	89.4	10.6
50 俳 優 , 舞 踊 家 , 演 芸 家 (個 人 に 教 授 す る も の を 除 く)	57,700	19,900	37,800	34.5	65.5
51 俳 優 , 舞 踊 家 , 演 芸 家 (個 人 に 教 授 す る も の)	24,100	17,700	6,400	73.4	26.6
(12) そ の 他 の 専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	679,200	348,600	330,600	51.3	48.7
52 個 人 教 師 (学 習 指 導)	190,900	90,500	100,400	47.4	52.6
53 個 人 教 師 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	138,900	106,200	32,700	76.5	23.5
54 職 業 ス ポ ー ツ 従 事 者 (個 人 に 教 授 す る も の を 除 く)	11,000	600	10,400	5.5	94.5
55 職 業 ス ポ ー ツ 従 事 者 (個 人 に 教 授 す る も の)	90,700	49,600	41,100	54.7	45.3
56 他 に 分 類 さ れ な い 専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	247,800	101,700	146,000	41.0	58.9

資料出所：総務省「平成17年国勢調査」（抽出速報集計）

③ 医師・歯科医師・薬剤師・獣医師

○医師

	総数 (a)	女性(人) (b1)	男性(人) (b2)	女性割合(%) (b1)/(a)	男性割合(%) (b2)/(a)
平成2年	203,797	22,988	180,809	11.3	88.7
6年	220,853	27,712	193,141	12.5	87.5
10年	236,933	33,023	203,910	13.9	86.1
14年	249,574	38,810	210,764	15.6	84.4
16年	256,668	42,040	214,628	16.4	83.6
18年	263,540	45,222	218,318	17.2	82.8

○歯科医師

	総数 (a)	女性(人) (b1)	男性(人) (b2)	女性割合(%) (b1)/(a)	男性割合(%) (b2)/(a)
平成2年	72,087	9,721	62,366	13.5	86.5
6年	79,091	11,498	67,593	14.5	85.5
10年	85,669	13,746	71,923	16.0	84.0
14年	90,499	15,678	74,821	17.3	82.7
16年	92,696	17,144	75,552	18.5	81.5
18年	94,593	18,192	76,401	19.2	80.8

○薬剤師

	総数 (a)	女性(人) (b1)	男性(人) (b2)	女性割合(%) (b1)/(a)	男性割合(%) (b2)/(a)
平成2年	90,025	55,804	34,221	62.0	38.0
6年	106,419	68,945	37,474	64.8	35.2
10年	130,259	86,807	43,452	66.6	33.4
14年	154,428	103,746	50,682	67.2	32.8
16年	164,397	110,468	53,929	67.2	32.8
18年	174,218	116,859	57,359	67.1	32.9

資料出所：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

(注)医師、歯科医師については、病院及び診療所の従事者。薬剤師については、薬局、病院及び診療所の従事者。

○獣医師

	総数 (a)	女性(人) (b1)	男性(人) (b2)	女性割合(%) (b1)/(a)	男性割合(%) (b2)/(a)
平成12年	30,447	4,520	25,927	14.8	85.2
14年	30,723	5,241	25,482	17.1	82.9
16年	31,333	5,910	25,423	18.9	81.1
18年	35,818	7,929	27,889	22.1	77.9

農林水産省調べ

(注)獣医師法第22条に基づく届出による登録者数

④ 日本弁護士連合会登録会員

	会員数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
昭和50年11月1日	10,476 人	323 人	10,153 人	3.1 %	96.9 %
55年11月1日	11,711	445	11,266	3.8	96.2
60年11月1日	12,899	618	12,281	4.8	95.2
平成2年2月1日	13,817	766	13,051	5.5	94.5
7年3月31日	15,108	996	14,112	6.6	93.4
12年3月31日	17,126	1,530	15,596	8.9	91.1
17年3月31日	21,185	2,648	18,537	12.5	87.5
18年3月31日	22,021	2,859	19,162	13.0	87.0
19年3月31日	23,119	3,152	19,967	13.6	86.4
20年3月31日	25,041	3,599	21,442	14.4	85.6

日本弁護士連合会事務局調べ

⑤ 日本公認会計士協会登録公認会計士

	会員数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
平成16年5月31日	19,923 人	2,207 人	17,716 人	11.1 %	88.9 %
17年7月31日	21,097	2,425	18,672	11.5	88.5
18年7月31日	22,266	2,654	19,612	11.9	88.1
19年7月31日	23,413	2,880	20,533	12.3	87.7
20年7月31日	25,691	3,309	22,382	12.9	87.1

日本公認会計士協会調べ

⑥ 日本司法書士会連合会登録会員

	会員数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
平成16年	17,670 人	1,942 人	15,728 人	11.0 %	89.0 %
17年	17,897	2,057	15,840	11.5	88.5
18年	18,158	2,189	15,969	12.1	87.9
19年	18,504	2,345	16,159	12.7	87.3
20年	18,965	2,503	16,462	13.2	86.8

日本司法書士会連合会調べ

⑦ 日本弁理士会登録会員

	会員数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
平成16年3月31日	5,654 人	502 人	5,152 人	8.9 %	91.1 %
17年3月31日	6,127	613	5,514	10.0	90.0
18年3月31日	6,695	712	5,983	10.6	89.4
19年3月31日	7,186	826	6,360	11.5	88.5
20年3月31日	7,730	934	6,796	12.1	87.9

(注)会員数は自然人の数。この他に法人会員がいる。

日本弁理士会調べ

⑧ 日本税理士会連合会登録会員

	会員数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
平成16年3月31日	67,270 人	7,182 人	60,088 人	10.7 %	89.3 %
17年3月31日	68,642	7,794	60,848	11.4	88.6
18年3月31日	69,243	7,961	61,282	11.5	88.5
19年3月31日	70,068	8,280	61,788	11.8	88.2
20年3月31日	70,664	8,580	62,084	12.1	87.9

日本税理士会連合会調べ

⑨ 各種試験合格者

○ 司法試験申込者・合格者

		申込者(A)			合格者数(B)			B/A(%)		
		総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性	男性
平成2年度		22,900	2,852 (12.5)	20,048 (87.5)	499	74 (14.8)	425 (85.2)	2.2	2.6	2.1
平成7年度		24,488	4,453 (18.2)	20,035 (81.8)	738	146 (19.8)	592 (80.2)	3.0	3.3	3.0
平成12年度		36,203	7,463 (20.6)	28,740 (79.4)	994	270 (27.2)	724 (72.8)	2.7	3.6	2.5
平成16年度		49,991	11,161 (22.3)	38,830 (77.7)	1,483	364 (24.5)	1,119 (75.5)	3.0	3.3	2.9
平成17年度		45,885	9,889 (21.6)	35,996 (78.4)	1,464	350 (23.9)	1,114 (76.1)	3.2	3.5	3.1
平成18年度	旧司法 試験	35,782	7,433 (20.8)	28,349 (79.2)	549	118 (21.5)	431 (78.5)	1.5	1.6	1.5
	新司法 試験	2,125	544 (25.6)	1,581 (74.4)	1,009	228 (22.6)	781 (77.4)	47.5	41.9	49.4
平成19年度	旧司法 試験	28,016	5,667 (20.2)	22,349 (79.8)	248	57 (23.0)	191 (77.0)	0.9	1.0	0.9
	新司法 試験	5,280	1,581 (29.9)	3,699 (70.1)	1,851	517 (27.9)	1,334 (72.1)	35.1	32.7	36.1
平成20年度	旧司法 試験	21,994	4,210 (19.1)	17,784 (80.9)						
	新司法 試験	7,710	2,336 (30.3)	5,374 (69.7)						
					2,065	564 (27.3)	1,501 (72.7)	26.8	24.1	27.9

(注) 第二次試験の申込者・合格者数

法務省調べ

平成20年度の旧司法試験については、平成20年10月現在未発表。

○医師国家試験受験者・合格者

	受験者			合格者				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成3年	9,812	1,822	7,990	8,256	1,589	6,667	19.2	80.8
7年	9,218	2,085	7,133	7,930	1,883	6,047	23.7	76.3
12年	8,934	2,556	6,378	7,065	2,160	4,905	30.6	69.4
16年	8,439	2,722	5,717	7,457	2,522	4,935	33.8	66.2
17年	8,495	2,751	5,744	7,568	2,549	5,019	33.7	66.3
18年	8,602	2,710	5,892	7,742	2,529	5,213	32.7	67.3
19年	8,573	2,762	5,811	7,535	2,513	5,022	33.4	66.6
20年	8,535	2,856	5,679	7,733	2,666	5,067	34.5	65.5

厚生労働省調べ

○公認会計士試験合格者

	合格者				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成3年	638	94	544	14.7	85.3
7年	722	149	573	20.6	79.4
12年	838	143	695	17.1	82.9
16年	1,378	261	1,117	18.9	81.1
17年	1,308	248	1,060	19.0	81.0
18年	3,108	619	2,489	19.9	80.1
19年	4,041	701	3,340	17.3	82.7

日本公認会計士協会調べ

(注)平成17年までは第2次試験合格者数。

○弁理士試験志願者・合格者

	志願者			合格者				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成3年度	3,217	208	3,009	96	9	87	9.4	90.6
7年度	4,177	399	3,778	116	11	105	9.5	90.5
12年度	5,531	681	4,850	255	58	197	22.7	77.3
16年度	9,642	1,332	8,310	633	132	501	20.9	79.1
17年度	9,863	1,330	8,533	711	122	589	17.2	82.8
18年度	10,060	1,410	8,650	635	114	521	18.0	82.0
19年度	9,865	1,329	8,536	613	105	508	17.1	82.9

特許庁調べ

○税理士試験合格者

	合格者				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成3年度	993	289	704	29.1	70.9
7年度	943	366	577	38.8	61.2
12年度	1,076	396	680	36.8	63.2
16年度	1,090	355	735	32.6	67.4
17年度	1,055	353	702	33.5	66.5
18年度	1,126	345	781	30.6	69.4
19年度	1,014	315	699	31.1	68.9

国税庁調べ

(2) 職能団体役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
日本医師会	30	0	30	0.0	100.0	平成20年8月
都道府県医師会	1,092	49	1,043	4.5	95.5	平成20年8月
日本歯科医師会	27	0	27	0.0	100.0	平成20年9月
都道府県歯科医師会	990	16	974	1.6	98.4	平成20年3月
日本薬剤師会	38	2	36	5.3	94.7	平成20年8月
都道府県薬剤師会	1,197	194	1,003	16.2	83.8	平成20年8月
日本獣医師会	22	0	22	0.0	100.0	平成20年8月
地方獣医師会	964	23	941	2.4	97.6	平成20年8月
日本弁護士連合会	90	3	87	3.3	96.7	平成20年3月
各弁護士会	440	36	404	8.2	91.8	平成20年3月
日本司法書士会連合会	30	0	30	0.0	100.0	平成20年8月
各司法書士会(50会)	1,049	79	970	7.5	92.5	平成20年8月
日本弁理士会	90	2	88	2.2	97.8	平成20年4月
各支部	170	8	162	4.7	95.3	平成20年4月
日本公認会計士協会	84	5	79	6.0	94.0	平成20年7月
地域会	358	9	349	2.5	97.5	平成20年7月
日本税理士会連合会	132	3	129	2.3	97.7	平成20年8月
各税理士会(15会)	1,008	43	965	4.3	95.7	平成20年8月

各団体調べ

9 その他

(1) 法律に基づいて配置されている委員、相談員

省庁名	委員名	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	調査時点
最高裁判所	民 事 調 停 委 員	13,372	2,695	10,677	20.2	79.8	平成20.4.1.
	家 事 調 停 委 員	12,295	5,263	7,032	42.8	57.2	平成20.4.1.
	司 法 委 員	6,102	1,141	4,961	18.7	81.3	平成20.2.1.
	参 与 員	6,960	3,204	3,756	46.0	54.0	平成20.2.1.
総 務 省	行 政 相 談 委 員	4,907	1,660	3,247	33.8	66.2	平成20.8.1.
法 務 省	人 権 擁 護 委 員	13,287	5,581	7,706	42.0	58.0	平成20.1.1
	保 護 司	48,919	12,519	36,400	25.6	74.4	平成20.1.1
文部科学省	社 会 教 育 委 員	754	304	450	40.3	59.7	平成17.10.1.
厚生労働省	民生委員・児童委員	226,821	132,900	93,921	58.6	41.4	平成19.3.31.

- (注) 1. 民事調停委員、家事調停委員、司法委員、参与員については最高裁判所調べ。
 2. 行政相談委員は、総務省調べ。
 3. 人権擁護委員及び保護司は、法務省調べ。
 4. 社会教育委員は、文部科学省調べ。
 5. 民生委員・児童委員は、厚生労働省調べ。(平成18年厚生労働省福祉行政報告例)

(2) 各種団体における役員

	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	調査時点
全国社会福祉協議会	108	8	100	7.4	92.6	平成20年8月
日本生活協同組合連合会	47	9	38	19.1	80.9	平成20年7月

各団体調べ

10 諸外国における女性の政策・方針決定過程への参画状況

(1) 国会議員数の国際比較

順位 (下院)	国名	下院又は一院制					(参考) 上院				
		議員数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	議員数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
1	ルワンダ	80	39	41	48.8	51.3	26	9	17	34.6	65.4
2	スウェーデン	349	164	185	47.0	53.0	---	---	-	-	-
3	キューバ	614	265	349	43.2	56.8	---	---	-	-	-
4	フィンランド	200	83	117	41.5	58.5	---	---	-	-	-
5	アルゼンチン	255	102	153	40.0	60.0	72	28	44	38.9	61.1
6	オランダ	150	59	91	39.3	60.7	75	26	49	34.7	65.3
7	デンマーク	179	68	111	38.0	62.0	---	---	-	-	-
8	コスタリカ	57	21	36	36.8	63.2	---	---	-	-	-
9	スペイン	350	127	223	36.3	63.7	263	79	184	30.0	70.0
10	ノルウェー	169	61	108	36.1	63.9	---	---	-	-	-
11	ベルギー	150	53	97	35.3	64.7	71	27	44	38.0	62.0
12	モザンビーク	250	87	163	34.8	65.2	---	---	-	-	-
13	アイスランド	63	21	42	33.3	66.7	---	---	-	-	-
14	ニュージーランド	121	40	81	33.1	66.9	---	---	-	-	-
15	南アフリカ共和国	400	132	268	33.0	67.0	54	22	32	40.7	59.3
16	オーストリア	183	60	123	32.8	67.2	61	15	46	24.6	75.4
	ネパール	601	197	404	32.8	67.2	---	---	-	-	-
18	マケドニア	120	38	82	31.7	68.3	---	---	-	-	-
19	ドイツ	613	194	419	31.6	68.4	69	15	54	21.7	78.3
20	ウガンダ	332	102	230	30.7	69.3	---	---	-	-	-
32	オーストラリア	150	40	110	26.7	73.3	76	27	49	35.5	64.5
42	シンガポール	94	23	71	24.5	75.5	---	---	-	-	-
64	フィリピン	239	49	190	20.5	79.5	23	4	19	17.4	82.6
69	英国	646	126	520	19.5	80.5	750	148	602	19.7	80.3
75	フランス	577	105	472	18.2	81.8	330	60	270	18.2	81.8
83	米国	435	73	362	16.8	83.2	100	16	84	16.0	84.0
101	韓国	299	41	258	13.7	86.3	750	148	602	19.7	80.3
128	マレーシア	222	24	198	10.8	89.2	59	17	42	28.8	71.2
136	日本	480	45	435	9.4	90.6	242	44	198	18.2	81.8

(注) 1. IPU「Women in Parliaments」より作成。

2. 調査対象国は188か国。

3. 二院制の場合は下院の数字。順位は、IPU発表資料を基に内閣府にてカウントし直したもの。

(2) 管理的職業従事者、専門的職業従事者の国際比較

	就業者					管理的職業従事者					専門的職業従事者				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
	千人	千人	千人	%	%	千人	千人	千人	%	%	千人	千人	千人	%	%
日本	64,120	26,590	37,530	41.5	58.5	1,730	160	1,570	9.2	90.8	9,380	4,330	5,050	46.2	53.8
ノルウェー	2,362	1,111	1,251	47.0	53.0	146	48	98	32.9	67.1	835	420	415	50.3	49.7
スウェーデン	4,341	2,067	2,274	47.6	52.4	220	71	149	32.3	67.7	1,685	861	824	51.1	48.9
ドイツ	37,322	16,860	20,462	45.2	54.8	2,551	962	1,589	37.7	62.3	13,006	6,491	6,515	49.9	50.1
フランス	24,919	11,424	13,496	45.8	54.2	1,965	724	1,241	36.9	63.1	7,569	3,581	3,988	47.3	52.7
イギリス	28,166	13,104	15,061	46.5	53.5	4,134	1,425	2,710	34.5	65.5	7,364	3,433	3,931	46.6	53.4
アメリカ合衆国	144,426	66,925	77,501	46.3	53.7	21,233	8,886	12,347	41.8	58.2	48,687	31,309	17,378	64.3	35.7
オーストラリア	10,154	4,573	5,581	45.0	55.0	1,293	486	808	37.5	62.5	3,281	1,843	1,439	56.2	43.8
韓国	23,151	9,706	13,445	41.9	58.1	571	47	524	8.2	91.8	4,426	1,777	2,649	40.1	59.9
フィリピン	33,188	12,766	20,422	38.5	61.5	3,874	2,247	1,627	58.0	42.0	2,351	1,447	904	61.5	38.5
シンガポール	1,797	760	1,037	42.3	57.7	269	83	186	31.0	69.0	576	251	325	43.6	56.4
マレーシア	9,870	3,546	6,324	35.9	64.1	794	184	609	23.2	76.8	1,750	697	1,053	39.8	60.2

(注)1. 日本は総務省「労働力調査」(平成19年)、その他の国はInternational Labour Office, LABORSTA Internet (<http://laborsta.ilo.org/>)より作成。

2. 国により測定方法は異なる。

3. 日本は2007年、フランス、イギリスは2005年、マレーシアは2003年、その他の国は2006年のデータを使用。

(3) HDI、GDI、GEMの上位55か国

① HDI

(人間開発指数)

② GDI

(ジェンダー開発指数)

③ GEM

(ジェンダー・エンパワーメント指数)

順位	国名	HDI値	順位	国名	GDI値	順位	国名	GEM値
1	アイスランド	0.968	1	アイスランド	0.962	1	ノルウェー	0.910
2	ノルウェー	0.968	2	オーストラリア	0.960	2	スウェーデン	0.906
3	オーストラリア	0.962	3	ノルウェー	0.957	3	フィンランド	0.887
4	カナダ	0.961	4	カナダ	0.956	4	デンマーク	0.875
5	アイルランド	0.959	5	スウェーデン	0.955	5	アイスランド	0.862
6	スウェーデン	0.956	6	オランダ	0.951	6	オランダ	0.859
7	スイス	0.955	7	フランス	0.950	7	ベルギー	0.850
8	日本	0.953	8	フィンランド	0.947	8	オーストラリア	0.847
9	オランダ	0.953	9	スイス	0.946	9	ドイツ	0.831
10	フランス	0.952	10	英国	0.944	10	カナダ	0.820
11	フィンランド	0.952	11	デンマーク	0.944	11	ニュージーランド	0.811
12	米国	0.951	12	スペイン	0.944	12	スペイン	0.794
13	スペイン	0.949	13	日本	0.942	13	オーストリア	0.788
14	デンマーク	0.949	14	ベルギー	0.940	14	英国	0.783
15	オーストリア	0.948	15	アイルランド	0.940	15	米国	0.762
16	英国	0.946	16	米国	0.937	16	シンガポール	0.761
17	ベルギー	0.946	17	イタリア	0.936	17	アルゼンチン	0.728
18	ルクセンブルク	0.944	18	ニュージーランド	0.935	18	フランス	0.718
19	ニュージーランド	0.943	19	オーストリア	0.934	19	アイルランド	0.699
20	イタリア	0.941	20	ドイツ	0.931	20	バハマ	0.696
21	香港(中国)	0.937	21	イスラエル	0.927	21	イタリア	0.693
22	ドイツ	0.935	22	香港(中国)	0.926	22	ポルトガル	0.692
23	イスラエル	0.932	23	ルクセンブルク	0.924	23	トリニダード・トバゴ	0.685
24	ギリシャ	0.926	24	ギリシャ	0.922	24	コスタリカ	0.680
25	シンガポール	0.922	25	スロベニア	0.914	25	リトアニア	0.669
26	韓国	0.921	26	韓国	0.910	26	キューバ	0.661
27	スロベニア	0.917	27	キプロス	0.899	27	スイス	0.660
28	キプロス	0.903	28	ポルトガル	0.895	28	イスラエル	0.660
29	ポルトガル	0.897	29	チェコ	0.887	29	アラブ首長国連邦	0.652
30	ブルネイ	0.894	30	バルバドス	0.887	30	バルバドス	0.649
31	バルバドス	0.892	31	ブルネイ	0.886	31	エストニア	0.637
32	チェコ	0.891	32	クウェート	0.884	32	ペルー	0.636
33	クウェート	0.891	33	マルタ	0.873	33	スロバキア	0.630
34	マルタ	0.878	34	ハンガリー	0.872	34	チェコ	0.627
35	カタール	0.875	35	ポーランド	0.867	35	マケドニア	0.625
36	ハンガリー	0.874	36	アルゼンチン	0.865	36	ナミビア	0.623
37	ポーランド	0.870	37	カタール	0.863	37	ギリシャ	0.622
38	アルゼンチン	0.869	38	リトアニア	0.861	38	ラトビア	0.619
39	アラブ首長国連邦	0.868	39	スロバキア	0.860	39	ポーランド	0.614
40	チリ	0.867	40	チリ	0.859	40	クロアチア	0.612
41	バーレーン	0.866	41	エストニア	0.858	41	スロベニア	0.611
42	スロバキア	0.863	42	バーレーン	0.857	42	ブルガリア	0.606
43	リトアニア	0.862	43	アラブ首長国連邦	0.855	43	エクアドル	0.600
44	エストニア	0.860	44	ラトビア	0.853	44	タンザニア	0.597
45	ラトビア	0.855	45	ウルグアイ	0.849	45	フィリピン	0.590
46	ウルグアイ	0.852	46	クロアチア	0.848	46	メキシコ	0.589
47	クロアチア	0.850	47	コスタリカ	0.842	47	ホンジュラス	0.589
48	コスタリカ	0.846	48	バハマ	0.841	48	キプロス	0.580
49	バハマ	0.845	49	キューバ	0.839	49	パナマ	0.574
50	セーシェル	0.843	50	ブルガリア	0.823	50	ハンガリー	0.569
51	キューバ	0.838	51	メキシコ	0.820	51	モーリシャス	0.562
52	メキシコ	0.829	52	ベリーズ	0.814	52	ベトナム	0.561
53	ブルガリア	0.824	53	トンガ	0.812	53	ドミニカ共和国	0.559
54	セントクリストファー・ネイビス	0.821	54	ルーマニア	0.812	54	日本	0.557
55	トンガ	0.819	55	パナマ	0.810	55	モルドバ	0.547

(注) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書2007/2008」より作成。

2. 測定可能な国数は、HDIは177か国、GDIは157か国、GEMは93か国。

参 考

1 関 係 法 令

(1) 憲 法（抜粋）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(2) 男女共同参画社会基本法（抄）（平成11年6月23日法律第78号）

〔改正 平成11年7月16日法律第102号〕
〔同 11年12月22日同 第160号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計

画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているこ

とにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた 施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女

共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣にに対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号の規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要であると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必

要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第一項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(3) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（平等取扱の原則）

第27条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第38条第5号に規定する場合を除く外の政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

（試験実施の場合）

第42条 試験は、人事院規則の定めるところにより、これを行う。

（受験の資格要件）

第44条 人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の

遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋）

（平等取扱の原則）

第13条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第16条第5項に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

2 男女共同参画基本計画（第2次）（抜粋）

〔平成17年12月27日〕
閣 議 決 定

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施 策 の 基 本 的 方 向	具 体 的 施 策	担当府省
（1）国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 行政分野において、施策の対象及び施策の影響を受ける者の半分は女性であることから、女性の参画を拡大していくことが重要である。政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の要請である。 平成15年の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する」との男女共同参画推進本部決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進める。 国の審議会等については、平成12年の男女共同参画推進本部決定において、平成17年度末までのできるだけ早い時期に女性委員の割合を30%にするという目標が掲げられ、着実に達成が図られてきた。これを踏まえ、新しい目標の設定など更に努力が必要である。 女性国家公務員については、国家公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の採用・登用等を促進する。政府としては、人事院の策定する指針を踏まえ、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し等の環境整備も含め、女性の採用・登用等の促進に向けて積極的な取組を行う。	ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進 ○女性国家公務員の採用・登用等の促進 ・「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、また、女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての平成16年の男女共同参画推進本部決定等に従い、女性国家公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発を一層推進する。 ・各府省において、前述の平成15年及び平成16年の男女共同参画推進本部決定並びに人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」等を踏まえ、「女性職員の採用・登用拡大計画」の見直しを図るなど、総合的かつ計画的に取組を推進する。 ・平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員Ⅰ種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度（平成17年度21.5%）、その他の試験については、Ⅰ種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。 ・女性国家公務員の登用の一層の拡大を図るため、計画的に女性職員の育成に努めるとともに、従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域の拡大に努める。 ・前述の平成16年の男女共同参画推進本部決定等を受けて、女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等に関して、定期的に調査し公表するなどのフォローアップを行う。 ・女性の国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項（例えば、中途採用の活用、必要に応じたゴール・アンド・タイムテーブル方式の法制化）について検討を行い、できる限り実施する。 ・人事院において、メンター（先輩の助言者）の導入に関する検討を行う。 ○仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援 ・常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。 ・職業生活と家庭生活を両立する上で必要不可欠である業務簡素化を進め超過勤務の更なる縮減に取り組む。 ・育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。（平成16年度0.9%） ・国家公務員のテレワーク導入に向けて、関係省庁連絡会議等においてテレワークに資する制度等の環境整備について検討する。	全府省、【人事院】 全府省 全府省 全府省 総務省 全府省、【人事院】 【人事院】 総務省、【人事院】 全府省 全府省 全府省

(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請 住民に身近な行政に携わる地方公共団体の政策決定は、一人一人の住民の生活に大きな影響を与えることから、国と同様、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、地方公共団体における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要である。各都道府県・政令指定都市において、審議会等委員や公務員への女性の登用を促進する取組が行われてきているが、その成果には格差が見られることから、更なる推進のための支援・協力要請を行う。 また、このような取組を市町村にも普及するための助言・支援を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。	イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進 ○国の審議会等委員への女性の参画状況の定期的な把握等による目標達成に向けての取組 ・国の審議会委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する。 ・各審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取組を進める。 ・専門的知識・技術を有する女性を発掘、育成すること、幅広い専門分野から女性を登用すること、受益者や消費者という立場から女性を登用すること、公募委員の募集に当たり積極的に女性を選考することなどの方法により、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。 ・審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努める。 ○団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進 ・団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、引き続き、関係団体に対して国の審議会等委員への女性の参画の促進に関する政府の目標について十分に周知し、協力を求める。また、団体からの委員の推薦に当たっては、格段の協力を要請する。この場合、女性団体からの推薦を求めることについても考慮する必要がある。また、団体の役職者への女性の登用が進んでいないことが推薦に当たり制約となっていることから、例えば男女の構成比率も目安にして団体の役職者を登用するよう働きかけるなど、男女共同参画の推進の観点から、女性の人材育成策を推進する。 ・職務指定委員については、引き続き、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る。 ○その他の委員等への女性の参画を促進するための取組 ・法律に基づいて任命・委嘱される委員、国が委嘱する各種のモニター等について、男女共同参画を促進する。 ・日本学術会議においては、女性の会員比率が、自ら掲げた10%の目標を大きく上回る20%となった（平成17年10月1日現在）が、今後とも女性の会員・連携会員の増加を図る等女性科学者の登用に努める。 ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等 ○女性地方公務員の採用・登用等に関する要請 ・「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発について積極的に取り組むよう要請する。その取組において、計画的に取組を進め、定期的にフォローアップを行うよう支援・協力要請を行うとともに、地方公共団体が職員に対して研修を行う場合には、女性職員の受講に配慮することも要請する。 ○地方公共団体への情報提供等 ・地方公共団体の主体的な取組が進むよう適切な助言、情報の収集・提供を行うとともに、各団体の取組状況の把握に努め、必要な支援等について検討を行う。	内閣府 内閣府 全府省 全府省 全府省 全府省 全府省 全府省 内閣府 内閣府、総務省 内閣府、総務省
--	--	---

(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援 政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、広く協力要請を行う。 また、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するという積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に自主的に取り組むことを奨励する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1158 220 1957 331"> ○国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮 ・国が地方公共団体の職員に対して研修を行う場合には、必要に応じ女性職員の参加を奨励するなど、適切な配慮を行う。 ○仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援 ・「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。（平成16年度0.5%） </td><td data-bbox="1957 220 2080 331"> 全府省 総務省 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1158 560 1957 751"> イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援 ○都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援 ・各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する目標値や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。 ・職務指定委員に係る法令上の規定について、男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において検討を進め、必要な見直しを行う。 </td><td data-bbox="1957 560 2080 751"> 内閣府 内閣府、関係府省 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1158 751 1957 895"> ○市町村への取組の普及 ・市町村における取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請する。また、都道府県と市町村が女性の人材情報を共有できるよう双方に協力を要請する。 ・男女共同参画宣言都市等に対して、特に積極的に取り組むよう奨励する。 </td><td data-bbox="1957 751 2080 895"> 内閣府 内閣府 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1158 927 1957 1230"> ○社会的気運の醸成 ・あらゆる機会を通じて、女性の登用等について企業、労働組合、経営者団体、教育・研究機関、PTA、スポーツ団体、政党、協同組合等各種機関・団体等に協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図る。 ・それぞれの分野で「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、自主的な行動計画の策定について継続的に協力要請・支援を行う。 ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関し、各分野における実施状況や実効性ある具体的な措置に関する情報提供等を行い、実効ある方策が取り入れられるよう協力を要請する。 </td><td data-bbox="1957 927 2080 1230"> 全府省 全府省 内閣府 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1158 1230 1957 1318"> ○独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対する協力要請 ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、女性の政策・方針決定過程への参画に係る計画を策定する等の積極的な取組を促進するよう協力を要請する。 </td><td data-bbox="1957 1230 2080 1318"> 全府省 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1158 1318 1957 1398"> ○大学への協力要請等 ・学術・研究の分野における女性の参画を促進するため、国公私立の大学等の教育機関、国公立及び民間の研究機関、学会等その他の関連機関において、女性の参 </td><td data-bbox="1957 1318 2080 1398"> 文部科学省 </td></tr> </table>	○国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮 ・国が地方公共団体の職員に対して研修を行う場合には、必要に応じ女性職員の参加を奨励するなど、適切な配慮を行う。 ○仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援 ・「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。（平成16年度0.5%）	全府省 総務省	イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援 ○都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援 ・各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する目標値や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。 ・職務指定委員に係る法令上の規定について、男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において検討を進め、必要な見直しを行う。	内閣府 内閣府、関係府省	○市町村への取組の普及 ・市町村における取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請する。また、都道府県と市町村が女性の人材情報を共有できるよう双方に協力を要請する。 ・男女共同参画宣言都市等に対して、特に積極的に取り組むよう奨励する。	内閣府 内閣府	○社会的気運の醸成 ・あらゆる機会を通じて、女性の登用等について企業、労働組合、経営者団体、教育・研究機関、PTA、スポーツ団体、政党、協同組合等各種機関・団体等に協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図る。 ・それぞれの分野で「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、自主的な行動計画の策定について継続的に協力要請・支援を行う。 ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関し、各分野における実施状況や実効性ある具体的な措置に関する情報提供等を行い、実効ある方策が取り入れられるよう協力を要請する。	全府省 全府省 内閣府	○独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対する協力要請 ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、女性の政策・方針決定過程への参画に係る計画を策定する等の積極的な取組を促進するよう協力を要請する。	全府省	○大学への協力要請等 ・学術・研究の分野における女性の参画を促進するため、国公私立の大学等の教育機関、国公立及び民間の研究機関、学会等その他の関連機関において、女性の参	文部科学省
○国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮 ・国が地方公共団体の職員に対して研修を行う場合には、必要に応じ女性職員の参加を奨励するなど、適切な配慮を行う。 ○仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援 ・「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。（平成16年度0.5%）	全府省 総務省												
イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援 ○都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援 ・各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する目標値や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。 ・職務指定委員に係る法令上の規定について、男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において検討を進め、必要な見直しを行う。	内閣府 内閣府、関係府省												
○市町村への取組の普及 ・市町村における取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請する。また、都道府県と市町村が女性の人材情報を共有できるよう双方に協力を要請する。 ・男女共同参画宣言都市等に対して、特に積極的に取り組むよう奨励する。	内閣府 内閣府												
○社会的気運の醸成 ・あらゆる機会を通じて、女性の登用等について企業、労働組合、経営者団体、教育・研究機関、PTA、スポーツ団体、政党、協同組合等各種機関・団体等に協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図る。 ・それぞれの分野で「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、自主的な行動計画の策定について継続的に協力要請・支援を行う。 ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関し、各分野における実施状況や実効性ある具体的な措置に関する情報提供等を行い、実効ある方策が取り入れられるよう協力を要請する。	全府省 全府省 内閣府												
○独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対する協力要請 ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、女性の政策・方針決定過程への参画に係る計画を策定する等の積極的な取組を促進するよう協力を要請する。	全府省												
○大学への協力要請等 ・学術・研究の分野における女性の参画を促進するため、国公私立の大学等の教育機関、国公立及び民間の研究機関、学会等その他の関連機関において、女性の参	文部科学省												

--

・国民一人一人が政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう、啓発に努める。	総務省
--	-----

（注）「担当府省」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保（抄）

施 策 の 基 本 的 方 向
（１）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 男女雇用機会均等法に基づく行政指導により男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図る。また、実質的な男女の均等確保を実現し、女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するための施策が必要である。このため、企業のポジティブ・アクションを促進するための施策等を積極的に展開する。 さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものであることから、企業における防止対策の徹底を図るとともに、個別の問題が生じた場合に適切な対応がなされるよう積極的な支援を行う。

具 体 的 施 策	担当府省
イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進 ○企業のポジティブ・アクション取組の促進 ・企業の経営施策の観点又はＣＳＲ（企業の社会的責任）の視点も踏まえ、男女の均等取扱いやポジティブ・アクションを推奨し、優れた取組の企業に対する表彰制度を実施することにより、自主的取組を促進する。また、女性の意欲・能力の向上のための女性への研修や管理職向けの研修、メンター（先輩の助言者）制度の導入を呼びかける。 ・企業がポジティブ・アクションに取り組むための具体的な方法について、好事例の収集を図りながら、地域ごとのセミナーの開催等により、普及を図る。その際、労使団体等との連携を図るとともに、自主的に企業におけるポジティブ・アクションの推進のための取組を行う労使団体等に対しても、支援を行う。 ・ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を平成21年度までに40%にする。（平成15年度29.5%）	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省

4 活力ある農産漁村の実現に向けた男女共同参画の確立（抄）

施 策 の 基 本 的 方 向
（２）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 農林水産業において女性の果たしている役割の重要性に照らして、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場において、今後、女性の参画を飛躍的に高めていくため、都道府県における女性の参画目標を踏まえ、市町村、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等地域におけるより具体的な目標設定を加速化する。また、関係機関との連携の下、策定された参画目標の達成に向けた定期的なフォローアップの強化、啓発活動等を推進する。さらに、農山漁村の女性リーダーのネットワークづくりの促進等登用後のサポート体制の強化を図る。

具 体 的 施 策	担当府省
○政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ・農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の女性役員、女性の農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた定期的なフォローアップの強化、普及啓発等を推進する。また、指導農業士、女性農業士等農山漁村の女性リーダーの育成を図るとともに、土地改良区、集落営農（＊）等における意思決定過程への女性の参画を進める。 ・各都道府県において策定された農山漁村における女性の参画目標に基づき、市町村等各地域レベルにおいても参画目標の策定を行うことを奨励するとともに、目標の達成に向けた積極的な取組を促進する。	農林水産省 農林水産省

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献（抄）

施 策 の 基 本 的 方 向
（２）地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 政府開発援助（ODA）の実施については、国連を始めとする国際機関や先進諸国において「ジェンダー主流化」（＊）の観点からの援助を実施しているところである。我が国においても、男女共同参画社会基本法の基本理念並びにODA大綱（2003（平成15）年）及びODA中期政策（2005（平成17）年）に沿って、平成17年（2005年）の「北京＋10」（第49回国連婦人の地位委員会）において発表した「GAD（ジェンダーと開発）イニシアティブ」に基づき、男女共同参画の視点に立って援助政策を策定すること等を通じ、開発途上国のすべての分野における「ジェンダー平等」・女性のエンパワーメントを目指す取組への支援を強化していく。また、国際協力に携わる者のGADに関する認識の向上を促進する。さらに、これらを踏まえたODAの有効な実施・監視体制を整備するとともに、ODA政策及びその実施状況等について、国際機関及び国民に適時適切に説明責任を果たす。 ODA政策の立案及び実施に当たっては、女子差別撤廃条約等の基本的な国際条約・国際合意や開発途上国自身の開発戦略を十分に踏まえながら、参加型開発手法等の適切な方法を講じるなどして被援助国側の女性及び男性双方の参画が確保されるよう配慮し、個々の援助案件に男女共同参画の視点を盛り込むよう努める。また、このようなODA政策の立案・実施を通じて、国際的な女性の地位向上に積極的に寄与する。 国連を中心として展開される世界の女性の地位向上のための諸活動に対する積極的な協力、紛争地域等における平和の構築及び復興開発への女性の積極的な参画の促進、国際交流の推進等を進める。

具 体 的 施 策	担当府省
エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ・ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議の日本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画できるように努める。	外務省

3 女性のチャレンジ支援策の推進

(1) 平成15年6月20日 男女共同参画推進本部決定

女性のチャレンジ支援策の推進について

〔平成15年6月20日
男女共同参画推進本部決定〕

1. 積極的改善措置

標記については、「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」（平成15年4月8日男女共同参画会議決定）に基づき、国連のナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。

2. チャレンジ支援のためのネットワーク形成の重要性

女性のチャレンジ支援のための関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を図るため、国による女性のチャレンジ支援関係施策の情報を総合的に提供する。このため、関連政府が連携・協力し、平成15年度中に情報提供システムを構築し、各府省が提供している女性のチャレンジ支援策の情報の体系化を図る。

(2) 平成19年2月14日 男女共同参画会議決定

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標

（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見

〔平成19年2月14日
男女共同参画会議決定〕

男女共同参画会議は、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについて、男女共同参画社会基本法第22条第3号の規定に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下の意見を述べるものである。

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、政策・方針決定過程へ多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく必要がある。また、社会の構成員の意思を公正に反映できる参画の制度と運用が不可欠である。こうしたことから、男女共

同参画社会の形成にあたっては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が極めて重要であり、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）においても、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標が盛り込まれるとともに、「各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップを行うこと等を通じ、（中略）目標達成に向けて計画的に取組を進める」こととされている。

我が国の女性の政策・方針決定過程への参画状況は、国際的に見ても極めて不十分であり、国が率先して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取組を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、政府に対しては、以下のとおり、同目標における「指導的地位」の定義を定めるとともに、毎年フォローアップを行うことを通じて、計画的に更なる取組を進め、また、地方公共団体及び民間団体にも広く協力を要請することを期待する。

1 「指導的地位」の定義

国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える。

2 フォローアップの実施

毎年、政府において、社会の各分野における指導的地位に女性が占める割合に関する状況を取りまとめ、公表することを要望する。

上記の「指導的地位」の定義に該当する者については、社会のあらゆる分野においてその女性割合を正確かつ網羅的に把握できることが理想的であるが、これに合致する統計等が現状では不十分であることから、①主要な分野の状況を示すことができること、②各分野において代表性があること及び③データが公開され、時系列に把握可能であることに留意しつつフォローアップのための分野及び指標の項目を選定することが望ましい。

具体的には、現状において別紙のような分野及び項目^(注)が考えられる。フォローアップにあたっては、政府においてこれらについて、必要に応じ見直しを行った上、毎年数値を調査、公表することを期待する。

（注）分野及び項目については、代表例・例示という位置づけであって、別紙に含まれないことをもって、指導的地位ではないということを意味するものではない。

(3) 平成20年4月8日 男女共同参画推進本部決定

女性の参画加速プログラム

平成20年4月8日
男女共同参画推進本部決定

I 趣旨

1. 女性の参画の拡大に関するこれまでの取組

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくことが重要である。こうした観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めることは極めて重要な意義を持っている。

特に、男女共同参画社会の実現に向けては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が極めて重要であり、政府においても、「2020年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標達成を目指して取り組んできた。

当該目標については、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標数値や諸外国の状況を踏まえ、平成15年6月に男女共同参画推進本部において決定し、さらに、平成17年12月に閣議決定した「男女共同参画基本計画（第2次）」においても明記したところである。

その後、平成19年2月の男女共同参画会議意見決定により、「指導的地位」の範囲を①議会議員、②法人・団体等における管理職相当職以上の者及び③専門的・技術的職業のうち特に専門性の高い職業に従事する者と定めた。また、この意見決定に基づき、平成19年9月、各指標項目の女性の参画割合につき、第1回のフォローアップを実施したところである。

2. 女性の参画の現状

女性の参画の現状をみると、国の審議会委員に占める女性の割合が32.3%（平成19年）、国家公務員新規採用者における女性の割合が25.1%（平成19年度Ⅰ種試験等事務系区分採用者）となっているなど、目標を設定して取り組んでいるものや「入口」段階の女性割合については比較的高くなってきているものの、実際に意思決定において指導的地位に立つ管理的職業従事者における女性の割合は低く、他の先進国と比較しても女性の参画は遅れている。

特に、民間企業における課長相当職における女性の割合は3.6%（平成18年度）、国家公務員の管理職（本省課室長相当職以上）に占める女性の割合は1.7%（平成17年度）と低く、また、各種団体の役員に占める女性の割合等も、依然として非常に低い水準にある。

また、医師、研究者等の専門職についても、それぞれ女性の割合は17.2%（平成18年）、12.4%（平成19年）と比較的高くなってきているものの、仕事と生活の両立が困難な勤務環境である等、課題を抱えている。

国際的にみても、国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」（2007年版）によると、女性が政治及び経済活動、意思決定にどの程度参画できているかを測るジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は、93か国中54位と低い水準にとどまっている。

3. 本プログラム策定の趣旨

こうした状況を打開するためには、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組が必要である。このため、本プログラムを策定し、女性の参画加速のための基盤整備を行うとともに、社会の中で活躍が期待されいながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当て、女性の参画を阻む課題に対し、民間団体、地方公共団体等と連携した重点的な取組を推進する。本プログラムでは、Ⅱにおいて、施策の基本的方向を示し、Ⅲにおいて、平成22年度までに実施すべき具体的な取組内容について記述した。

Ⅱ 施策の基本的方向

女性の参画を促進するためには、様々な分野の女性割合を直接高めることのみに重点を置くのではなく、その背景にある課題を総合的に解決していくことが重要である。このため、以下の1. から3. の取組を一体的に進めることが不可欠である。

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

女性の参画を加速するためには、その前提として育児、介護等と両立して継続して働き続けることのできる環境が必要である。そのためには、短時間勤務制度や短時間正社員制度、テレワーク等の柔軟な働き方の確保や子育て支援等を通じ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが不可欠である。

2. 女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実

上記1. に加え、女性の参画を妨げる様々な要因を解消し、女性はその能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要である。このためには、①登用目標の設定等積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、②メンターの育成等女性が意欲を持って働き続けることへの積極的な支援、③女性に対する能力開発の機会の付与、④育児等でいったん離職した女性に対する支援、⑤女性の新しい分野での活躍支援等が不可欠である。

3. 意識の改革

女性の参画は、企業等の組織や地域に活力を与え、男女ともに仕事と生活の調和（ワー

ク・ライフ・バランス）を推進することを通じて家庭にも好影響をもたらすなど、社会全体にとって有意義である。女性の参画拡大を推進するためには、各界トップ層や組織の管理職、あるいは女性自身が、女性の参画についての社会的な意義を認識して、精力的な取組を進めることが不可欠である。

Ⅲ 具体的な取組内容

女性の参画を推進するため、具体的な取組内容としては、第一に、あらゆる分野における女性の参画を加速するための基盤整備の充実、第二に、活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野の重点的な取組を進める。

1. 女性の参画促進のための基盤整備

(1) 各界トップ層等への戦略的な働きかけ

女性の登用には、各組織のトップ層の意識や取組姿勢が大きな鍵となる。また、女性の参画が進んでいない経済団体等各種団体の役員等については、女性登用のための計画の策定や目標の設定等、積極的な取組が求められることから、各界トップ層への戦略的な働きかけが重要である。

具体的には以下のような取組を行う。

(大臣によるトップ訪問等)

男女共同参画担当大臣等が中心となり、各分野のトップ層等との懇談、様々な機会を捉えた各種会議への出席や、個別組織への訪問等を行うことにより、継続して働きやすい環境の整備や管理職への女性の積極的な登用等について働きかけ、それぞれの分野における女性の参画促進の必要性や取組の方策等につき意識の共有を図るとともに、それぞれの分野について女性の参画を妨げる課題の抽出を行う。

(機会を捉えた協力要請)

経済団体、農林水産団体、職能団体等、各種団体の役員や委員会の委員等に積極的に女性を擁立・登用するため、各分野のトップ層等に対し、機会を捉えて積極的に協力要請を行い、協働して課題解決を行う。

(既存のネットワークの活用)

各種団体、企業のトップ層が構成員となっている男女共同参画推進連携会議や女性の活躍推進協議会等の会議体を通じた働きかけや協力依頼を行う。

(2) 女性の人材育成、能力開発・発揮（エンパワーメント）

女性が各分野で活躍するためには、女性の人材育成や能力開発・発揮（エンパワーメント）が重要であり、そのためには、境遇の似た女性同士の情報交換や研鑽の場の構築を支援することが有用である。特に、地域によっては、身近なロールモデルが不足して

いたり、身につけた能力を活かせる活躍の場が少ない場合があることから、こうした地域の状況に対応した取組を推進することが重要である。

具体的には以下のような取組を行う。

(地域におけるネットワークの形成支援)

地域において関係民間団体、地方公共団体等とも連携・協力した異業種間ネットワークの構築の促進や人材データの提供等地域ネットワーク形成を推進するとともに、企業内メンターの育成の支援を行う。

(実践的活動を通じた人材育成の推進)

男女共同参画センター等を拠点として、まちづくり、環境、防災・防犯等、身近な地域の課題を解決するような実践的活動を通じた女性の能力開発・発揮（エンパワーメント）を推進する。

(様々な分野におけるネットワークの形成)

企業等で働く技術者等、女性の参画が遅れており、かつ女性のネットワークが有効であると考えられる分野について、ネットワークの構築・充実を推進する。

(アジア太平洋経済協力（APEC）女性指導者ネットワーク会合の日本開催に向けた取組)

2010年に日本において開催予定のアジア太平洋経済協力（APEC）女性指導者ネットワーク会合に向け、様々な分野と連携して、国際的なネットワークの受皿となり得る国内でのネットワークの構築を目指す。

(3) 積極的な取組に対する評価・好事例の提供等

様々な分野での女性の活躍やそれを支援する企業、各種団体、地方公共団体等の取組に対し光を当てて評価し、効果的な方法で好事例を普及することは、同分野を志す女性の意欲の向上や各組織における取組につながることから重要である。

具体的には以下のような取組を行う。

(表彰制度の充実)

均等・両立推進企業表彰等の既存の表彰制度の一層の活用や、チャレンジ表彰の見直し等、民間団体等とも連携しながら、女性の活躍やその支援に対する表彰制度の充実に努める。特に、女性の活躍支援の取組を行う各種団体、地方公共団体等に対する表彰制度について検討を行う。

(好事例の提供)

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための支援等具体的な取組を含む好事例を収集し、あらゆる機会を捉えてパンフレットや事例集の配布等を行うことにより、その普及を図る。

(4) 中立的な社会制度の検討

女性の社会参画を促進し、男女共同参画社会を形成するためには、社会制度が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか、男女の社会における活動に対する中立性が確保されているかを常に検証し、制度の在り方についてこのような観点から総合的に検討することが必要である。

具体的には、以下のような取組を行う。

(監視・影響調査機能の強化)

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施する観点から、体系的・実質的に各施策を評価できるよう監視・影響調査機能を強化する。

(様々な場における制度の検討)

税制、社会保障制度等の検討においては、男女の社会における活動に対する中立性の確保等の観点からも併せて検討を行う。

(5) 実態把握及びフォローアップの充実

女性の参画に関する取組を進めていく上で必要な各分野の女性の参画状況を始め基礎となるデータや実態が必ずしも明らかになっていないことから、正確な現状把握が必要である。

(実態把握及びフォローアップの充実)

メディア、地域等女性の参画状況の把握が十分でない分野について、関係団体等とも連携しながら実態把握に努める。また、定期的にきめ細かなフォローアップを行う。

2. 活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組

1. の全体的な取組に加え、社会の中で活躍が期待されいながら、女性の参画が進んでいない分野であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が特に求められる医師、研究者、公務員の分野における女性の活躍促進について、重点的に取り組み、得られた成果を他分野に波及させていくこととする。

(1) 医師

医師について女性の参画の現状をみると、いわゆる入口段階である医師国家試験合格者のうち女性の割合は33.4%（平成19年）、医師全体でも17.2%（平成18年）である。

一方、医師をとりまく状況をみると、多くの女性医師は、慢性的な長時間労働、夜勤や当直等不規則な勤務形態により育児、介護等と仕事との両立が難しく、長期休業や、勤務形態等を限定的なものにとどめるなどの変更を迫られている。また、育児等が一段落しても、第一線に戻って活躍するためには、その間の医療技術の進歩へのキャッチアップ等、多くの課題を乗り越える必要がある。この状況は、特に、当直・夜勤回数が多く勤務環境が厳しい医療機関で顕著である。医師不足が社会問題となっている中で、特に、産婦人科医、小児科医については、女性医師の割合が、新規に医師になる者の多い2

0代でそれぞれ73.1%、50.1%（平成18年）となっていることを鑑みれば、こうした状況を放置すると一層深刻な問題となるおそれがある。このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や女性が能力を発揮しやすい環境の整備を積極的に進める必要がある。

また、これらの課題を解決するためには、当事者である女性が、医療の現場のみならず、医師会、病院団体及び学会等の関係団体の意思決定過程に参画することが重要であるが、これら関係団体の意思決定過程への女性の参画は非常に低い水準にとどまっている。

こうした課題を解決するため、以下のような取組を行う。

（勤務体制の見直し等）

正規雇用短時間勤務医制度の普及や交代勤務制等の導入の推進を促進する等、各医療機関における勤務体制の見直しを推進し、仕事と生活の両立支援に関する取組を促進する。また、開業医との役割分担・連携強化や医療クランク（医療事務補助員）の導入促進等を通じ、医師の過剰な業務負担を軽減する。特に、医師不足の深刻な産科に関しては、院内助産所・助産師外来の活用を積極的に推進する等の取組を進める。

（多様な保育ニーズに応える保育所の整備等継続的な就業の支援）

医療機関においては、医師の勤務形態に応じ、保育ニーズも多様であるため、病院内保育所運営事業、事業所内託児施設への助成制度等の活用を通じ、育児中の医師のニーズにきめ細かく対応する病院内保育所の更なる拡充等を推進する。

また、女性医師の継続的な就業についての優れた取組事例の普及、先輩の女性医師がメンターとして継続就業について悩む若い女性医師の相談に応じることができるよう、病院内の体制の整備を支援するとともに、学生時代からのキャリア教育の充実等を通じ、継続的な就業の支援を行う。

（出産・育児、介護等による離職後の復帰支援）

出産・育児、介護等により離職せざるを得なかった女性医師の再就業の際の不安を軽減するため、それぞれの復帰後の勤務形態や状況に応じた、きめ細やかな研修の実施等、女性医師の復帰支援を推進する。また、女性医師バンクの体制強化により相談体制を充実強化するとともに、女性医師の復帰支援についての優れた取組事例の普及等により、女性医師の就労を支援し、医師の人材確保に努める。

（意思決定の場への女性の登用促進）

医療現場に多様な視点を導入し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りやすい勤務環境を実現するため、各医療機関や医師会等関係団体に対し、意思決定過程の場への女性の積極的な登用を呼びかける。

（実態把握の実施）

今後の施策に資するため、関係団体の協力の下、女性医師の勤務形態、出産・育児、

介護等を理由とする退職等女性医師を取り巻く状況につき、全国的にきめ細かな調査・分析を行い、実態把握に努める。

(医療専門職全体の総合的な支援)

医師の勤務環境の整備や復帰支援等を行うに際しては、関連する医療専門職との有機的な連携が不可欠である。看護師、助産師等についても、職場環境の整備や復帰支援が重要な課題であることから、これら医療専門職全体に対して一層の両立・復帰支援を行う。また、産科においては、医師と助産師の連携を推進することにより、互いの負担を軽減するとともに、安全・安心なお産ができるような体制整備に努める。

(女性の健康問題への取組についての気運の醸成)

女性は、妊娠や出産を含めライフサイクルを通じて健康上の問題に直面し、リスクを負う場合がある。こうしたリスクに対する認識が十分に浸透していないことが一因となって、産科においては、一度も妊婦健診を受診せず、分娩時に初めて医療機関に受診し、出産するいわゆる飛び込み出産などの現象がみられる。このような現象が医療現場の勤務環境の厳しさにさらに拍車をかけている面がある。こうしたリスクに対する認識が、広く社会全般において高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図る。

(2) 研究者

女性研究者の活躍は、今後、我が国が科学技術の分野において国際競争力を維持・強化する上でも、また、多様な視点・発想を取り入れた研究活動を活性化させる上でも重要である。しかし、我が国の研究者に占める女性の割合は、12.4%（平成19年）と他の先進国と比べて2分の1から3分の1の水準となっている。専攻別にみると、理工系分野における女性研究者の割合が特に低くなっている。現状として、女性研究者は、出産・育児、介護等との両立が難しく、その間に研究業績が十分に上げられない等、キャリア形成の支障となったり、研究現場を離れざるを得ないことが多い。また、いったん研究現場を離れると、次の研究ポストを得ることが難しく、研究現場に復帰しにくい状況となっている。

こうした状況を改善し、女性研究者の活躍の促進を図るため、「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「第3期科学技術基本計画」において、採用の目標値（自然科学系全体として25%）が明記され、研究と出産・育児等との両立等の環境整備の必要性が指摘された。また、総合科学技術会議において、女性研究者が育児をしながら十分な研究活動ができ、また、出産・育児に伴う中断が研究者としてのキャリアにマイナスとならないための制度面からの改革について提言が行われた。

これらの計画を受けて、科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」プログラムや、出産・育児等による研究中断からの復帰支援等の取組が一部の大学・研究機関等

において始まっている。

しかし、こうした取組は、まだ緒に就いたばかりであり、わずかな事例にとどまっている。今後はこのような先導的な取組の成果を抽出し定着させていくとともに、これまでに得られた成果を広く全国に普及していくことが重要である。

上記のような現状を踏まえ、具体的には以下のような取組を行う。

(モデルとなる先進的な取組の普及・定着等)

女性研究者の支援体制の整備のための取組をより広範に進めるために、科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」プログラムを引き続き推進する。

さらに、支援体制を構築し先進的な取組を行う研究機関において、女性研究者の能力を最大限に活かすことにより女性研究者の高度なロールモデルを確立させるとともに、女性研究者に十分な活躍の場を与えるために必要な取組について、重点的に支援する。また、当該研究機関が行う先進的な取組を全国に定着・普及させるとともに、大学や研究機関等において取組を継続的に進めていくための枠組みについての検討を行う。

(推進体制の強化)

男女共同参画推進のための内部組織の設置や男女共同参画推進のための取組の中期目標・計画への位置付け等、国立大学法人、独立行政法人における自主的・組織的な取組を推進する。また、国立大学法人、独立行政法人を評価するに当たっては、このような取組を積極的に評価するなど、各法人の取組を支援する。

(研究費等の制度の拡充・弾力化)

出産・育児により研究活動を中断した優れた研究者が円滑に研究現場に復帰できるよう、研究奨励金の支給等の制度を拡充する。

研究費申請等に際しての出産・育児を考慮した年齢制限の緩和や業績評価、任期等、各種制度の弾力化等により、女性研究者が研究を続けやすい環境整備を一層充実・促進する。

(意思決定過程への女性の登用促進)

各機関の管理職や各種委員会委員等における女性の登用について取組を加速し、このような女性の登用の取組等に対する積極的な評価を行う等、各機関の取組を支援する。また、科学技術政策に係る政策方針決定過程への女性の参画を拡大する。

(理工系分野への進路選択支援の充実)

科学技術分野の女性研究者の登用を進めるためには、女子中高生、女子大学生の進路選択を支援することが必要であることから、女性研究者のロールモデル事例等の提供等の取組を一層推進する。

また、企業等で働く女性技術者等についても、企業等と連携・協力しながらネットワーク形成の支援や情報提供等の取組を推進する。

(3) 公務員（国、地方公共団体）

国民本位の行政を実現し、かつ多様で複雑化する行政ニーズに対応するためには、政策に国民の目線で多様な視点や新しい発想を導入することが求められている。このような観点からも、公務部門における女性の活躍は、極めて重要である。また、「2020年30%」という目標を踏まえ、まず公務部門として率先して取組を行うべきである。しかし、かつて採用者に占める女性の割合が少なかったこともあり、公務員の管理職に占める女性の割合が国家公務員については1.7%（平成17年度）、地方公務員については都道府県5.1%、政令市7.7%、市区町村8.6%（平成19年）と低くなっている。

公務員は、頻繁な転勤に加えて、本省・本庁勤務の職員は、慢性的に長時間勤務となっていることが多く、必ずしも仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現しやすい職場環境とはいえない状況になっている。

このような課題を解決するため、以下のような取組を行う。

（柔軟な勤務体制の推進）

各府省において、育児短時間勤務、育児時間、早出遅出勤務、テレワーク等の活用を通じ、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現しやすい柔軟な働き方を推奨・推進する。

（働き方の見直し）

政府全体として、業務の効率化を図るとともに、勤務状況の的確な把握など勤務時間管理を徹底することにより、超過勤務の縮減に努める。

（女性職員の登用の推進）

政府全体として、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を、平成22年度末に少なくとも5%程度とすることを目指して、女性職員の登用を積極的に進める。

（行動計画の充実・見直しとその着実な実施）

各府省において、「女性職員の採用・登用拡大計画」等に、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加するという数値目標を設定し、きめ細かで具体的な行動計画とすべく充実・見直しを行う。また、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のための各府省の推進体制の整備・強化、取組状況の定期的な把握と評価、不規則な勤務に従事する必要性が生じた場合のための保育ニーズへの支援について検討する等モデル的取組の実施等を通じ、計画の着実な実施に努める。さらに、管理職を含め、様々な階層の職員向けの男女共同参画推進に関する研修の実施等に努める。加えて、中途採用や民間との人事交流についても積極的に検討を行う。

（女性の意欲向上と能力開発・発揮（エンパワーメント）のための取組）

各府省において、女性職員が安心して業務に取り組み、仕事に対する意欲を向上させることができるよう、女性職員を従来配置されなかった部署に配置するなど、職務経験

を通じた積極的なキャリア形成の支援を行う。また、女性職員に対する研修の機会の充実やメンター制度の普及・充実等による相談・助言を受けやすい環境の整備を図る。

(地方公共団体との相互情報提供、働きかけ)

地方公共団体に対し、女性職員の登用促進に向けた取組を推進するよう要請する。

また、国において実施している上記の取組、地方公共団体において行っている類似の取組の中から好事例を収集・整理し、地方公共団体へ積極的に情報提供を行うとともに、地方公共団体における好事例を国としての取組に反映させる。

4 審議会等委員への女性の登用について

平成18年4月4日 男女共同参画推進本部決定

国の審議会等における女性委員の登用の促進について

〔平成18年4月4日〕
男女共同参画推進本部決定

国の審議会等における女性委員の割合については、平成12年8月15日に男女共同参画推進本部で決定された目標である「30%」を平成17年9月末に達成した。

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、国の政策・方針決定過程へ多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく必要がある。また、行政への国民参加の確保等の観点から、国の審議会等は、国民の意見を的確に反映できるような委員構成である必要がある。そのためには、人口の半分を占める女性が委員として参加する割合をさらに向上させ、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましい。

このような基本的考え方に従い、審議会等の委員については、平成32（西暦2020）年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22（西暦2010）年度末までに、女性委員の数が少なくとも委員の総数の33.3%となるよう努めるものとする。

臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成32（西暦2020）年までのできるだけ早い時期に、政府全体として、女性委員の数が委員の総数の30%となるよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22（西暦2010）年度末までに、女性委員の数が委員の総数の20%となるよう努めるものとする。

上記目標を達成するため、女性の参画が少ない分野の人材育成について、積極的に施策を講じる。また、団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、関係団体に対し、委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。職務指定委員については、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る。委員の人選に当たっては、公募等を活用し、男女双方からの応募が促進されるよう配慮しつつ、所属や肩書き、経験年数にとらわれず、幅広い人材登用に努める。

内閣府においては、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう検討を進めるとともに、各府省と連携を図りながら、適切なフォローアップを行う。

5 女性国家公務員の採用・登用等の促進について

(1) 平成13年6月5日 男女共同参画推進本部決定

女性国家公務員の採用・登用等の促進について

〔平成13年6月5日〕
男女共同参画推進本部決定

標記については、男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）に基づき、平成13年5月21日に人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を踏まえ、各府省において、女性の採用・登用等の促進に向けた計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取り組むを推進することとする。

(2) 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針

〔平成17年12月20日〕
人事院指針

1 基本的な考え方

(1) 男女共同参画社会の実現は、人権尊重という普遍的な基本理念に基づく要請である。このことは、男女を問わずその能力を最大限活用することでもあり、21世紀の我が国社会が、少子高齢化、社会経済の成熟化などの変化に対応し、豊かで活力ある社会を目指していく上での最重要課題の一つである。とりわけ、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現の基盤をなすものであり、国は女性国家公務員の採用・登用の拡大に率先して取り組む必要がある。

本人の意欲と能力に基づく「実質的な男女平等」の実現は、多様な人材の確保・育成・活用という公務員人事管理の改革を促進するものであるとともに、勤務環境の整備等を図りつつ、取組を推進していくことは、すべての職員が働きやすく、持てる能力を最大限に発揮できる活力ある職場づくりにつながるものである。

(2) このような考え方にに基づき、本指針は、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則の枠組みを前提としつつ、各府省が、「積極的改善措置」により女性国家公務員の採用・登用の拡大を図り、男女間の格差を計画的に解消していくことを目指して策定したものである。

(3) 人事院は、各府省が本指針に基づく施策を実施していくに当たって、職業生活と家庭生活の両立のための必要な支援策等の施策の推進に努めることとしている。各府省は、改めて現状を分析し、勤務環境の整備等を図りつつ、女性国家公務員の採用・登用の拡大に取

り組む必要がある。

また、職員自身も、男女共同参画の実現に向けての意識と意欲を持つことが求められている。

2 計画の策定

各府省は、平成22年度（2010年度）までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定する。計画は、女性職員の採用・登用状況を把握し、現状分析を行うとともに、現状分析を踏まえつつ、府省全体及び必要であると判断される場合には、部局等の適切な区分について、目標、目標達成に向けての具体的取組等を定める。

3 採用の拡大

(1) 人事院及び各府省は、協力しつつ、有為の女性を公務に誘致するための特別な募集活動を積極的に推進する。その際、人事院は、多くの意欲ある有為の女性の公務員試験の受験を促進すること等により、採用試験の合格者に占める女性の割合を計画的に拡大することを目指し、具体的な目標を設定する。

(2) 各府省は、女性の採用の拡大について、目標を設定し、目標達成に向けての具体的取組を定める。その際、目標の設定に当たっては、採用試験の合格者に占める女性の割合にも留意するとともに、できる限り具体的なものとするよう努める。

各府省は、試験採用者に加え、選考採用者においても、女性（中途退職した有為の女性職員を含む。）の積極的な採用に努める。その際、専門的な知識経験や管理的又は監督的能力を有すると認められる女性の採用に努める。

(3) 各府省は、採用時の配置について、男女で偏りがないよう配慮するものとする。

4 登用の拡大

(1) 各府省は、人事院及び各府省の実施する業務研修、登用に資することを目的とした研修等へ意欲と能力のある女性職員を積極的に参加させる。その際、研修の対象となり得る職員に占める女性職員の割合にも留意することとする。

(2) 各府省は、女性職員の意識・意欲の啓発・増進及び能力向上のための研修の実施に努めるとともに、人事院の実施する女性職員の意識・意欲の啓発・増進又は能力向上のための研修への参加機会の確保に努める。

(3) 各府省は、職員の意欲と能力の把握に努めつつ、職員への職務経験の付与について、男女で偏りがないよう配慮するものとする。

(4) 各府省は、女性職員に助言、指導するメンターを導入するなど、女性職員の登用に資する取組を推進するよう努める。人事院は、メンターの導入の手引きを示すなど必要な支援を行うものとする。

(5) 各府省は、女性職員の登用の拡大について、目標を設定し、目標達成に向けての具体的取組を定める。その際、目標の設定に当たっては、昇任・昇格前の在職者に占める女性職員の割合にも留意するとともに、できる限り具体的なものとするよう努める。各府省は、

意欲と能力のある女性職員の積極的な昇任・昇格に努める。

5 勤務環境の整備等

- (1) 各府省は、女性職員の採用・登用の拡大を図るため、仕事の進め方の見直し及び意識の改革を推進し、女性職員、男性職員共に働きやすい勤務環境の整備に努める。
- (2) 各府省は、管理職員をはじめ全職員を対象に、男女共同参画の実現に向けての意識啓発に努める。また、そのための研修等の実施に努める。
- (3) 各府省は、人事院の実施する男女共同参画の実現に向けての意識啓発を推進する研修等への職員の参加機会の確保に努める。
- (4) 人事院は、職業生活と家庭生活の両立のための必要な支援策等の推進に努める。
各府省も、職業生活と家庭生活の両立支援のため一層の環境整備に努める。
- (5) 各府省は、育児休業中の職員の円滑な職務復帰に資するため、知識・技能等の維持・向上のための研修・説明会等への参加、復帰後のキャリア形成などについて配慮するものとする。
- (6) 各府省は、官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる職員がいるときは、その状況に配慮するものとする。

6 推進体制

- (1) 各府省は、「女性職員の採用・登用拡大担当者」（以下「担当者」という。）を官房人事担当部局及び必要であると判断される場合には、部局等の適切な区分ごとに設置する。
担当者は、人事担当責任者又はそれに準ずる者とし、計画の策定及び実施に実質的に関与する。部局等の適切な区分ごとに担当者を設置した場合、官房人事担当部局の担当者は、各担当者と緊密な連携を図ることとする。
- (2) 人事院は、女性職員の採用・登用に関し、女性であることを理由とした差別的取扱い等に関する苦情相談に応ずる。
- (3) 女性職員の採用・登用の状況、計画の進捗状況に関する情報交換等の場として、「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を定期的に開催する。
- (4) 各府省は、本指針に基づく施策の実施、計画の点検・評価に努めるものとし、その状況について、人事院は定期的に把握する。
計画、計画の進捗状況、女性職員の採用・登用拡大の事例等について、人事院は定期的に公表する。
- (5) 本指針は、各府省における女性職員の採用・登用の拡大の進捗状況、我が国の雇用状況・雇用環境の変化等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(3) 平成16年4月27日 男女共同参画推進本部決定

女性国家公務員の採用・登用の拡大等について

〔平成16年4月27日〕
男女共同参画推進本部決定

「女性のチャレンジ支援策の推進について」（平成15年6月20日 男女共同参画推進本部決定）においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組む」等としたところである。この決定に基づき、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としつつ女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図るため、政府全体としての目標を設定し、目標達成に向けた具体的取組を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組を推進することとする。また、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項等について検討を行うこととする。

(4) 平成16年4月28日 各省庁人事担当課長会議申合せ

女性国家公務員の採用・登用の拡大等について

〔平成16年4月28日〕
各省庁人事担当課長会議申合せ

「女性のチャレンジ支援策の推進について」（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定）においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組む」等とされている。このうち、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大については、今般決定された「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」（平成16年4月27日男女共同参画推進本部決定。以下「本部決定」という。）において、「政府全体としての目標を設定し、目標達成に向けた具体的取組を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組を推進すること」等とされたところである。

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、これまでも「男女共同参画基本計画」（平成12年12月12日閣議決定）に基づき平成13年5月21日に人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を踏まえ、各府省において「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定して取り組んできたところであるが、本部決定を受けて、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図るため、当面、以下の取組を行うこととする。

1 採用の拡大

今後、女性国家公務員の採用の一層の拡大を図るためには、女性の国家公務員採用試験の受験者数及び合格者数が増加し、その下で積極的に女性の採用に努めることが必要である。このため、

- (1) 女性のための業務説明会を開催する等、積極的に女性の募集活動を行うとともに、合格者に占める女性の割合に留意しつつ、女性の採用の拡大に努める。
- (2) 女性の採用の拡大が可能となるよう、人事院に対して、女性の受験者数、合格者数等の現状の分析、多くの意欲と能力のある女性に国家公務員採用試験の受験を促すために必要な具体的方策等の検討等、女性の受験者数及び合格者数の増加のための一層の取組を進めるよう要請する。

女性の採用の拡大のための取組を進めるに当たっては、当面（平成22年度（2010年度）頃まで）の政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員採用Ⅰ種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度、その他の試験については、Ⅰ種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も勘案して、できる限りその割合を高めること、を目標とする。

なお、これらの目標は、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としつつ、男女共同参画社会基本法に定める積極的改善措置により、女性国家公務員の採用を計画的に拡大していくことを目指すものであって、目標に沿った採用が可能となるよう合格者に占める女性の割合が増加することを前提とする。

2 登用の拡大

女性国家公務員の登用の一層の拡大を図るためには、採用者に占める女性の割合を高めることにより職員全体に占める女性の割合が高まっていくとともに、多くの意欲と能力のある女性職員を育成し、積極的に登用していくことが必要である。このため、計画的に女性職員の育成に努めるとともに、従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域の拡大に努める。

3 勤務環境の整備等

多くの意欲と能力のある女性に国家公務員採用試験の受験を促し、また、計画的に女性職員の育成・登用を図るためには、職員が仕事と家庭生活を両立し易い勤務環境を整備することが不可欠である。このため、

- (1) 平成15年9月26日に改正した「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成4年12月9日人事管理運営協議会決定）に基づき、職業生活と家庭生活を両立する上で障害となってい

る超過勤務の更なる縮減に取り組む。

- (2) 育児休業、介護休暇等の取得促進を図ることとし、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努めるものとする。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（女性80%、男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。

4 実施状況のフォローアップ等

- (1) 総務省は、人事院及び各府省の協力を得て、毎年1回、採用の拡大状況等のフォローアップを行い、その結果の概要を公表する。
- (2) 1(2)に掲げるもののほか、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項等のうち人事院の所掌に係るものについて、同院に対して取組を進めるよう要請する。

6 婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱

〔昭和 52 年 6 月 14 日〕
婦人問題企画推進本部決定

第1 目 的

国内行動計画前半期の重点実施事項として、公職を始め、各分野の政策・方針等の決定への婦人の参加を促進するとともに、拡大する婦人の役割に対する社会一般の理解増進、婦人の実力の涵養等社会的気運を醸成することを目的とする特別活動を推進する。

第2 主唱及び推進の主体

婦人問題企画推進本部が主唱し、各省庁がこの活動を推進する。

第3 協力を求める機関、団体

人事院、会計検査院、最高裁判所、衆議院、参議院

公社・公団・事業団等、地方公共団体、教育・研究機関、政党、労働組合、使用者団体、婦人団体、青少年団体、職能団体、農林漁業団体、医療保健団体、福祉団体、地域団体、消費者団体、国際的機関・団体、報道機関等。

第4 活動方針

1 行政への婦人の参画の拡大

国の行政への婦人の参画を拡大するため、政府部内で次の事項を推進する。

(1) 審議会等委員への婦人の登用

ア 国（中央及び地方支分部局）の審議会等委員に婦人を積極的に登用し、まず政府全体として10%程度への引上げをめざすこと（婦人委員の割合は中央段階で現在約3%）。

特に婦人の委員のいない審議会等への重点的配慮

イ 関係機関・団体の推薦によるものについて、婦人の適任者の推薦方の依頼

(2) 各種委員等への婦人の登用

人権擁護委員、民生委員等法律等に基づいて任命・委嘱され、地域において公務の遂行にあたる委員等への婦人の積極的登用及び婦人の公的活動への援助

(3) 女子の公務員の採用、登用及び能力開発

ア 女子の公務員の採用、登用及び職域の拡大並びに研修・訓練の機会の積極的活用による能力の開発

特に女子が基幹労働力となっている職場における重点的配慮

イ 試験区分中女子の受験を制限している職種の見直し

(4) 各種懇談会、公聴会等への婦人の参加の促進

(5) 国際会議等への婦人の適任者の積極的派遣

2 公的機関への協力要請

地方公共団体その他の公的機関に対して、次の事項に関する協力方を要請する。

(1) 審議会・委員会等の委員及び任命・委嘱により公務の遂行にあたる委員等への婦人の積極的登用

(2) 女子の公務員、職員の採用、登用及び職域の拡大並びに積極的能力開発

(3) 地域の諸計画への婦人の参加の促進

3 社会的気運の醸成

政策・方針等の決定への婦人の参加を助長する社会的気運をつくり、その基盤となる婦人の資質向上と諸活動の活発化を促す

(1) 民間諸機関・団体に対する協力要請

ア 各機関・団体における政策・方針等の決定への婦人の参加の促進

イ 婦人の採用、登用及び職域の拡大並びに積極的能力開発

ウ 調査、広報、教育訓練その他本活動の趣旨に沿った自主的活動

(2) 啓発広報活動

各種啓発活動、広報媒体の活用その他広範な機会をとらえた本活動の趣旨の浸透及び婦人の新しい役割、社会的活動等に関する理解の増進

(3) 教育訓練等

婦人の社会的知識、企画運営能力、リーダーシップ等を助長する各種の教育訓練への参加の促進及び自主的学習活動の奨励

(4) 自主的活動の促進

社会福祉、社会教育、地域保健、生活改善、環境改善、消費者運動等社会生活の向上のための自主的活動の活発化と婦人の参加の奨励

4 調査研究の実施

婦人の政策決定参加に関連する調査、研究及び定期報告並びに内外の情報資料の収集、整備及び提供を行う。

7 国際婦人年以降の国内外の動き

○国際婦人年以降の男女共同参画推進本部（婦人問題企画推進本部）に関する国内外の動き

		国 連 の 動 き	日 本 の 動 き
昭和50年 (1975年)		国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部に参与を設置 婦人問題企画推進本部会議開催
国 連 婦 人 の 十 年 （ 1 9 7 6 ～ 1 9 8 5 ）	昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」，「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定
	昭和54年 (1979年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
	昭和55年 (1980年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	
	昭和56年 (1981年)		「国内行動計画後期重点目標」決定
	昭和59年 (1984年)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスキャップ地域政府間準備会議（東京）	
	昭和60年 (1985年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正（父母両血統主義の採用，配偶者の帰化条件の男女同一化） 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
昭和61年 (1986年)			婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催
昭和62年 (1987年)			「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 婦人問題企画推進本部参与の任務拡充
平成元年 (1989年)			新学習指導要領の告示（家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等）
平成2年 (1990年)		国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	

	国 連 の 動 き	日 本 の 動 き
平成 3 年 (1991年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改定（第1次改定） 「育児休業法」の公布
平成 5 年 (1993年)		「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定
平成 6 年 (1994年)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置
平成 7 年 (1995年)	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のため行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）
平成 8 年 (1996年)		男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
平成 9 年 (1997年)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」の改正 「介護保険法」の公布
平成10年 (1998年)		男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申
平成11年 (1999年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行（女性の参画の促進を規定）
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「国の審議会等における女性委員の登用について」決定 男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21世紀の最重要課題－」答申 「男女共同参画基本計画」閣議決定 「男女共同参画週間について」決定
平成13年 (2001年)		男女共同参画会議・男女共同参画局設置 「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、「女性に対する暴力をなくす運動について」決定 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等）

	国 連 の 動 き	日 本 の 動 き
平成15年 (2003年)		男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定
平成16年 (2004年)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定 男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員会 （「北京＋10」閣僚級会合）（ニューヨーク）	男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申 「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」決定
平成18年 (2006年)		男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見（都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について）」決定
平成19年 (2007年)		男女共同参画会議「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30％」の目標）のフォローアップについての意見」決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成20年 (2008年)		男女共同参画会議「男女共同参画基本計画（第2次）フォローアップ結果についての意見」決定 男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出

8 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

〔 1 9 7 9 年 1 2 月 1 8 日 〕
第34回国連総会において採択

第一部

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

（参考）女子差別撤廃条約履行状況に関する日本の第4回・5回報告審議（仮訳）（抜粋）

367. 委員会は、国の審議会等における女性の登用拡大のための指針及び社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にするという数値目標が設定されたことを歓迎する一方、国会、地方議会、司法、外交官などのハイレベルの、選挙で選ばれる機関において、また市長、検察官、警察官としての女性の参加が低いことについて懸念を有する。

368. 委員会は、締約国が、公的活動のあらゆる分野、特にハイレベルの政策決定過程に女性が参画する権利を実現するため、なかでも条約の第4条1に基づく暫定的特別措置の実施を通じ、政治的・公的活動における女性の参加を拡大するための更なる取組を行うことを勧告する。委員会は、締約国が、将来の女性指導者への訓練プログラムを支援すること、男女共同参画実現のためには意思決定過程への女性の参画が重要であることを啓発するキャンペーンを実施することを要請する。

9 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論（抜粋）

（1990年5月24日）
国際連合経済社会理事会採択

A 平等

5. 婦人は常に労働力の重要な部分であったし、また、その役割は、開発、工業化、経済的必要性、婦人の経済へのアクセスの拡大とともに増大していくであろう。

しかしながら、大部分の国々では、男女の経済参加は不平等なままであり、職務の分離（job segregation）、不十分な訓練機会、同一価値労働に対する不平等な報酬、不十分なキャリア見通し、経済分野における意思決定への完全参加の欠如によって特徴づけられている。

勧告4.

政府、非政府機関及び民間企業は、公的部門及び民間部門において意思決定できる地位に就いている婦人の参加状況の調査、訓練プログラムの促進、経済における意思決定へとつながるキャリアを婦人に与える選択的政策の分析及び国内法の整備を含め、経済分野における意思決定に携わる婦人の割合をふやすための特別な措置を講じるべきである。国連は、経済的分野における意思決定における婦人の参加状況を世界的規模で研究し、経済的分野における意思決定の立場にある婦人の割合を増加させるための革新的な国内プログラムを分析し、既存の資源の範囲内で結果を公表すべきである。

6. 婦人が政治的意思決定への参加において、総体的にみて不十分であることは十分実証されてきた。これは婦人の平等に影響を及ぼす公共政策の決定権は今なお婦人とは同じ動機でその政策を遂行するとは限らない男性の手中にあるということを意味するものである。いくつかの国では婦人は自己の利益を促進すると約束する候補者なり政党に投票することによって選挙結果を決しはじめていているという徴候があるにもかかわらず、議会や政党、政府における婦人の占める割合は今だに低い。より多くの婦人が立ち上がり、公職に選ばれ公的部門における上級管理職につながるキャリアを進められない場合や婦人が社会のためと同様に自分自身のために投票権を行使するまで、この状況は続くであろう。

7. 政府内機関及び非政府機関における意思決定の場での婦人の数は、増加されるべきである。また、選考と名簿登載の過程への婦人の参加を確保するための努力がなされるべきである。

勧告6.

すべての公務員の服務規則については、募集、採用、昇進、休暇取得権、訓練、開発及び他の勤務条件の慣行について明確に表現すべきである。

政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表的団体は、それぞれ西暦2000年までに男女の平等参加を達成するため、指導的地位に就く婦人の割合を、1995年までに少なくとも30%にまで増やすという目標を目指し、それらの地位に婦人を就けるための募集及び訓

練プログラムを定めるべきである。

政府、政党、労働組合及び婦人団体は、空席になっている職務を充足するために用いられうる婦人の適任者のリストを作成するよう奨励されるべきである。婦人に対し政治や行政上のキャリアに必要な能力を開発する重要性も認識されるべきである。

1991年9月に開催される予定の「公的生活における婦人についての地域間協議（Inter-regional Consultation on Women in Public Life）」は、政府及び非政府機関の最大限の参加者を得る必要があり、また、同協議は、すべての婦人に対し積極的な政治過程への参加を促すような政治活動のための議題をこれからの5年間のために設定すべきである。

他の機関との協力及び各国政府との共同作業のもとに、国連事務局は国、地域、国際レベルでの最高意思決定組織における男女別構成に関する入手し易いデータベースをさらに開発し広めるべきである。国連システムは、このようなデータベースを設置するために各国の政府を援助することができるであろう。

B 開 発

勧告7.

経済成長を活性化するために国際的な経済社会協力は、健全な経済政策と相まって遂行されるべきである。構造調整及びその他の経済改革施策は、マイナスの経済的社会的影響を避ける一方、開発過程における婦人の完全参加を促進するように企画実施されるべきである。それらの施策は、婦人に信用供与や生産への参加、市場及び意志決定への平等なアクセスを付与する施策を伴うべきであり、これは、国の経済施策と計画の中に完全に取り入れられるべきである。

第4次国連開発の10年のための国際開発戦略（international development strategy for the fourth United Nations development decade）は、婦人の貢献と可能性を十分に考慮すべきであり、また、その実施状況を監視する場合の重要な一部分を成すべきである。国連システム関連機関は、社会の進展、特に開発途上国の婦人の状況に及ぼす国内的及び国際的経済政策の影響について調査を続ける必要がある。

20. 環境の問題は男女を含めすべての人々の生活に影響を与える。環境についての意思決定への婦人の参加は、この問題についての婦人の高い関心とそれへの関与にもかかわらず、制限されている。あらゆる側面における環境問題に対する婦人の関心は、平等及び平和を含む他の分野に影響を与えようとする婦人を一般的に振り向けるための重要な力となりうる。

勧告18.

政府は個々の婦人及び婦人団体を環境についての意思決定に参加させるような努力をすべきである。環境問題と環境と日常生活との関係についての教育的プログラムが開発されるべきである。

1992年の「環境と開発に関する国連会議（United Nations Conference on Environment and Development）」は、特に国内及び国際レベルの両方の問題に婦人を振り向かせるとともに、婦人の経験と知識が完全に考慮されるように婦人と環境問題への取組みを考えるべきである。

C 平 和

22. 或る分野には進展があるにもかかわらず、国際的、地域的及び国内的紛争が長引き、婦人は主たる犠牲者の中に数えられ続けている。同時に婦人は、紛争に関する意思決定に当たって、依然として目立たない存在である。

勧告20.

政府は、平和の過程における意思決定レベルにおける婦人の参加を拡大するよう奨励されるとともに、平和と軍縮に関する国際協定を交渉するための代表団のメンバーに婦人を含めること、更にそのような代表団に参加する婦人の数についての目標を定めるべきである。国連及び関連する国際的非政府機関は、平和の過程における婦人の係わりを増加するよう引き続き監視し、支援するべきである。

10 第4回世界女性会議「行動綱領」（総理府仮訳）（抜粋）

1995年9月15日
本会議において採択

G 権力及び意思決定における女性

182. ほとんどの国における民主化への広範な動きにもかかわらず、女性は政府の大半のレベル、特に内閣その他の行政機関への参加が大幅に不足しており、また、立法機関における政治的権力の獲得にも、「意思決定レベルの地位における女性比率を1995年までに30パーセントにする。」という経済社会理事会が是認した目標の達成にも、ほとんど進展がなかった。世界的に見て、立法機関は10パーセント、閣僚級の地位になるとさらに低い比率を女性は占めているに過ぎない。それどころか、根本的な政治的、経済的及び社会的変革の過程にある国々を含むいくつかの国では、立法機関に代表される女性の数に相当な減少を見ている。女性は、ほぼすべての国で全選挙民の少なくとも半数を占め、ほぼすべての国連加盟国で選挙権と公職に就く権利を獲得したにもかかわらず、公職の候補者になる女性は依然としてひどく不足している。多くの政党及び政治構造の伝統的な運営型式は、相変わらず女性の公的な生活への参加を阻む障害になり続けている。差別的な態度や慣行、家族及び育児の責任、そして公職を求めかつ保持するための高い代価ゆえに、女性は公職の追求を諦める可能性がある。政治に携わり、また、政府及び立法機関の意思決定の地位にある女性は、政治的な優先事項を定義し直し、女性のジェンダーに固有の問題、価値観及び経験を反映し、かつそれに対処する新しい項目を政治的課題にし、並びに主流の政治問題に関して新たな視点を提供することに寄与している。

187. あらゆるレベルにおける権力及び意思決定の公平な配分は、政府その他の行為者が、統計的なジェンダー分析を行い、政策の開発とプログラムの実施の中心にジェンダーの視点を据えるか否かにかかっている。意思決定における平等は、女性のエンパワーメントにとって不可欠である。いくつかの国では、積極的措置（アファーマティブ・アクション）が地方政府及び中央政府における33.3パーセント以上という女性比率をもたらした。

戦略目標G. 1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保障するための措置を講じること

取るべき行動

190. 政府により：

- (a) 政府機関及び委員会、公的行政機関並びに司法部門において例えば、あらゆる政府及び公的な管理的地位への女性及び男性の平等な参加の達成を目指す観点から、女性の数を実質的に増加するために、必要であれば積極的措置（ポジティブ・アクション）を通じて、特定の目標を設定して施策を実施することを含む、女性及び男性の均衡達成の目標を設定する公約を行うこと。

11 北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（総理府仮訳）（抜粋）

〔国連特別総会「女性2000年会議」（2000年6月5日～10日）の
アドホック全体会合に関する報告書（2000年9月公表）から〕

第2章 行動綱領の12重大問題領域実施に関する成果と障害

G 権力及び意思決定における女性

22. 成果：政府間・政府・非政府部門を含む意思決定及び権力のあらゆるレベルとあらゆる場で女性が全面参加することの社会にとっての重要性が、次第に認識されてきている。こうした場で、女性がより高い地位を獲得している国もある。一部の国におけるクォーター（割当て）制度、自発的同意や、評価可能なゴールやターゲット（目標）の設定を含め、ますます多くの国が、積極的改善措置（アファーマティブ・アクションやポジティブ・アクション）政策の適用、女性のリーダーシップ養成のための研修計画の策定、そして男女がともに家庭と仕事の責任を両立するための手段の導入を進めている。女性の地位向上を担当する国内体制・国内本部機構や、女性の政治家、議員、活動家及び各分野の専門家による国内・国際ネットワークが、設立され、あるいは充実強化されてきている。

23. 障害：あらゆるレベルの意思決定機関におけるジェンダーバランスの必要性について一般的に認識が定着してきているにもかかわらず、法律上の平等と事実上の平等の間にはいまだに開きがある。法律上、男女平等には目覚ましい改善が見られるが、実際には、国内的にも国際的にも、最高レベルの意思決定の場への女性の参加は1995年の第4回世界女性会議の時からそれほど変わっていない。また、とりわけ、政治、紛争防止・紛争解決機構、経済、環境及びメディアなどあらゆる領域ににおける意思決定の場への女性の参加は極めて少なく、こうした影響力の大きい分野へジェンダーの視点を組み入れる上での妨げとなっている。また、立法機関、大臣、次官レベル及び企業その他経済・社会機関の最高レベルに位置する女性は依然として少ない。伝統的な性別役割分担意識が、女性の教育やキャリアの選択を狭め、家事責任の負担を女性に課している。あらゆる女性をあらゆる政治的意思決定の場に参加できるようにする組織や政治機構のほかに、政治家養成の訓練や啓発に必要な人材や財源、社会における女性に対するジェンダーに敏感な態度や、場合によっては意思決定に携わろうとする女性の意識、選挙によって選ばれた公務員及び政党の、男女平等推進及び公共生活への女性参加の促進に向けての説明責任、意思決定過程へのジェンダーバランスの取れた参加の重要性に対する社会の認識、男性側の女性と権力を分かち合う意思、女性NGOとの十分な対話や協力の欠如が、意思決定過程への女性の参加促進を目指すイニシアティブ（先導的取組）や計画の障害となってきた。

第4章 行動綱領の完全かつ更なる実施の達成及び障害克服のための行動とイニシアティブ

58. あらゆる領域での、包括的かつ行動志向的政策の採用・実施にジェンダーの視点を主流に据えるためには、あらゆるレベルにおける政治的意志とコミットメント（関与）が極めて重要である。女性が、経済的・財政的資源、訓練、サービス、制度に平等にアクセスするとともに、これらを管理し、また意思決定や管理に参加するために必要な枠組みを更に発展させるためには政策のコミットメント（関与）が不可欠である。政策決定過程には、あらゆるレベルにおける男女のパートナーシップが必要である。行動綱領の目標達成とその実施に向けたあらゆる取組に、男性や少年も積極的に関与すべきであり、またそれが奨励されるべきである。

A 国内レベルで取るべき行動

各国政府により：

66. (a) 公的生活のあらゆる分野・あらゆるレベル、特に、政党や政治的な活動、あらゆる省庁や主要な政策立案機関及び地方の開発機関や地方公共団体において意思決定・政策立案を行う地位に関して、女性の平等な参画の機会と男性との平等を原則とした全面的参画を含め、ジェンダーバランスへの前進を促進するために、適当な場合にはクォータ（割当て）を定めることも含め、明確な長期・短期のタイムバウンドターゲット（期限付の目標）又は評価可能なゴールを設定し、その利用を奨励する。
- (b) 訓練の欠如、有償・無償の労働の二重負担、社会が抱えている偏見や固定観念など、女性、特に先住民女性その他の疎外された女性が、政策や意思決定にアクセス、参加する際に直面する障壁に取り組む。

B 国内レベルで取るべき更なる行動

81. (a) 女性の政界進出やあらゆるレベルでの参加を奨励することにより、年齢や背景を問わず男性と同じ条件の下で、女性に対する平等な機会と望ましい条件を提供する。
- (b) 女性議員の比率を上げて、公共政策の策定への寄与を高めるため、特に政党を通じた、クォータ（割当て）や評価可能なゴールの設定、あるいは議会その他の立法機関の選挙への、その他適当な手段を含め、より多くの女性候補を推薦するよう奨励する。
- (c) あらゆる女性、特に公的生活への参加に特に障壁がある女性が、自分達の生活に影響を及ぼすような決定に全面関与し、このような決定について情報提供を受けることができるような協議過程や仕組みを、NGOや地域団体を含む女性団体と協力して開発するとともに、その維持を図る。

C 国際レベルで取るべき行動

86. (c) あらゆるレベルの意思決定への女性の関与を奨励するとともに、特使や特別代表として、

そして特に、平和維持、平和構築及び常駐調整官などの業務活動に関連して事務総長に代わって周旋する場合などを含め、女性及び男性の任命に当たっては、公平な地理的配分の原則を十分尊重のうえ、女性と男性の均衡を実現させる。

88. 専門職やそれ以上のレベル、特に、平和維持使節団や平和交渉団、及びあらゆる活動における事務局上層部を含むあらゆるポストの男女比を、50対50とするという目標を達成するための実施を措置し、適当な場合にはその結果を報告し、管理に関する説明責任の仕組みを強化することを奨励する。